

平成30年

決算審査特別委員会会議録

平成30年10月17日

(第 2 日)

忠岡町議会

平成30年 決算審査特別委員会会議録（第2日）

1. 出席委員は、次のとおりであります。

委員長	高迫千代司	副委員長	和田 善臣
委員	北村 孝	委員	是枝 綾子
委員	三宅 良矢		
オブザーバー	前田 長市議長		

1. 欠席委員は、次のとおりであります。

なし

1. 本委員会に、出席を求めた理事者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教育長	富本 正昭
町長公室長	柏原 憲一	健康福祉部長	東 祥子
産業まちづくり部長	藤田 裕	教育部長	立花 武彦
消 防 長	森野 博志	教育部理事	土居 正幸
消防次長	山田 忠志		

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
係 長	長谷川太志

(会議の顛末)

委員長 (高迫千代司議員)

おはようございます。昨日に続きまして29年度の決算委員会(第2日目)を開かせていただきます。

(「午前10時00分」再開)

委員長 (高迫千代司議員)

きょうは、85ページから91ページの第5款 労働費、第6款 農林水産業費、第7款 商工費につきまして、担当課の方のご説明をお願いします。

(担当課：説明)

委員長 (高迫千代司議員)

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員 (是枝綾子議員)

委員長。

委員長 (高迫千代司議員)

是枝委員。

委員 (是枝綾子議員)

労働費のところ、労働諸費なんですけれども、86ページ、障がい者の就労支援事業の委託料がありまして、主要な施策の成果並びにをみますと、入所されているところの方のということで、その事業所に委託をしていると。忠岡町のグッズを何かつくっていただいているということですが、就労継続支援B型の通所の施設はこれの対象ではなく、入所のところだけということでしょうか。

産業振興課 (秋月貴彦課長)

委員長。

委員長 (高迫千代司議員)

秋月課長。

産業振興課 (秋月貴彦課長)

29年度につきましては、ピープルライティングスクールさんのほうで委託しまして、キャラクターグッズの封入等をしていただいております。30年度につきましては、就労継続支援B型の通所施設に対しましても委託契約をしております。図書館の図書の清掃等、業務を今やっただいていただいているところでございます。

委員 (是枝綾子議員)

委員長。

委員長 (高迫千代司議員)

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。だんだんと国の制度が変わってきてということで、就労継続支援のB型のところが、忠岡町内にはその事業所はほかにもあるんでしょうか。今、ピープルライティングスクール入所のところと、あともう1カ所、何か通所のところがあると。まだほかにもあるんでしょうか。

産業振興課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

秋月課長。

産業振興課（秋月貴彦課長）

すみません、ちょっとそこまでは全部は把握できておりません。申しわけないです。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

障がいを持っておられる方の就労につなげていくというところで、労働費のほうから出ているということなのですが、こういったそういう就業の訓練というんでしょうかね、そういう場をもっともつつくっていくということがこれから大事になっていくと思いますので、今後こういった施設がふえていくかもしれないですが、ふえた場合には、またそういったそういう仕事というものを、こういった就労継続支援B型のところに委託をしていく方向という感じなんでしょうか、忠岡町は。

産業振興課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

秋月課長。

産業振興課（秋月貴彦課長）

ちょっと今のところ、ふやすというところまでは行っておりませんが、そういうお話があれば、ちょっと検討していきたいなと思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

作業所みたいな感じのところだと思うんです。A型じゃなくB型なので。何か月に賃金、工賃というて、1万円ちょっとぐらい、皆さん受け取っているようなところだと思います。そういったところでも、やっぱり働きたいと、障がいがあっても働きたいという人たちがふえてきておりますので、そういった機会を今後もつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次、いいですか。

委員長（高迫千代司議員）

はい、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

次ですね、レベルアップ支援補助金についてお尋ねします。86ページです。28年度に始めて新規の分で2年目の事業なんですけれども、利用者がかなりふえていらっしゃるみたいです。だんだん浸透してきていると思いますが、どのような資格を大体皆さん取得されていってるんでしょうか。

産業振興課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

秋月課長。

産業振興課（秋月貴彦課長）

28年度につきましては、フォークリフト等が多かったんですけれども、29年度につきましては、多いのが2級の船舶操縦免許、3級の海上特殊無線技師ですね。漁協さんの漁師さんに係る資格が何件かありましたので、そのほかは調剤の検定等ということになります。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これはどんな資格でも構わない、何かちょっと制限があるんでしょうかね。それとも特に設けていらっしゃるんですかね。

産業振興課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

秋月課長。

産業振興課（秋月貴彦課長）

国家資格と一般的に技能検定と言われてるものにつきまして補助させていただいており

まして、なるべく広い範囲の方に資格を取っていただいて、就労できるような資格を取っていただけたらなということで実施しております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これを取って仕事につけるようになったとか、また就労に結びついたという、そういうケースとかはあるんでしょうか。

産業振興課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

秋月課長。

産業振興課（秋月貴彦課長）

ちょっとその後まで、追いかけてまでは調査しておりませんので、恐らくあるのではないかなと思います。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

なるべく、こういう制度がありますということで周知をもっともっとやっていただいて、レベルアップしていただいて、また仕事も見つけるようになっていくようにということで、ぜひよろしくお願いします。

もう1つ。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

農林水産費についてお聞きいたします。87ページの農道等の修繕料について関連してですけれども、毎年わずかずつでありましたが、農道の改修を4年かけて、ある一定の範囲のどこをやっていたりとかいうことで、ありがとうございました。大変喜んで、そこを通られる方とかも喜んでおられます。

それで、どこが農道か、普通の一般の道路かというのが、なかなか通ってる方にはわかりにくいんですけど、馬瀬2丁目の農道で降った雨がたまるところがあって、別に雨水管を引けということで、あるんですね、雨水管を引かなくても、それを落とし込む会所が少

ないというのと、会所のふたが全然ふたになってしまっていて水が流れにくいというところがあるので、ちょっとふたの改善をすれば、大きな工事をかける必要はないであろうというところがあるので、そういったところのふたの改善をしていただきたいという要望がありまして。冠水するんです、いつもそこね。でも、何時間かしたら引いていくと。ちょっとずつちょっとずつ流れてみたいな、そんなところですので、またぜひ見ていただいて、改善ね、そんな大きなお金がかからないものであれば、ぜひ改善していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

産業振興課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

秋月課長。

産業振興課（秋月貴彦課長）

ちょっと現場のほうを確認させていただきまして、実際、技術的なこともあるので、ちょっと私、今すぐお答えできませんけど、検討してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

委員（是枝綾子議員）

よろしくをお願いします。

あと、農業の振興費の補助金についてお尋ねいたします。87ページです。87ページの一番最後の補助金のところですが、これの中身というよりも、農業の振興というところで、忠岡町は先ほども歳入のところでも申し上げた農地の固定資産税が大変高いということで、市街化区域なものですので、あと、そういう三大都市じゃないので高いと。で、宅地の農地の扱いということなので、大変高いです。

今度ね、この年度ですかね、都市農業振興法ができました、国会でね。全会一致で成立したような都市農業振興法ですね。それに基づいて、国と地方自治体は振興策をとらないといけないと、都市農業に関して。ということで、それは市街化区域であろうと調整区域であろうと、都市農業をまあまあ言うたら守っていかうと、振興していかうと、営農できるように対策をとっていかうという法律の趣旨なので、忠岡町で営農できるように税の軽減策というものも、そういった振興策に加えていただく。税の軽減が直接できなければ、それに相当するものというふうな振興策も必要ではないかと。何らかの措置をやっぱりとっていかないといけないということが法律でできましたので、それについて営農できる対策についてはいかがお考えでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

是枝委員仰せのように、都市における農地の重要性につきましては、国の都市農業振興基本計画におきましても、都市農地の位置づけを、おっしゃるように宅地化すべきものから都市にあるべきものへと大きく転換をされております。また、計画的に農地を保全していくものとされてきております。

今後、本町におきましても、国の動向を注視しつつ、農業委員会、農協さんなどを通じまして、農地に携わっている方々の意見も伺いながら、今後、市街化区域内農地としてのあり方について、引き続き意見も伺いながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これまでも忠岡町はそういう姿勢で、そういう答弁で、この法律がある以前からもそうやってやってこられましたけれども、できたということで、やはりその法の趣旨に基づいたさらなる努力が求められてきたということなので、今までとは違うということなんです。

その固定資産税の軽減ができないのであれば、それに対するということなんですけど、東日本の大震災以降にアンケート調査を、やっぱり都市部の農地というのは大体保全すべきであるという意見が、アンケートなんか、農林水産省かどこかが取ったんですけども、8割近くの方が保全すべきだというふうな。

それはなぜかということ、防災の意味があるというところで、そういった農地の保水力であったり、自然環境の分であったりとか、あと東日本の大震災のときは、仮設住宅をね、そういう農業やそういった土地に仮設住宅を建てたりとか、そういったことも、そういう土地の確保という点でも大事なものということで、やっぱり震災、災害から都市を守るという意味合いがあります。これだけゲリラ豪雨で雨が一度に降るといったときの雨水を保水するということでも、やっぱり農地というのは見直されているということですので、ぜひそういった対策を、振興策を新たに考えていく必要があるのではないかとということで、それについては、それとあと地方計画をつくるということもそこにはうたわれてるんですけども、振興法やら基本法ではね。国と地方自治体が、地方計画というたら地方公共団体の部分ですけど、それについて、つくらなければいけないという罰則も特にないんですけども、つくられるお考えというのはないでしょうか。

産業振興課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

秋月課長。

産業振興課（秋月貴彦課長）

ちょっと今すぐ計画を策定するという予定はないんですけれども、近隣の動向も見ながら、今後、検討課題としてまいりたいと思っております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

計画をつくるのが目的ではなくて、振興策、振興していくというところがありますので、そういった振興策を先行させて、やっぱり行く行くは地方計画をつくっていただくというふうに取り組んでいただきたいと。農地はもう減らしていく、減反をする時代ではなくて、国として都市農業を振興していくと、保全していくという立場に国の方針が変わったというところで、忠岡町の農政も変わっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（高迫千代司議員）

返事はよろしいんですか。

委員（是枝綾子議員）

返事、一言お願いします。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

本町におきましては、農地の後継者の獲得というのが困難な状況でございますので、それにかわる農地の保全ということで、いろんな方策について意見を伺いながら検討してまいりたいと思っております。

委員（是枝綾子議員）

ぜひよろしく願いいたします。

全部言ってしまっていていいですか。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質疑ある方おられますか。

なければ、是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

では、台風21号の農業に関する被害状況についてお尋ねいたします。5件ということで被害状況ですね、産業振興課のほうでは罹災証明を発行されていらっしゃると思います。その方々の罹災証明は、融資ですね、農業についても無利息、無利子か何かのそういった分があるかと思うんですけど、それ以外に何か使えるのでしょうか。

産業振興課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

秋月課長。

産業振興課（秋月貴彦課長）

国のほうで支援策というのが発表されまして、ちょっと今、被災証明書を発行した農家さん、それと相談のあった農家さんにつきまして要望調査をしているところでございます。国の補助のほうで最高で2分の1と、市町村、大阪府のほうで20%ずつですので、農家さんについては10%の負担で、条件が合えば補助という制度もございますので、まだちょっと要望が取り切れてませんので、今後、期間内に要望調査を取りまとめて、大阪府、国のほうへ報告したいなと思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

忠岡の中を見ても、ビニールハウスが壊れてしまっていて破損しているところも、高月北のほうでも南とかでもありますし、あと、農機具を入れている倉庫、立派な倉庫は別に被害はそんなにないんですけども、田んぼの中に農機具を入れているとか、そういう農作業のいろんなものを置いているのは木製ですので、それが風で飛んでぼろぼろになって、もう瓦れきになっているというところも、ところどころあります。それについて、そういう支援が国の条件というのが、やっぱり国も条件をいっぱいつけてはるんで、それになかなかいところというのが、もしそれがなかったら、農機具がさびてしまいますんでね、営農できないということになったりとか、だから農業を続けていくために国の支援策でしていただけない部分についてのまたそういった要望というのがあるかと思っておりますので、それについては忠岡町としても何らかの対策を検討していただきたいと思いますが、今後ちょっと被害状況について要望とかを、忠岡町がアンケートというか調査をしてるんですか。どこが調査してるのでしょうか。

産業振興課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

秋月課長。

産業振興課（秋月貴彦課長）

忠岡町が忠岡町内の農家さんに対しまして要望調査を行いまして、補助を受ける方につきましては、また大阪府のほうへ要望していくということになります。

委員（是枝綾子議員）

町が直接要望を聞いていただいていると、今。農業委員会とか中心にですね、はい。ぜひ皆さんが営農できるようにというふうなことで、支援のほうをよろしく願いいたします。いつごろ、その結果というのはいつごろまでにまとめられて出されるんですか。

産業振興課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

どうぞ。

産業振興課（秋月貴彦課長）

もう来週早々には要望調査を終了しようかと、大阪府の期限も22日と切られてますので、それまでには。ちょっと今、ばたばたとやっているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。それが取りまとめられたら、またお教えいただけたらと思いますので、よろしく願います。

あと、税の減免ということについては、また町税のほうの税のほうでお聞きせなあかんのので、ここではちょっと置いときますが、わかりました。

あと、いつもお聞きしてるんですけれども、農業費に対する地方交付税の需要額というのは、いつも毎年いろいろあるかと思うんですけれども、それについては幾らあって、あと、農業委員会の事務局を設置すると交付金が入ると思うんですけれども、その交付金の金額をちょっとお教えいただきたいんですけれども。

産業振興課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

秋月課長。

産業振興課（秋月貴彦課長）

農業費に対する地方交付税の需要額につきましては、1,042万5,000円となっております。農業委員会設置に係る交付金額につきましては、平成29年度、59万7,

000円となっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今、交付税の需要額で見ていただいている分は、これは28年度の方、29年度の方ですか。

産業振興課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

秋月課長。

産業振興課（秋月貴彦課長）

29年度でございます。

委員（是枝綾子議員）

あまり28も29もそんなに大きな違いはないですか。

産業振興課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

どうぞ。

産業振興課（秋月貴彦課長）

28年度につきましては994万3,000円、先ほど申し上げました29年度分については1,042万5,000円でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

農業に対しての地方交付税の算入額が大体1,000万円と、農業委員会に対しては交付金が、まあまあ60万ぐらいということですが、そしたら、忠岡町の農業の振興のために一応農業に対しての交付税が来るということですが、支出が全体で1,900万円なんです、農業関係のですね。振興費が240万ということ。もう少しちょっと、1,000万円ぐらい来ているので、農業の振興費をもう少し増額してもいんじゃないかと。240万ですね。それは人件費がほとんどだと思います。農業委員会費と職員の給料2人分ね。農業委員会の職員の2人ということだと思いますので、そういったこと

にほぼ使われているということですね。で、農業費の多くが。

産業振興課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

秋月課長。

産業振興課（秋月貴彦課長）

そういうことになります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ということで、もう少し農業の振興費、1,000万円前後来ているのであれば、農業振興費240万程度ということなので、もう少し増額してもいいんじゃないかというふうに思いますが、今後、都市農業を守っていくということになりますと、やっぱりその財政措置も必要ですね、都市農業を守っていく、振興していくということで。基本法なり、そういったものを実行していこうと思うと、予算措置をしていかないといけないので、これは今よりももっと拡充していくということを国のほうでも求められてるわけなんですよね。なので、ちょっとこれを増額していくという意味でもさまざまな、こういった財政支出のこの比率で見ますと、ちょっと少ないのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

本町におきましては、委員仰せのように農地の保全の対策としまして、現在まで貸し菜園の利用、また泉州地域で生産される作物などを使用した料理講習会などを実施しまして、「忠岡町特産グルメ」というブログを立ち上げまして、町のホームページとリンクをし、広く食育活動を推進する施策としまして、地産地消推進事業、このような施策というのを実施してまいりましたが、国のほうもさらに計画的に農地の保全ということも出てますんで、これに加えた何か保全策をとれるかどうかというのも、今後検討課題としていきたいと考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

農地の保全をするには、営農してもらわないと農地として保全ができないということで、営農に対する振興というところで、先ほどの農地の軽減に相当するような、そういった営農をね、中小企業には利子補給をしているように、やっぱり営農に対するダイレクトな支援もぜひお願いしたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

いいですか。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

商工費です。忠岡町起業・創業支援補助金、91ページのところの支出の分ですが、起業・創業支援補助金60万円で、制度ができて3年目だったかと思ひますけれども、去年は40万の支出で、今度60万ということで、各年度の起業された方の件数についてお教へいただきたいんですけれども。この年度は何件だったのかということもあわせて。

産業振興課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

秋月課長。

産業振興課（秋月貴彦課長）

それは、給付した件数でよろしいでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

はい、給付で。

産業振興課（秋月貴彦課長）

平成27年度4件、28年度4件、29年度は6件となっております。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

いろいろ条件があるのでね、で、10万円上限ということなのですからけれども、一応少しずつふえてきているということで、もっともっとたくさん起業していただけるように、起業に対してのいろいろ講習や研修とか、そういったことも商工会とタイアップして忠岡町

はされていると思いますので、引き続きやっていただきたいというふうに思います。

今後について何か目標とか持っていらっしゃるんでしょうか、起案件数の毎年の。
産業振興課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

秋月課長。

産業振興課（秋月貴彦課長）

創業者数の一応目標値としては、年7件という目標でやっております。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

年7件ということで、6件ということなので、またもうちょっと頑張っていたきたいというふうに思いますので、支援のほうをよろしくお願いします。

続けてですが、中小企業の振興資金利子補給ということで、それは90ページ、ちょっと戻ります、すみません。90ページの一番下のところですが、利子補給について34件、前年度も34件ということでありまして、で、これは5年間だけなのですが、いつも言っています利子補給とあわせて、借りる人は、府の融資とか国金とか借りるときに、信用保証協会に納付金を納めると思うんです、保証料を。それについて、10万円とかいろいろあるかと思うんですが、それに対しての補助というものはしていただけないんでしょうかという質問なんです。

産業振興課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

秋月課長。

産業振興課（秋月貴彦課長）

ちょっと今のところは利子補給のみでの対応とさせていただきたいなと思っております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今後、この利子補給を受けられる件数がどう推移していくかということなんです、そ

ういった信用保証協会へ納める分も、結構ちょっとしんどい部分もありますので、それに対しての補助というかね、全額丸々というふうには言いませんので、補助もぜひ検討していただけたらというふうに思います。新たに借りる人だけですのでね、信用保証協会ですと借りるときにね。毎年というか、借りるときに1回だけですのでね。なので、ぜひよろしくお願ひいたします。近隣の状況についてはつかんでいらっしゃるでしょうか。信用保証協会の保証料の補助というのは。

産業振興課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

秋月課長。

産業振興課（秋月貴彦課長）

ちょっとまたその辺も調査して、検討してまいりたいなと思います。

委員（是枝綾子議員）

よろしくお願ひします。

あとは、そうですね。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町内を見回しても、お店、店舗のところで、台風の被害に遭われて、ちょっと工事したりとか、いろいろされてるとか、もう店をやめるというようなところもやっぱりあるわけで、被害が出てるんですが、台風被害の状況については、商工関係では忠岡町は把握されてるでしょうか。

産業振興課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

秋月課長。

産業振興課（秋月貴彦課長）

商工会さんのほうと連携しまして、件数のほうですね、先般、商工会のほうから報告いただいた件数につきましては、相談件数が26件ということで、件数だけは把握させていただいております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

罹災証明とかは、もう普通の一般の住宅の方と一緒に罹災証明になるわけですか。農業は農業で産業振興課が罹災証明を出しますが、商工業のこういった店舗や工場とかの被害というのは、どこが証明を出しはるのでしょうか。

産業振興課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

秋月課長。

産業振興課（秋月貴彦課長）

ちょっとすみません、その辺も確認またさせていただいて、またご報告させていただきます。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。被害はね、住宅だけでなく、そういう店舗や工場とか、そういった事業所のところでも出ているかと思えますので、その状況もつかんでいただいて、必要なね、融資とかいろいろあるかと思えますけれども、それ以外にいろいろとお困りのこと、融資というたら貸してくれるだけなんで、返さないといけないので、事業をするだけでも大変な、中小零細の企業は大変やと思えますので、そういったところについてのいろいろな税や保険料やらの減免とかいうふうな対応も今後必要になってくるかと思えますが、まずはちょっと実態の把握をしていただきたいというふうに思えますので、よろしくお願ひします。

以上です。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ちょっとお伺いしたいんですが、忠岡町に企業は何軒ぐらいあるんですか、今。

産業振興課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

秋月課長。

産業振興課（秋月貴彦課長）

ちょっと正確な数値は把握しておりませんが、商工会さんのほうでの登録件数というのが700件程度というふうには聞いておりますので。ちょっとすみません、申しわけないです。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

町内企業の数はこちらへんと。法人の数でいいです。

産業振興課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

秋月課長。

産業振興課（秋月貴彦課長）

すみません、平成28年経済センサス活動調査の事業所数としましては、595軒となっております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

今、それはどういう傾向なんですか。減ってる傾向にあるのか、維持傾向にあるのか、ふえてる傾向にあるのかというのはわかりますか。

産業振興課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

秋月課長。

産業振興課（秋月貴彦課長）

減少傾向でございます。

委員（三宅良矢議員）

すみません。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

何年比でどれぐらいとかって、わかりますか。

産業振興課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

秋月課長。

産業振興課（秋月貴彦課長）

前回の調査が、平成26年の経済センサス基礎調査がございまして、それと比べますと95.5%となっておりますので、4.5%減となっております。

委員（三宅良矢議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その要因は。例えば、特定の業種に偏って4.5%減っているのか、特定の業種に偏らず満遍なく減っているのか、その辺の根拠というか資料、そういう情報ってありますか。

産業振興課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

秋月課長。

産業振興課（秋月貴彦課長）

すみません、ちょっと申しわけないです。そこまで細かい資料がございません。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

それが、例えば倒産なのか廃業なのかでも全然違ってくるじゃないですか。よく今あるのが、後継者がいないからやめちゃいましたというところも、忠岡でも1軒そういう方を知ってるんですけど、実際問題そういうところのニーズとかの拾い上げとか、そういうのも今後の使命というか、役場も含めての命題やとは思っています。変な話ね、企業がなくなっていけば、それだけ法人税収も減っていきますし、雇用の場も失われて、結局、忠岡がベッドタウン化するだけの話になってくるので、それって、また今後の政策の方向性についてすごい重要な、要は位置を占めてると僕は思っています。その辺の分析というか、何でなのか、まず廃業なのか倒産なのかとか、その辺をもっと見きわめていただいた上で、まあまあ今後の施策の方向性にもかかわってくると思うんですけど、いま一度ちょっとその辺だけは重視していただきたいなと思うんですけど、お願いできますか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

三宅委員おっしゃるように、まず町内の事業所の実態を把握することということが必要になるというふうに考えております。また、どのような事業を実施すれば、既存産業の振興、また、言われてる事業所の減に歯どめをかけられるかということにつきましては、さまざまな業種に向けて同一の施策というものが通用するわけではございませんので、なかなか難しいとは考えておりますけれども、今後とも商工会との連携も密にしまして、方策について検討してまいりたいと考えております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

今あるものをまずやめさせないというのと、新たに、先ほどの起業もありましたけど、今度やりたいという人たちをふやすという、これまた全然違う方策やと思いますので、またそんなんも分けて、僕もちょっといろいろ思うところがあるので、またそれは総括のときに言うんですけど、提案させてもらいますのでよろしくお願いします。結構です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

先ほどの経済センサスの数字の件でなんですけれども、その経済センサスの調査の対象となる事業所は、従業員が5人以上とか何人以上とかいうことだと思いますけれども、これはどういう規模の事業所の分でしょうか。

産業振興課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

秋月課長。

産業振興課（秋月貴彦課長）

経済活動が行われている場所ごとの単位ということになりますので、人数規模とかは特になく、全ての事業所に対しての調査ということになります。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

事業所ということで、個人でされているところというのは対象ではないですね。

産業振興課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

秋月課長。

産業振興課（秋月貴彦課長）

個人のところも対象となっております。

委員（是枝綾子議員）

そうですか。はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

商工会に登録されている件数が700件あって、経済センサスの個人のところも含めて595件というのは、また不思議な数字の関係ですのでね、正確な事業所というのと商工会の登録とはまたちょっと違うんでしょうね。

産業振興課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

秋月課長。

産業振興課（秋月貴彦課長）

ちょっと、おおむねということで最初に答えさせていただきまして。

委員（是枝綾子議員）

おおむねですか。はい。

産業振興課（秋月貴彦課長）

商工会さんのほうは、忠岡町内事業所のみだけではなく、近隣の岸和田市であったり泉大津市であったりという事業所さんの登録というのもございますので、忠岡町内の事業所だけではございませんので。

委員（是枝綾子議員）

その差があるということですね。

委員長（高迫千代司議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（高迫千代司議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（高迫千代司議員）

次に、91ページから98ページの第8款 土木費について、担当課のご説明をお願いします。

（担当課：説明）

委員長（高迫千代司議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

新浜緑地費の施設管理費に関してですが、93ページであります。台風21号の被害で緑地のところの木がかなり倒木というんですかね、で、そこが歩けるところが歩けないとか、今通行どめというんですかね、使えない状態になっていますけれども、これの後の処理というんでしょうかね、府はしてくれないんでしょうかね。この処理費、費用の問題ですね。費用の問題があつてそのままの状態になっているということだと思ふんですけど、どこが処理費を出すんでしょうか。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

新浜緑地につきましては、海に面して長い遊歩道がございますけども、相当大量の倒木

被害に遭っております。遊歩道の通路にかかる分だけでも60本ぐらいのクロマツが倒れておりまして、歩けない状態になっておるところであります。現在、災害ごみもございまして、新浜緑地は閉園しているわけではございますけども、新浜緑地にお勤めのシルバー人材センターの方が、背の高い樹木であったりとか、幹の細いものにつきましては、公園維持をするかわりに、今その除去に努めていただいているところでございます。もう相当数、取り払っております。

で、幹の大きなものにつきましては、大阪府と協議の上、本年度、100万円の園路を修理するお金を計上しておりましたけども、その100万円を使って幹の大きな樹木の伐採、切断を行うということに打ち合わせの上でいたしまして、本日から取りかかっているところでございます。その100万円では到底全てのものを取り払うことはできなくて、とりあえず園路の部分を取り払う、またはちぎれて折れそうな、落下しそうな枝を取り払う、この作業を今年度行いまして、何とか年度内の開園を目指しておるところであります。

で、今年度まかなえなかった分につきましては、来年度、大阪府のほうからまた追加で措置されるということに担当者間では打ち合わせになってございますので、要望してまいりたいというふうに思っております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

かなり被害が大きかったんですね。今、閉めていらっしゃるから見に行くこともあまりないんですけれども。そうですか。年度内、3月末ですね、年度内の開園ということなので、かなりその間、使って、割と新浜緑地公園、土・日はかなり利用が多いというんですか、貸し出しているのですね。そういったところもありますので、早く開園してほしいなというふうなお声はちょっと聞いておったんですけれども、なかなか大変ですね。そうですか。わかりました。

その費用の負担については、府のほうが大半を持っていただける感じになるわけですね。協議はこれからということですけど、まだ。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

基本的に新浜緑地の運営管理に関しましては、100%大阪府が措置されておりました。

て、今、交渉しておりますのが、災害によって通常以外の部分の費用をどれだけ出しているのかというところで、大阪府としては、とりあえずことしは園路の補修で予定していた100万をそれに充ててくれということでありまして、来年度につきましては、今年度できなかった部分について措置をするというお話を今進めておりますので、できる限り早い開園を目指していきたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。遊歩道の部分ですので、グラウンド使用のところには影響がないということで、3月末の開園ということをおっしゃっておられるんですか。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

グラウンドの周辺の樹木、倒木の処理につきましては、本町シルバー人材センターのほうでほぼ終わっております、あとは災害ごみの除去状況の問題かなというふうに考えております。それは内部でも協議を進めながら、この先、詰めていくことになるのかなというふうに考えています。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。ご努力いただいているということで、一日も早く開園に向けて頑張っていたきたいと思います。府が全額負担をしていただけると、倒木の関係の処理費ということで、それはちょっと聞いて安心しました。また引き続きよろしくお願いします。

あと、いいですか。

委員長（高迫千代司議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

いつも言っている交通安全対策費については、2点あるんですけども、駅周辺自転車の整理委託料ということで、28年度は時間をちょっと短くされて、少し170万円ほど

減らされているということなんですけれども、それについての影響がどうあるのかということと、あと、南海電車にこの部分の負担をいつも求めていただきたいということで、お話、協議ということではどのようになってますでしょうか。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

まず、1点目の駐輪場の問題ですけれども、時間を縮めて、その差額につきましては、周辺の道路であったりとか水路の維持管理に役立てているところでもあります。そういう意味では、時間を短くすることによって効果が出ているというふうには考えております。この先も、どうあるべきかということは、町営駐輪場のあり方そのものを考えていかなければならないのかというふうに考えておりますので、今現状のところはこのままの体制で行くんであろうというふうに考えております。

2点目の南海電鉄への交渉といたしますか、話の問題でありますけれども、大阪府の担当の方と南海電鉄に行きまして、いろいろとお話をしてまいりました。

結論から申し上げますと、今、本町が負担をしている自転車整理等の費用負担は、一応企業であって営利活動をしているので、できないということでございました。ただ、本町の賃貸料ですね、駐輪場を借りている賃貸料というのは、民間の企業に今いろんな店舗とかに貸されておりますけれども、それから比べても相当に低い額であるということです。具体的にいろんな数値も伺ってまいりましたが、ざっと計算しましても、3.36分の1ぐらいの金額ということになっておりますので、その辺の協力といたしますか、ご理解いただきたいということでございました。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

自転車をとめに来られる方は、ほぼ南海電車のお客さん、南海電車の利益に貢献している、利益のためのお客さんであるというところの意味合いからすると、これは全額この分は南海電車が本来は持つべきと、住民からすれば、住民の目線からすれば、本来そうやと思います。南海電車のお客さんやから。ライフやったらライフの駐車場ね、お客さんの分、ライフが見てるというのと一緒でね。それでもうけていらっしゃるわけですから、そこはちょっと住民目線からすると、大阪府の考えというのはちょっと理解できないなとい

うことであります。町としても同様だと思いますが、自転車のこの借上料を無料にするぐらいということ、それが低いと、もっと出してもええみたいなことを大阪府が言っているということは、何か、そういうことですね。

建設課（谷野栄二課長）

南海です。

委員（是枝綾子議員）

南海電車が言っているということで、何と失礼な、南海電鉄ってね。それで利益を上げているのにというふうに思いますので、これはちょっと許せないなというふうな南海電車の見解だと思います。

国の法律が、その駅というんですか、電鉄会社、その鉄道会社と地方自治体ですね、市町村と協力して駐輪場については整備しないといけないという、そういう法律があるけど、実際は地方自治体にのみ押しつけているという部分が大きい、そういう法律だと思うので、国のほうに対しても、やっぱり鉄道設置者の責任をもっと問うような内容に変えていってもらいたい。法律がそうになっていないから、こういうふうなことを鉄道会社が言うわけなんで、ちょっとそういった改善についても国のほうにも求めていっていただかないと、自転車の整理委託料500万円ね。最初導入したときは、緊急雇用の交付金というもの3年間あったので、それを充ててやってたからスタートできたということやけど、それははしごを外されて、3年間だけでしたのでね、そこからはずうっと忠岡町が身出しをしているという財政の支出のあり方になってると思います。

でも、これをしなければ、あそこの周辺は通行できないということで、住民がほんとに困ると、通れないということになるのでということなので、忠岡町は頑張っ出てやっただいてるという、そういう経緯がありますので、何でも経緯というのは大事だと思いますので、やっぱり国に対して求めていくということも、ぜひ法の改善というんですか、鉄道事業者の責任をもう少し問うような中身にさせていただいて、せめてこの借上料ぐらい無料にするぐらいの形でしてもらわないと。で、もっとこの自転車の整理委託料の分も少しでも持っていただけるようにということで、引き続き協議、要望をしていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。頑張っただいてると思いますが、よろしく願いします。

続けて、すみません。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あと、もうちょっとだけありますので、すみません。交通安全対策に関してですけれども、9月議会で河野議員が質問を一般質問でしましたけども、危険な通学路の交通安全対策に、2年に一度、その計画を持たれて、その調査に入っていない分は次の2年後にという

ふうなちょっとお答えだったと思いますけれども、やっぱり危険なところは、2年間、子どもは待てませんので、やっぱりそういったところには対策を個別にまたとっていただく。もしそこで計画に入っていないくて交通事故に遭ったということになったら大変なことです。

ということで、それをお願いしたいんですが、その計画のつくり方のところで1つ申し上げたいことがあるんですが、PTAと学校の先生と役所の教育委員会の方と一緒にいかれて、建設課も行かれてると思いますけども、見回していらっしゃるけども、毎朝、まあ言うたら子どもの通学の安全のために立ってくれてる方に意見を求められてないということで、その立ってる方が怒ってはったんですけれども、毎日立っていて、危ないと感じている人の声を聞かへんで、全然学校の先生も見に来えへんし、親も立てへんし、全然見てへん人たちが見回ってつくってるというふうに、その方は憤慨されていました。

ということで、そういうボランティアで立っていただいている方の声というんですか、そういったのもぜひ聞いていただいた上で計画というのはつくるようにしていただきたい。日ごろ見ている人に聞いていただきたいということでね、教育委員会がつくりはったから、また教育のところでもお聞きしますけれども、そうですね、これ、通学路の交通安全対策の計画そのものは教育委員会のほうがつくるんですか、それともこちらのほうがつくるんですか。すみません。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

通学路の交通安全プログラムにつきましては、一応建設課が事務局となりまして、そもそも、もともとの発祥が警察庁、それから文部科学省、国土交通省、三者の縦割りの行政がお互いに力を合わせて子どもたちの安全を守りましょうというところから発端しておりまして、それぞれの部門が上の組織から指示を受けて、で、自治体が事務局をつくって、関係者を集めて計画づくりを行うということで、本町もたび重なって現地調査、また会議を重ねまして、交通安全プログラムというものを策定いたしております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

建設課に対して言うてるんじゃないなくて、教育委員会に言うたつもりでね、ここには教育長がいらっしゃるんですけど、またそれはそれで、また教育のところでも申し上げたいと思

います。

そのところで、1カ所ちょっと高月北の、ちょうど真ん中の広い高月北の中央道路というんですかね、広いところ、あそこも結構朝は見通しがいい、真っすぐの信号がないところであるので、かなりのスピードで抜け道になってますので、かなり危ないと。歩くところも1メートルないんですね、歩道部分が、白線は引いていただいているんですが。そのところについての、全部というたらかなり長い距離になるけど、グリーンベルトをほとんどは全部塗ってほしいけども、危ない箇所があって、第二阪和の高架のところから、あそこの高架のところの側道から上っていくのが通学路になってるんですね。あそこに渡るところが非常に、交差が非常に何方向から来るんや、かなり危険な箇所なんですけれども、そのところだけでも子どもたちの安全の、通学路の安全対策ということで、そういったことを河野議員が9月議会で言っていたかと思うんですが、そういったところの対策もぜひしてほしいということで、ぜひそこを。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

その場所につきましては、合同点検での点検箇所になってございまして、横断歩道の塗りかえを初め対策が一応終わっておるところでございまして。それと、グリーンベルト等のご要望もございましたけども、本町の予算の中では、交通安全対策工事といたしまして、国費を使う工事を、約300万ぐらいの工事を行うんですけれども、それにつきましては半分以上が国からお金が措置されますので、そうした工事も行っている。それから、従来から交通安全施設整備工事といたしまして、29年度決算で306万7,200円の決算額が出ておりますけども、これは比較的自由に使えるお金で、この費用も使いながら交通安全対策工で規模の小さなやつはやってございまして、小規模なやつにつきましては、これで随時執り行っておるところであります。

ただ、全体的にグリーンベルトを引くとか、そうしたところはやっぱり国のお金をいただかないと事業がしにくいというのもございまして、ぜひともそういったところがございましたら、学校、また自治会等も入っておりますので、そうしたところから声を上げていただきたいなというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。また教育委員会のところの部分で質問いたします。ありがとうございます。

あと、ちょっとどうしようかな。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません、まとめてちょっと申し上げます。河川水路改良及び維持費に関してですが、96ページのあたりになるかと思えます。町内水路改修等工事に関することですが、突然の豪雨ということで、雨水がたまって冠水する道路がやっぱり何カ所かまだまだ残っているかと思えますけれども、そういった降った雨が流れにくいというんですかね、たまってしまう箇所というのは、町内で把握されてるだけで何カ所ぐらいございますでしょうか。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

道路自身が冠水するところにつきましては、深田線ですね。深田線の周囲が冠水しております。それと、忠岡の忠岡中3丁目のあたりですね。あそこにも一部、敷地がちょっと冠水するところがございます。その深田線につきましては、一昨年から下水道課が雨水管を少しずつ延ばしてございまして、私は雨が降るたびに見に行くんですけども、相当に効果が出ております。これが順次延伸されるごとに、道路冠水というのはだんだんなくなっていくのかなと。通常の雨では、48ミリ程度の雨ではなくなっていくのかなというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今お聞きしたところは雨水で工事されてるけど、そもそもの工事がされないといけないんですが、先ほども農道のところで申し上げたように、降った雨をきちんと下の管やら排水のところに流すところの口がちゃんと設置されていないと。低いところやのに、低いところには会所がなく、その上の高いところにしかないとか、何かちょっとおかしい、そういうふぐあいなところがやっぱりところどころあるんです。具体的に聞いているのが、中2丁目やったかな、何かところとかですか。

委員長（高迫千代司議員）

中3。

委員（是枝綾子議員）

中3。同じところ、あそこやね。ところと、あと例えばオークワの裏口のところのダイコー住宅の入り口というんですか、ちょうどお買い物から帰ろうと思ったら、冠水していて帰られへんかったとかというふうな、そういう。いつも降ると、そのお家の方は堰を自分でつくって、木の板をかうてきて、家の中へ入らんように堰をちょっとガレージ、中間のところに置くというふうなことをされていらっしゃるんです。会所がないんですね、その低くなっているところに。ということで、雨水管工事をしなくても、ちゃんと流れるところをつくれればいけるというところの冠水というところもありますので、そういうところについては一応建設課のほうに申し上げたら、別に下水道課に言うほどのことではないかと思しますので、そういった要望は上げていけば、町内水路改修等工事というこの予算のところの範囲内でできることであれば、対応も考えていただけるということでしょうか。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

水路の改修というよりも、それは道路維持になるかと思しますので、建設課にご指示いただきましたら、対応できるものは対応させていただきます。

それと、先ほど冠水箇所、そのほかにもいろいろありまして、町民グラウンドの下の部分の旧の住宅街であったりとか、あと馬瀬1丁目のところであったりとか、ところどころございます。先生ご指摘の部分も、道路排水もありますけども、基本的に町道野田線、東忠岡小学校の山側の道ですけども、あそこに雨水管が入っておりませんので、そこに入れば恐らくなくなると思います。ただ、今現状では雨水管がございませんので、大量の雨が少し時間なく降ると、下が飲めなくなるからあふれてくるといったことが主な原因かなというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

具体的に箇所もつかんでいらっしゃって、その雨水が冠水する原因もきちんと把握されているということですので、その対応について、またぜひ対応していただいて、冠水箇所がなくなるようにということで、よろしく願いいたします。

あと、はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません、あと、大津川河川公園管理委託料から、ずっと流木の処理委託料、そのほか被害の復旧工事に関してお聞きいたします。今回、堤防道路の川側ののり面のところも管理委託料のほうに含めたというふうに、去年の決算委員会では何かそういう答弁があったと思いますけれども、そういうふうになっていますでしょうか。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

かなり以前から堤防道路の公園側につきましては、本町で担当しておりまして、河川公園委託料の中に含んでおります。

委員（是枝綾子議員）

含んでいるということですね。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

仕様書では年3回ということになっているので、なかなかちょっと、年3回ですと夏場かなり繁って、通行するときかなり草がはみ出して、危ないということで、これはちょっと年3回では済まない状態になっているのではないかというふうに思います。で、これを回数をふやせば、また委託料が上がっていくということになるということになりますが、それはでも委託料も上がるけれども、交通安全からしたらちょっと、車はいいですよ、車はいいんですけども、あそこを自転車や歩行者がやっぱり通っているということで、非常に危ないのでね、これは危ない箇所だけでも、全部一斉に、年3回でなく、危ない箇所だけはこまめに切っていただくような、そういう仕様書じゃないですけど、何かそういうことはできないでしょうか。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

今、仕様書で年3回となっておりますけど、現実的には3回以上やっております。大変作業箇所が長うございまして、上から刈り始めて下まで行ったら、また上が生えていると。一番草の生える時期はそのような状況になっておりますので、必要に応じて対応していただいているところでございます。

それに加えて、道路にはみ出た部分の草に関しましては、随時個別にも対応できますので、気がついたら対応させていただきましますし、今後はそのように努めてまいりたいというふうに考えております。特に費用をかけなくても対応していけると思っていますので。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

また、その道路にはみ出して危険になっているような雑草の除草については、対応を個別にさせていただけるということで、よろしく願いいたします。

あと、それで、その流木とかの、ちょっとまたこの委託料とか復旧の工事ということですけれども、これについて、いつも増水するところといった支出が必要になってくるということで、これは特別交付税の措置とか財政措置というのは、今回これはあったんでしょうか。

財政課（村田健次課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

ちょっと細かい数字は持ち合わせておりませんので、また調べた上で回答させていただきます。

委員（是枝綾子議員）

全くゼロではなく、少しは特別交付税の中にか何か、交付金か何かはあったんですね、少しは。後でお知らせください。

委員長（高迫千代司議員）

ほかにご質疑、是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あと、住宅費に関して、すみません。98ページの2つまとめて申し上げます。住宅費は、町営住宅の土地がもう空き家になったところは更地にどんどんされていってということで、狭隘な忠岡町なのに、あそこだけは土地がそのまま使えないということで、国有地の部分を借りている分は住宅以外の用途には使えないということで、公園化ができない

というふうに、何かそういう答弁で、空き地はフェンスに囲って入らないようにということになっているんですけども、非常にもったいない。今回も、30年度も何軒か更地になっているところがふえているんですけども、そういった国有地の部分と、町有地の部分もあるかと思うんですが、国有地のほうが多いみたいなんですけど、そこの活用について大変もったいないのでね。まだ町営住宅をどうするというふうな、そういった計画も今後これからということなので、その間の土地の活用ということについて、どのようにお考えになっていらっしゃるかということと、もう1点、これ最後です。

子育て世帯の住宅取得の奨励というのは大変好評で、35件で転入が16件ということで、人口の増に一定役立ったというふうに主要な施策のほうには書いていらっしゃるんですが、どのぐらい人口がふえましたでしょうかと、これによってということですね。

以上です。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

まず1点目でございますけども、町営住宅の西団地の中には国有地がございまして、先生おっしゃられるように、現在あいているところにつきましては、フェンスで囲ってそのまま保全をしているということです。その他の部分につきましても、一定不法投棄とかいうことがあってはいけませんので、フェンス等で囲っている状態にあります。

この敷地の利活用につきましては、まだ内部で検討といいますか、そうしたどういったふうにしていくかという計画も現状持っておりませんので、今ちょっと明確な答弁をすることはできないんですけども、例えば駐車場にしたりとか、そういったことは条例をつくれば可能かなというふうに考えております。ただ、それを売却するとかいうことにつきましては、団地全体がなくなる限り、また、用途が住宅系の用途に使うという以外は売れないというふうに聞いておりますので、処分については難しいのかなと思いますけども、月決めの駐車場とか、そういったことには利用可能かなというふうには考えております。

委員（是枝綾子議員）

もう1件。

建設課（谷野栄二課長）

すみません、子育ての、申しわけないです、どれぐらい人口がふえたかということに関しては把握してございません。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。国有地の部分というのは駐車場に、例えばですが、今言われた駐車場ということでも利用は可能なんですか、活用は。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

住宅用地としてお借りしておりますので、それを収益にかえるということは、当然ながら先方の承諾が要るかとは思いますが、そういうことやったら返せというふうになると思います。

委員（是枝綾子議員）

なるほど。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

住宅ということをする以外にはなかなか活用ができないと、公園にするのもできないということですね。一応またそういった、今後ね、町営住宅もかなり老朽化しているので、それも今後、総合計画がもうあと何年かしたら、もう10年来ますから、次の総合計画の中ではまた考えていかないといけない分かと思いますが、今からいろいろとまた検討もしていただきたいと思います。公園が一番いいなというふうに、子どもたちは中へ入って、フェンスの中へ入って遊んでいますね。除草シートを破ってますけれども、そないしてね。ちょっとそういうことにもなってますので、やっぱり公園設置にぜひしていただけたらなというふうにも思いますので、ちょっと考えていただけますでしょうか。よろしくお願いします。

それとあと、人口増に役立ったと、大変好評でね、30年度もかなり、予算を使い切って補正を組まないといけない状態になって、去年はそうだったですね、去年がそうでしたかね。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

住宅取得補助につきましては、29年度末で一応完了ということで、本年は住宅リフォーム補助のみの対応となっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

30年度はないんですね。これは地方創生の5カ年の分で、5年がもう来たわけですか。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

一定、3年間で一応終了ということにさせていただいております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。何らかの人口増に役立ったということで、人口をふやしていくということは、忠岡町のこれからの担っていただけるという人たちもふえていくということになりますし、地方交付税の基準財政需要額にも影響していくというふうにも、需要額じゃない、どっちやったかな、すみません、村田課長さん、影響するほう、標準財政規模、基準財政需要額、どちらかに影響するかと思いますね、人口について。なので、ぜひそういった取り組みも今後また考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

95ページのヘルメット着用の購入の件なんですけど、今回5万3,000円で、多分20件弱の申請がヘルメットの購入補助であったと思うんですけど、僕も子どもを保育所

に送っているときに、親御さんを見ても、結構な割合でヘルメットをかぶっておられないという状況が多々見受けられて、この前ちょっと軽く見たんですけど、大体2割もいってないかなという状況で、近いからとか、そういうのがあるとは思うんですけど、ただ、その辺の啓発というのは一定進めていかないと、やっぱり自分の子どもを、まあまあ別に議員やからというわけじゃないんですけど、やはり事故したときの後遺症なり、プラス、保険屋の友達が多いんでそういう話をたびたびするんですけど、事故したときの補償金ですよ。過失ということで、例えば1億円の障がいを負ったというときに、ヘルメットをしてなかったから、おまえが悪いやろと。だから、3,000万過失相殺させるとかね、そういうようなデメリットが結構、見えないようで、あるとは聞いているんです。まあまあそういったのも含めて、ちょっと嫌らしいかもしれないですけど、そういった形でも啓発なりを定期的にはしていただきたいなと思うんです。特に保育所、幼稚園。保育所でしたら、もう保育所、幼稚園に通っている子なんか、ほぼほぼ100%と聞いているんで、そんなを活用して、今後のヘルメット着用の啓発をちょっと進めていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

ヘルメットの補助の状況ですけども、29年度、始めた年は大人が6名で子どもが21名ということで補助させていただきました。それが、今年度になりましてちょっと極端に数が減っておりまして、原因につきましてもちょっと精査しているところではございますけども、まずお子さまに対してのヘルメットにつきましては、春と秋に交通安全運動で幼稚園の保護者の方に啓発に来ていただいております。その方、来ていただいたお母様方に申し込み書がついたリーフレットをお渡しをしております。そのお渡しした方からは、割と高い確率でお申し込みいただいているということになってございます。

それからまた、スーパーライフの前で自転車の安全点検をしておりますけども、そこでもヘルメットの実物を持ってきまして、リーフレットをかなりの方にお渡しはしてるんですけども、どうしても大人の方からのお申し込みが少ない状況といえますか、町内でもかぶっているところをほとんど見たことがないということで、町長にもおかぶりいただいて啓発はしていただいているところなんですけども、以外の大人の方はほぼ見かけない状態でございます。大人も大切なんですけど、先生おっしゃられたお子さまですね。自転車でこけたら、重大な脳とかに損傷が起きますので、ぜひともかぶっていただきたいという思いを、やはり幼稚園のPTAだけじゃなくて、保育所も含めまして広げられるように考えてまいりたいというふうに思っております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

よく自動車免許更新に行くときに、要はシートベルトせえへんかったとか、お酒を飲んだから、皆さん経験していると思います。お酒を飲んだから事故になって、こんな人生潰してしまったみたいな、後悔するような回顧録みたいなのを流されるじゃないですか。実際問題、普通につけましようということだけ言うても、多分何でやねんということになると思うんですよ。やっぱりその裏にある、要はしなかったことによるデメリットの結果ですよね。何千分、何万分の一で起こる事実に関して、やっぱり保護者にもっともっと啓発していただきたいなのを、要は動機をもっと上げていただきたいということなので、その辺の観点でも啓発をお願いしたいということで、すみません、よろしく願いいたします。

次なんですけど、交通安全対策のことなんですけど、道路の停止線とか、どうしても経年劣化ですり切れたりするじゃないですか。で、そういうのが僕ら、皆さんもそうなんですけど、町中を歩いてたらたびたび見受けられると思うなんですけど、そういう把握というのは基本的にどのようにされてるんですかね。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

いわゆる外側線というやつですね、白線につきましては、交通安全対策費の中で予算が措置されているものの中から、主に年度末に、交通安全対策で使って残しておいたお金を白線に充てているという状況です。そこに予算を残していくということで、そうしたやりくりもしているんですけども。その年度末の1月、2月、3月で町内を巡回して、薄くなっているところから順番に塗っていったるところであります。

それと、例えば駅前の道等につきましては、大阪府の管轄になりますので、本町が塗ることはできないんですけども、最近は警察のほうにつきましても積極的に、駐停車禁止路側帯といまして、実線と破線が2本書かれてるやつにつきましては、ことし警察も頑張っていたいてまして、結構な量を施行していただいているところでもあります。

そういうことで、年度末に一応町内を巡回して、消えているところを塗っていったところでもあります。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

じゃあ、例えば僕らも気がついたら、できたら年度末に向けて、ここここはどうですかと言ったら、一番効率的にお伝えして対応していただけるということで認識したらよろしいですか。

建設課（谷野栄二課長）

はい。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。ありがとうございます。

すみません。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

次に駐輪対策なんですけど、先ほど是枝委員のほうからも話があったんですけど、最近、忠岡町の下と上に100円で置ける駐輪場ができて、周辺のおばちゃんらがおる駐輪場が若干何か、その客が取られたんかなと思える節もあるんですが、実際問題、無料の駐輪場もパンパンで、今後、整備していくというても、やっぱり何千万単位以上の、土地を確保するとかしたらかかっていくと思うんです。駅前ですし、なかなか土地というてもないと思うんで。

そういった意味からでは、今後、駅周辺って、どうしてもおばちゃんらがおるところって結構高いじゃないですか、250円とかね。まあまあその人らに下げてやと言うのはなかなか難しい話やと思うんですけど、一定例えば駐輪場をもっと整備を進めていきたいんやったら、1日100円なり150円以下で貸し出しているようなところの要は固定資産税なり何なりは大幅に減免するとかして、要は駐輪場を建てようやというような、駅周辺でエリアを決めてというような、その何でしょう、外発的動機というか、そういうなのを導入してはどうかなと思うんですけど、その辺も踏まえて駐輪対策についてもう一度ちょっと意見をお願いします。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

駅前の駐輪対策に関しましては、私も相当考えておりまして、先生、今おっしゃられた

ことも、当然ながら案の1つとして想定しておるわけでございますけども、先生も今おっしゃられましたけど、本町には従前から駅前で自転車預かり業をされている方が複数おられまして、それらの関係もありまして、そこの経営状況もありますので、税の減免というのはちょっと慎重に検討せざるを得ないのかなというふうに思っているところであります。

それと、何よりも、限られた駐輪場を有効に使うためにはどうしたらいいのか。これはまちづくりの中で駐輪場というのを考えていくのも1つの大きな方策だと思いますし、一部有料化ということも考えられるかと思えます。夜中のとめ置き自転車も非常に多い。通勤の方もご利用されてるという状況もありますので、その辺も総合的に考えて検討していかなければいけないというところなんですけども、何分やはり何かをするとすると、先生おっしゃられるように費用がかかりますので、そこら辺は慎重にやっぱり取り組んで考えていきたいなというふうに考えております。

今の状態がこのままでよいとは到底思っておりませんし、何らかの改善が必要だという問題意識は常に持っております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ちなみに、先ほど南海の話もあつたんですけど、南海としては忠岡町がこういうことから全部手を引いたら、南海がやることになるんですか。例えば、周りにチャリンコがあふれました。ほぼほぼ駅の客じゃないですか。自分とこの客、例えば普通のスーパーやったら、自分のとこの客のチャリンコをその辺にざっとしたら、集めてきますよね。自分のとこの客が、敷地にならへんからというて、その辺の道路にバンバン置き出したら、集めてきますよね。南海というのは、その辺に関してはどう認識あるのかなと。要は、市町村の税金でその辺やっていってるわけですよ。もう市町村は手を離します、もうこんな南海のために協力できませんとなった場合というのは、何らかの南海は動く考えはあるということなんですかね。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

ちょっと今、資料がないですけど、改正自転車法におきましては、鉄道事業者の責務もありますけども、自治体の責務として、そうした交通対策の取り組みに関しても定義づけ

られておりました、自治体の責務でもあるわけなんですね。仮に駅前の駐輪場がなくなっただとしても、鉄道事業者が新たに何か駐輪場をつくるというのは考えにくいかなというように考えています。

それで、どこの自治体もやっておられるのが、駅前開発とか、そうしたものと一体的に駐輪場を確保していくというところをやられているわけなんですけども、聞きますと、鉄道会社が一部高架下を無償で提供したりもしてはいますけども、それは相当に鉄道にかかる費用を自治体が負担しているから、その一部見返りとして提供しているというようなことでというふうなニュアンスでおっしゃられておりましたので、このままの状態で駐輪場をなくして、鉄道会社が駐輪場だけつくるということはちょっと考えにくいのかなというふうに考えています。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その責務というのは、何か応分に半々ずつとかいう責務で、要はトータルこれだけ経費がかかりますよね。その責務というのは、自治体、鉄道会社は半々ですよとか、そういう規定というのはあるんですか。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

法律ですので、そういった細かい規定はございません。鉄道会社の責務であったりとか、自治体の責務であったりとか、そういう大まかなことを書いた状態ですから、細かい費用負担とかは載ってないです。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

努力義務みたいなもんですよね。やらなあかん、やるように努めてくださいよという。わかりました。ありがとうございます。またその辺で、周辺の駐輪対策を進めていただくようお願いします。

あと、また先ほど是枝さんの質問ともかぶるんですが、ちょっと除草対策なんですけ

ど、前から僕も指摘しているように、やっぱりあの川沿いの繁殖力だけはすごくて、数週間でも夏場は道にはみ出してきそうな勢いで来るんですけど、除草作業も、そののり面を全部きれいに切らんでも、例えば道路から1メートルだけをちょっと回数ふやしてもらおうとか、そういうような工夫ってできないのですか。変な話、その下から生えてくるのって、下に落ちていくじゃないですか。それは交通上特に、僕もよく河川、あの下、夜走ったりするんですけど、あまり気にもそんなにならないんですよ。ただ、道に出てきてるものだけは、やっぱりあると、道路を走っていると、車がそれをよけようとして、こう来て、この辺まで来るんですよ、車が歩行者に対して。どうしてもその辺見ると、危なっかしいなというのがあるし、あそこはやっぱりストレートになると、ほんまに50キロ、60キロぐらいでブワッと飛ばす車も出てきてますんで、その辺、一定ある部分の除草対策ってお願いしたいなということで、まあまあ仕様書がどのように、年3回ってなってると思うんですけど、ちょっとできたら、今から変更とかそういうわけではなく、対策として、要は道路から1メートルだけでも年何回にふやしてもらおうとか、夏場にちょっと多くやってもらおうとか、そういうような交渉っていただけないかなということで、ちょっとご回答をお願いします。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

委託業者と1回相談してみたいと思います。是枝委員と同じ回答になりますけども、そうした交通対策に有効な対策になるように検討してまいりたいと思います。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

数十センチでも、50センチでも刈ってくれたら、結構そんなにこっちに来たとしても、そこまで行かないと思うんで、すみませんが、その辺だけよろしくをお願いします。

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

町営住宅の今の状況なんですけど、すみません、今未入居、更地の箇所というのは何カ所ずつあるんですか、入居と。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

現在、管理戸数は43戸で、入居しておられるのが28戸になります。空き家が16戸ということですね。空き地が22戸ということになります。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

先ほどの国有地と町有地なんですけど、利活用の計画なしということやったと思うんですけど、先ほど是枝委員の話のときにあったように、やはり財政が厳しいというんやったら、そういうような町の分だけでも駐車場をするなり、条例化して、何とかちょっとでも収入につながるようにやってほしいなというのは、これは素直なところがあるので、ちょっとその辺の要望とさせていただきます。

すみません、まだ続きです。最後です。特定空き家の件なんですけど、忠岡町において前回は所有者不明の1軒、上物のみということで3月の予算委員会であったんですけど、その1軒の上物の所有者不明も解決されてるんですか。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

特定空き家、もう少しありますけども、その不明の1軒につきましてはまだ解決してございません。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

今後、解体を進めていってほしいわけですね、町としては。そういうちょっと危険な状

況にあるような、倒れるかもしれない。最近、自治体においては10万円、20万円の補助を出して、解体費用の助成をしているところもふえてきていると、あると聞いているんです。結局、10万、20万出して解体してくれて更地にしてくれたら、固定資産税が翌年上がりますし、新居に、新しい家に建てかえてくれても、一定固定資産税という形で、短期的にはその年度は持ち出しかもしれないですけど、長い目で見たら、また回収できる部分にもつながっていくかなと思うんですけど、そういった面も含めて、そういう助成なり補助なりを検討いただけないかなとか、そういう視点を加えていただけないかなということで、どのように考えてはりますか。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

解体の補助がついてるのは、この近隣の自治体もやっぱり耐震絡みですね。耐震絡みで撤去の補助を出しているところがありますけども、単独で解体に補助を出しているところは、ちょっとこの周辺ではないかなというふうに考えてます。出すとなると、全ての解体に費用を負担ということになりますので、結構な金額、財政負担にもなろうかなとも思いますし、そのところはやっぱり近隣の自治体の状況を見ながら、ちょっと慎重に進めてまいりたいというふうに思います。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

特定空き家とか、そういうのに指定されたとか、そういうもので、何かネットニュースで見たんですよ。どこかの市町村でやってるんで、またそんなんも参考に進めていって、研究してくださいということをお願いします。

以上です。

建設課（谷野栄二課長）

1点だけよろしいですかね。

委員長（高迫千代司議員）

どうぞ、谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

すみません、町営住宅の中の駐車場利用とかについてですけども、私、これも以前から検討はしておったんですけども、今ちょっと一筋入った奥まったところで、ご高齢の方が

たくさん住まわれている中で、そこに例えば貸し駐車場とか貸し倉庫とかみたいなものをつくると、生活環境がどうなるのかなというところがありまして、政策に至ってないといえますか、というところもございますので、そこらはちょっと慎重に考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（和田善臣議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

和田副委員長。

委員（和田善臣議員）

申しわけないです。緑地公園のほうに戻ってほしいんですが、新浜のほうです。あそこで遊歩道がありますよね。で、台風21号によって倒木があったと。それは100万ですか、それを使ってある程度は片づけたということです。で、それは予算でいいますと、これはどこになるんですかね。都市計画費ですかね。

建設課（谷野栄二課長）

忠岡新浜緑地費になります。

委員（和田善臣議員）

新浜緑地費になる。

建設課（谷野栄二課長）

はい。1項、土木管理費、2目、忠岡新浜緑地費の中になります。

委員（和田善臣議員）

その中にありますか。で、それに続く、山側に広いグラウンドがありますよね。あその管理はやはりそちらのほうですかね、課長のところで。

建設課（谷野栄二課長）

新浜のグラウンドですか。

委員（和田善臣議員）

はい。

建設課（谷野栄二課長）

そうです、はい。

委員（和田善臣議員）

あそのグラウンドはかなり広いんで、表面排水というのをかなりきつくやっていますよね、勾配をきつく。特にライト側、あるいはレフト側のフェールエリアというのかな。そのあたりのあれが水の流れによってかなりへこんだところ、でこぼこができてるんです。あれがフェールフライを追っていくと、やはりけがにつながるなど、これはちょっと感じ

ましたんで、あの辺のところの修理というのは、補修というのはどういふようになってますか。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

グラウンドの修理というのは、特に今までやったことがなくて、少なくなった真砂土を補填していくということ。それと、新浜緑地をよく利用されている方が土を取ったりとか、自主的に整備をなされたりとか、そういったことで現状成り立ってるような形ですね。ですから、そういった問題がございましたら、ご利用されている方から、貸し出しは教育委員会がやっておりますので、またそういった声を上げていただきましたら、対応できるものは対応してまいりたいと思いますけども。

委員（和田善臣議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

和田委員。

委員（和田善臣議員）

現状を見ましたらね、かなり数が多いんですよ。ですから、特に子ども会の後援会とかありますよね。ああいった方も利用されることがあるんですね。その場合、特に捻挫とか起こりやすいなというのは、この間見て感じました。ですから、その対処方、よろしくお願ひしたいと思います。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

一度、現状を確認してみます。

委員（和田善臣議員）

よろしくお願ひします。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

1点だけすみません。全体通してですけども、これまでの各委員の話の中でですけども、まず1点目は道路の浸水ですよ。これはどこに責任があるのかなと思うんです。例えば、道路の形状が悪いから水がたまるのか、排水口が少ないからなのか、当然下水の整備云々のこともあるでしょうけど、開発される場所は当然その中に道路もついてきますし、町に寄附という形で町道認定してもらおうということやったら町の責任になるし、この最初の指導の部分で、開発するところの部分で、例えば排水口が何メートルには何か所必要ですよ、そういうものはあるんですか。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

新規で道路をつくる開発事業に関しましては、本町の道路の築造の基準がございますので、排水口の数、20メートルに1カ所とか、また浸水する地域におきましては、雨水をできるだけ浸透させるような浸透系の舗装、それから宅内の水も地面の中にできるだけ浸透させるような浸透ます、こうしたものをつけるように指導しているところであります。

委員（北村 孝議員）

わかりました。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

以前に比べると、浸水箇所もかなり整備も進んで少なくなってきたように思いますけど、いわゆるゲリラ豪雨といいますか、そういった想定外に近いような雨量の場合はやっぱりなかなか、ごみ等も詰まってというようなところもあるでしょうけど、そういうところはありますけど、浸水しないようにしっかりと取り組んでもらいたいなと思います。

それと、道路の例えば横断歩道とか白線とか、そういうことは何回か見回っていただいといるところですけど、府道なんかでも、当然府道やから大阪府がやっていくことでしょけど、そういったところで例えば横断歩道が消えてるとか、そういうようなことは、気がつけば府のほうに要望はしているわけですね。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

基本的に横断歩道が消えてるところについては、要望しております。これも、先ほど言いました通学路の合同点検のところで指摘箇所になりますと、これは警察が修理する責務が生まれますので、できるだけそういう横断歩道の塗りかえであったりとかいうところは指摘箇所に挙げていただくように、また挙げるように努めておるところであります。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

ことしやったかな、府道でちょうど派出所、消防署あたりが横断歩道がほとんど見えなくて、それは横断歩道の云々より、ドライバーの方が停止線がわからないというところがあって、私、府道やから町に言うよりも、うちの府会議員を通じて府に要望すれば、ものの1カ月もかからんうちに、大津川の橋のところまで延長して整備をやっていただいた経緯があるんですけども、そういったことで当然、年にどれぐらい巡回というか、そういう見て回るあれがあるんですかね。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

道路の外側線に関しましては、年度末の1回のみです。横断歩道は、気がつけば、その都度依頼はしておりますけども、全体的な調査は年に1回っております。

委員（北村 孝議員）

よろしくお願いします。

もう1点だけ。

委員長（高迫千代司議員）

どうぞ。

委員（北村 孝議員）

駐輪場の関係ですけど、駅下がりの左側に何か有料でつくってはるところがありますよね。台数は、数は知れてると思うんですけども。ああいったところの様子を当初から見ますと、値段も何か当初よりも若干上がったような感じで、かなり好評なんやなど、こう見てるんですけど、そういったところから見ると、駅周辺にも民間の青空駐車場がありますよね。どれだけ住民の方が利用されてるんか、また、空きがどれだけあるんかわかりませ

んけども、1つの案として、そういったところの当然利用していけば、それだけ収益を上げられるわけですから、ああいったところ、自転車ですから、そんなに大きな場所も要らないんで、例えば何マスか所有者の方に、営業やないですけども、そういった安全対策の1つとして、当然空いてるんであれば、そういう有料的なものを提案していくと。当然その方も収益になるわけですから、あの機械がどれだけの金額をするのかわかりませんが、そういったこともまた、ひとつ町のほうからも提案していくことも1つの対策になるのかな。また、所有者の方にも一定の収益にもなってくると思いますんで、その辺も今後また何かの機会があれば進めていっていただければありがたいなと思います。

安全対策でもう1つ、ライフの前で交通指導という形で指導をやってはると思うんですけど、そのときに、例えばまた自転車によく高齢者の方が衝突して亡くなられたということも新聞で見ますけど、いわゆる傷害保険といいますか、保険がありますよね、自転車の。そういったところの部分も、その啓発のときには、そういったことの指導といいますか、そういう例えばチラシなりそういう中に書かれてるんでしょうか。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

保険につきましては、大阪府のほうで自転車条例をつくりまして、保険に加入というところのリーフレットを我々もいただいておりまして、これは高齢者対象の交通安全教室であったりとか、そうした機会の折にはお手元の資料としてお渡しをしていたかと思いません。ただ、ちょっとライフの駅前では渡してないとは思いますが。

委員（北村 孝議員）

結構な、亡くなったら大きな何千万というような保障みたいなことも見かけますし、自動車に乗られる方でしたら自動車の特約で何百円でその保険に入られるというところもありますんで、わずかな金額で大きな保険、保障が得られるということなんで、その辺も周知していただければありがたいなと思います。結構知らない方もいらっしゃるみたいなんで、よろしくをお願いします。

以上です。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（高迫千代司議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（高迫千代司議員）

次に、98ページから103ページの消防費について入りたいと思いますが、お昼を回るとお思いますので、ご了解をいただきたいとお思います。

その前に、今から5分間休憩をして消防費に入りたいとお思いますので、よろしくお願ひします。

（「午前11時49分」休憩）

委員長（高迫千代司議員）

休憩前に引き続き、審議を再開いたします。

（「午前11時54分」再開）

委員長（高迫千代司議員）

次に、98ページから103ページの第9款 消防費につきまして、担当の方の説明を願ひいたします。

（担当課：説明）

委員長（高迫千代司議員）

説明は、以上のおおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

消防の広域化で、進捗状況を教えていただきたいとお思います。

消防総務課（森下孝之課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

森下課長。

消防総務課（森下孝之課長）

2市1町消防広域化における現在の進捗状況でございますが、さきの6月議会で総務事業常任委員会及び全員協議会におきまして、2市1町消防広域化協議会の設置についてをご説明させていただきました。

その後、7月に入り協議会を設立し、第1回目の協議会を7月9日に開催いたしました。協議会での内容につきましては、第1回目ということで、決定した事項等はなく、事業計画案及び第2回目以降に協議していただく項目の内容を事務局より委員の皆様へ説明

したものでございます。

また、国の財政支援やアドバイザー制度を活用するため、消防広域化重点地域の指定を大阪府に対しまして依頼し、新聞にも掲載されましたが、7月9日に指定を受けたものでございます。これにより8月には消防広域推進アドバイザーに登録しておる神奈川県の小田原市消防本部及び山口県の宇部山陽小野田消防局の職員に来ていただき、消防広域化の経緯と現状について説明をいただき、また、広域化の協議内容等について質疑応答をいたしました。

現在、第2回目の協議会に提案する資料作成のため、消防におきましては総務、予防、警防の各専門部会で調査研究を重ねている状況でございます。

以上でございます。

委員（三宅良矢議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

一たん、また来年に選挙というものがございまして、4月になるのですが、その3月議会ぐらいまでには、例えばどこぐらいまで示していただけたらという見込みというものはあるんでしょうか。

消防総務課（森下孝之課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

森下課長。

消防総務課（森下孝之課長）

今の予定でございますけれども、第2回目の協議会が平成31年1月を予定しております。それが終わればその協議会での検討内容、協議内容等を3月議会でお話しできるものと思っております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

そのころまでほぼほぼ、例えば一組でいくとか委託でいくとか、その辺の方向性まではもうほぼ固まっていると僕らは認識すればいけますか。

消防総務課（森下孝之課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

森下課長。

消防総務課（森下孝之課長）

今、委員おっしゃる方式、消防の方式でございますけれども、現在、我々消防といたしましては事務委託方式と一部組合方式の両面から調査研究をしております。それを協議会に提案する予定でございますので、先ほど言いました31年1月にはそういった方向性が示されるものと思っております。

以上でございます。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

あと1つ、またお伺いしたいんですけど、広域化された場合の消防団の扱って、基本的にはどういうふうになっていくものなんですか。

消防総務課（森下孝之課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

森下課長。

消防総務課（森下孝之課長）

消防団の取り扱いでございますけれども、まず一部事務組合方式になりますと、消防団は各市町のそういう危機管理部局、うちでいう自治政策課のほうに消防団事務が移るものと考えております。また、事務委託になりますと、例えばこの2市1町で規模が一番大きい和泉市に委託したと仮定した場合ですけれども、そういった場合でも本町におきましては、団の事務は町の自治政策課に移るものと考えております。

以上でございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

いずれにしろ町の管に移ることになるということなんですね。

消防総務課（森下孝之課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

森下課長。

消防総務課（森下孝之課長）

本町の場合は、方式にかかわらず町のところで事務所管するという形になり、委託した例えば先ほどの和泉市で、受託側になりますと、そのまま消防で事務をするということになります。

委員長（高迫千代司議員）

よろしいですか。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

5点あります。答弁の都合もあると思うので、5点まとめて先に申し上げておきます。

1つは、常備消防費の一般職給37人というところですが、条例定数が39であります。2名足りないということで、昨年も同数であります。おととしから2名ふえているということでもあります。しかし、2名欠員の影響について昨年もお聞きしましたが、ことしもお聞き、救急救命士が1名ふえているという関係もあるので、どのようになるのかということで、この2名欠員の影響についてはどう出ているのかということですね。

それと、2つ目が災害備蓄品代について、99ページであります。3カ年の計画で3日分の消防の職員の方の食糧をそろえていくという計画のようではありますが、この年度からスタートなのか、ちょっとよくわかりませんが、どういったところまで進んでいるのかということですね。

それと、あと101ページのところなんか、もうなくなってしまっているんで、泉州水防事務組合が解散をしまして、倉庫が2カ所残っておりますが、東の幼稚園と、もう1カ所どこかという、小学校やったかな、ですけども、そこの活用についてはどのようにされているのかということと、あと水防事務組合ですから、土のうが必要な場合の活動のその部分については、土のうというのはどのように確保されるのかということですね。

あと4つ目が、退職者の方の再任用の問題ですが、7年後からは再任用があるけれども、消防の署長さん以外は、職員の方は再任用制度がないというところをちょっと聞きま

したので、それで、その消防の職員の方の能力や技能を持っている、それだけの方を全く忠岡町と関係のない、そういったところで各自お仕事を探してくださいというのは大変もったいない、マンパワーを放出してしまうということで、大変雇用しないのはもったいないと私は思います。大規模災害が来た場合にもものすごく、本当に力を発揮していただける方というふうに思いますので、この退職者の雇用について、忠岡町は今後やっぱりそのまま7年間放置するのではなく、何らかの雇用をしていただきたいというふうに思いますが、その点についてということと。

5点目が、消防団のところで、非常備消防費のところで、103ページですけれども、消防団法の改正で装備の基準が変わって、そろえないといけないものがまだあるかと思えますけれども、今回ちょっと小型動力ポンプを購入されたので、チェーンソーであるとか、何がそろっていないのかということをお教えいただきたいということと、その装備の計画ですね。今後の。

あと、6つ目が、先ほども三宅議員も質問されていましたが、2市1町の消防の広域化の協議、これから進めていかれると思いますけれども、大規模災害のときに広域化されていたら、現有職員数ですね、そういうのは確保できるのかという、ちょっと心配があります。その点についてはどのように協議されていくのかということをお教えいただきたいんですが。

消防総務課（森下孝之課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

森下課長。

消防総務課（森下孝之課長）

まず、1点目でございますけれども、常備消防の一般職員、現在37名という形で、定数が39名でございます。その2名の欠員による影響でございますが、現在、10月1日付で職員を2名採用し、大阪府立消防学校のほうに初任教育で、派遣で行っております。その2名を足すと現在39名で、条例定数まで今現在のところ達しております。

ただ、この今現在達しておる39名でございますけれども、平成30年度末におきましては定年退職で3名の職員が定年になるという形になりますので、この末には36名になってしまうという形になっております。

また今、広報紙等で採用の募集が掲載されておりますが、そこにも31年の4月採用で1名の消防職員を募集するという形で掲載させていただいておりますので、平成31年4月1日の消防の職員数が37名という形で、今議員おっしゃる条例定数より2名欠員が出るという形になるという状況でございます。

ただ、今のこの37名による影響というものでございますけれども、今の忠岡町の消防体制、消防車2台、救急車1台を運用するに当たっては37名で、職員数が、あと教育派

遣に派遣させる職員を含め37名でできるところではございますけれども、やはり消防職員にとっては条例定数の39名が今必要かなというふうには考えております。その辺は町全体の職員管理等がございまして、その辺は人事部局と相談、検討しながら、消防としてはやはり人数をふやしていただきたいという要望はしてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の備蓄品代で計上させてもらっていた部分なんですけども、当初、これは3年計画という形で職員、団員が3日分の食糧及び水を備蓄する計画でございまして。これは平成29年度から開始させていただいてございまして、29、30、31年度で計画が終了という形になっております。ただ、計画は終了いたしますけれども、保存期限がございまして、また、保存期限が切れる前にはまた新たに計画を立てさせていただいて、補充という形でさせていただく予定をしております。

3点目の、泉州水防が解散し、本町には水防倉庫、先ほど議員おっしゃった東幼稚園1カ所、忠岡小学校に1カ所ございまして、その後の活用でございましてけれども、今のところ活用はなく、そのまま資機材が入っている状況でございまして。そのあたりも建設課、自治政策課、消防と三者で協議し、今後のその活用方法についてまた新たに検討しなければならないというふうには考えております。

それと、土のうの件でございましてけれども、土のうにつきましては、消防署といたしましては毎年、砂を原材料費で予算計上させていただいており、それで毎年5月に、泉州水防は解散したんですけれども、継続して忠岡町と泉大津市合同で、毎年5月ごろに河川敷を利用させていただきまして水防工法の訓練を行っております。それに使った土のう等をまた署のほうに備蓄しまして置いているという状況で、常時、消防にはある程度の数の土のう及び土のう袋等も用意させていただいております。さきの台風21号で、やはりそのときに土のう等がかなり出ましたので、新たに消防署のほうで砂を購入させていただき、土のうを作製した経緯がございまして。

退職者はいいですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

先ほどご指摘がございました退職者の補充というところでございまして。消防職員の退職者、退職後の人材としての活用ということですが、確かに60歳まで消防で活躍された方のノウハウ、技術というのは何物にもかえがたいんですが、今のところ本町は再任用をし、その後嘱託職員という形をとっておりますので、消防については来年度、定年退職者から再任用という制度の活用になります。その中でも役場で雇用するというようなことも今後研究してまいりたいと考えております。

消防総務課（森下孝之課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

森下課長。

消防総務課（森下孝之課長）

5つ目のご質問の、消防団の装備の基準で、未整備の資機材についてでございますけれども、現在基準にのっとって掲載されている資機材の中で、本町が未整備のものはチェーンソー及び油圧ジャッキとなっております。ただいま、来年度に向けて予算編成の事務を進めている中で、来年度、その不足している資機材を予算要望に上げるという準備に取りかかっている途中でございます。

続きまして6番目の、2市1町の消防の広域化の件でございますけれども、大きい災害が起こった場合、忠岡に残る現業職員の確保というのは大丈夫なのかというご質問でございますけれども、さきの6月に常任委員会、全員協議会で報告させていただいたときも、議員のほうから上町断層の件で忠岡の人数は大丈夫なのかという形のご質問があったかなというふうに思っております。

この広域化に対して、2市1町が1つの消防となりますので、1つの消防で合算された職員数を本部要員、本部付の職員、それで和泉市の署、泉大津の署、忠岡の署という形で適正に配置していく予定をしております。現在まだその部分につきましても、はっきりとした人数は出ておりません。それは専門部会のほうで何案か提示させてもらって、上に協議会に上げる資料づくりの今、途中でございます。

そのあたりにつきましては、当然私たち忠岡町の職員でございますので、やっぱり住民サービスが低下するようなこと、またそういう災害に対してやはり活動できる職員を多く確保したいという思いはありますけれども、それは2市1町、構成比で検討すべき項目かなと思っておりますので、今現在のところまだ人数等は出ておりませんが、忠岡にとって消防力が落ちないように検討をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

1つ目の分については、いや、ふえるならよかったと思ったけど、結局一緒になってということですが、夜間のときの出動の際に、消防車の2台、救急車の1台を出動させようと思うと、全部皆さんそろって行ける体制になっているのかと。いや、1台出ない

ことになるというふうなことにはならないでしょうねという、やっぱりその辺がちょっと気になる場所ですが、それは大丈夫なんですか。

消防総務課（森下孝之課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

森下課長。

消防総務課（森下孝之課長）

夜間休日の体制でございますけれども、現在本町におきましては、最低確保人数は10人となっております。その10人で今言われるとおり、救急が出てしまうと3名の隊員が出動しますので、残りが7名という形になります。7名で、救急が出動中に火災が発生いたしますと、今、消防車は2台残っていますので、その2台に3名、3名分乗して出動するという体制をとっており、1名は署に残留して無線の対応、電話対応等となっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

救急車は3人必要やと、で、消防車のほうは1台に3人ずつということで、1台で3人でいいわけですかね。すみません、ちょっとよくわからない。

消防総務課（森下孝之課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

森下課長。

消防総務課（森下孝之課長）

本来、本町では1台4名、救急がない場合は4名、4名の乗車で、2名が消防署に残るという体制でしておりますので、救急が先に出てしまうと、当然人数が7名という形になりますので、2台の車を出動させるためには3名、3名という乗車人数になってしまうということでございます。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大体火災となると、中にちょっと逃げ遅れたりとか、いないだろうかということで、救急車もセットでいつも走っていらっしゃるので、ちょっとその辺が、人がちょっと足りない。1名、1名の2名足りないという部分が、ここの1名、1名なんだなというのはわかりました。できるだけ条例定数の39名にね。ですけど、広域化の話もございますので、ですけど、確保していただくよう努力していただきたいということで、お願いします。

あと、すみません、2点目の備蓄品のところは一応29年度からということなので、この年度からそろえていただいているということで、大体3分の1ぐらい、水はもう備蓄されているというふうにお聞きしているけど、それは町民の方の水なんですか。「分散備蓄、消防署にしています」というふうに言われているのは、それはどなたの水なんですか。

消防総務課（森下孝之課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

森下課長。

消防総務課（森下孝之課長）

今おっしゃる分散配置につきましては、それは別で、役場のほうから消防署に確保しております。今言っている備蓄品は、それは別の水でございます。

委員（是枝綾子議員）

すみません。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町役場は、その備蓄ですかね、住民の方の備蓄を分散備蓄をしていなくて、いつも消防署に水は分散で備蓄していますという、その水というのは住民の方の水だということなんですね。で、今度は消防署の職員の方と団員の方の水も含めて、29年度から3カ年でそろえられるということですね。わかりました。ちゃんと確保もしていただいて、よろしくをお願いします。

それとあと、泉州水防の事務組合のその分については、また検討を、活用を検討いただくということで、土のうもあるということではちょっと安心しました。大体、増水するというのわかりますのでね。大体土のうが要するというの、つくり置きもできるんですけど、大量に多分大津川の部分でいろいろ土のうが要となったら、一々つくって、早くつくりはると思うんですけど、やっぱり急に要ということもありますので、どのぐらい備蓄されているのですか、土のうについては。

消防署（花野勝也署長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

花野署長。

消防署（花野勝也署長）

土のうの備蓄ですが、あまり使わないと硬化してしまうことがあって、なかなか非常時に使うときに困りますので、今200をめぐりに備蓄しております。そして砂で同じだけの量を置いて、あまり固くならない方法をとって備蓄しております。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。

あと、退職される消防職員の方の人材活用ということで答弁がありましたが、来年度から再任用を活用していかれると、中定課長さん、そうおっしゃってましたけど、そうなんですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

来年度定年退職の者になりますので、ちょうどそのタイミングが今の広域のめぐりとして、32年4月となります。なので消防職員の今、再任用というのは、その年からスタートになります。現実、今、和泉市も泉大津市も再任用を採用しておりますので、同じ流れになるのかなと考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません、和泉市と泉大津市も再任用を今現在やっているのか、同じ年度からするということになるのですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

すみません、ちょっと説明が足りなくて。消防については階級でそれが定められております。本町の消防でいうと、その階級の対象者というのは消防長のみになります。消防長は来年度末で定年なんです、その後すぐに再任用の対象となります。同じ階級が泉大津、和泉市においては消防長以下数名いらっしゃる、その方々についてはもう既に再任用の対象となっております。本町はそれを迎えるのが、一番初めが32年4月からということになります。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。そしたら今の制度の範囲ということの、その活用ということでありませぬ。そしたら私が質問した能力、技能を持った方々ほかの退職、去年もことしもずっとあったかと。この春かな、あったのかな。ちょっとよくわからんけど、だんだんあると思います。その方々についてはどのように雇用していくのかということについてお聞きしたんですけれども。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

その方々、本来再任用というのは年金との接続というところが大きな目的となっております。再任用は今申し上げたとおり、制度上は対象とならないということですので、嘱託職員という形での雇用ができるのかというのを研究してまいりたいという答弁をさせていただきました。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。国の制度がまだ7年先ということで、その間はどのようにしていくのかということで、ぜひ早く検討していただきたいというふうに思います。大規模災害が起こったときにきちんとやはり活動していただけるように、いておいていただきたいなという

ふうに思いますので、よろしくお願ひします。

それと、5番目の消防団の装備についてはわかりました。できるだけ早くそろえていた
だきたいというふうに思います。

6番目の分についても、2市1町の消防広域化については、確保できる方向で協議も頑
張っていただくということなので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

1点、すみません、先ほどの質問に合わせてなんですけど、広域化されて、例えば一
組、職員の身分に関してなんですけど、一組になった場合は身分が組合に移って、委託の
場合は町の職員の身分のままということによろしいんですか。

消防総務課（森下孝之課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

森下課長。

消防総務課（森下孝之課長）

今委員おっしゃられるように、一組の場合は当然、組合職員という形で身分が変わりま
す。それと、事務委託になった場合なんですけども、例えば一番大きいこの2市1町の和
泉市に忠岡町と泉大津市が委託、和泉市が受託する場合を、例えばそうなった場合なん
ですけれども、そのときは我々と泉大津の職員は和泉市の職員に身分が変わります。

以上です。

委員（三宅良矢議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

そのときの退職金の扱って、どうなるんですかね。いわば財政負担、30何人も一
気に来るわけじゃないですか、もし何らかの形で。その辺は一組の場合と委託の場合って何
か影響があるのか。平準化させて最終的には向こうに払い続けていくのか。ちょっとその
辺だけ、概要だけをわかれば。わかる範囲で結構です。

消防総務課（森下孝之課長）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

森下課長。

消防総務課（森下孝之課長）

今、広域についていろいろと、そういった職員の退職金であり、また職員の給与をどこに合わせるのかという、いろいろな今課題がありまして、今おっしゃる退職金につきましても今後の検討課題となっておりますので、今のところはっきり申し上げまして何も検討はされてない状況で、退職金もいろいろな方法が、先進の事例を見ますとありますので、その辺を各2市1町に見ていただき、どの方法がこの2市1町にとって一番いい方法なのかというのが今後検討されるものと思っております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その37人分、一たん退職金を一斉に支払いますみたいなことはないんですかね。その可能性もあるということなんですか。

消防総務課（森下孝之課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

森下課長。

消防総務課（森下孝之課長）

その辺は多分、退職金を一括して払うというのはかなりの金額になりますので、現在の町の財政から考えますと、まずそれはないのかなというふうに考えております。

委員（三宅良矢議員）

何らかの検討を加えていただけるとのことですね。

消防総務課（森下孝之課長）

はい、そうです。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。ありがとうございます。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（高迫千代司議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（高迫千代司議員）

ちょうどお昼休みに入っておりますが、再開は1時30分からさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（「午後0時31分」休憩）

委員長（高迫千代司議員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

（「午後1時30分」再開）

委員長（高迫千代司議員）

103ページから132ページの第10款 教育費、及び第11款 公債費、第12款 予備費につきまして、担当課の説明をお願いいたします。

（担当課：説明）

教育総務課（眞鍋かよ子参事）

昨日、歳入のところでご質問のありましたところを説明いたします。32ページ、お願いいたします。

雑入の小中学校太陽光発電収入についてご説明いたします。こちらは、平成25年に忠岡小学校、東忠岡小学校、忠岡中学校、3校とも平成25年に設置いたしまして、工事費用が3校とも合計でございますが、7,977万1,309円。補助金といたしまして、学校施設環境改善交付金としまして4,028万2,000円でございます。起債といたしまして3,948万9,309円。その間の利子といたしまして、448万2,148円。起債、利子を合計いたしまして4,397万1,457円でございます。

平成25年より、こちら電力会社により買い取りが始まりまして、11年目の平成35年にこの売電力が設置工事費の投資を上回るという計算になってございます。以後、1年間で約150万円の売電の収入があるという見込みでございます。

こちらの契約につきましては、当初の買い取り単価が約20年間続くということでございます。21年目以降につきましては、電力の状況によって変わる可能性もございまして、3校で450万円、すみません、21年目以降につきましては、どうなるかはちょっとまだお答えはいただいておりますが、説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員長（高迫千代司議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

105ページのあたりで、毎年お聞きされてると思うんですけど、不登校の状況について、まずお答えいただけますでしょうか。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

29年度不登校の状況でございます。不登校の定義が、年間で30日以上欠席で、特に心の部分等で休まれてるという方で、内面的な部分でございますが、小学校両校合わせまして、29年度7名でございます。中学校24名でございます。

以上でございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その対応に関しては、どのように平素行われているんでしょう。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

学校、当然1人の先生だけではなくて、組織的にまず動いているということ。中心になってますのが、学級担任が中心となって、あとさまざまな、例えば保健室の養護教諭の先生や、またスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがかかわりながら取り組んでおります。

以上です。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

どれぐらい、もう全く接触できないというか、拒否されているとか、そういう事例はありますか。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

特にそのような部分は伺ってません。何らかの形でかかわってるというふうに伺ってません。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

組織的には、この予算づけのこの体制とかで十分やれてるということでもいいんですか。それとも、また何らかの形で、要は僕らはわかんないじゃないですか、どうあればいいのかわからないので、こういうのがあるとか、そういうのは、例えば現場から意見、こういう人材をふやしてほしいとか、こういう意見というのは上がってこないものなんですか。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

不登校に関しましては、例えばきのうまで休んで、きょう急に来るといのはなかなか難しい状況でございます。そんな中で、学校のほうと話をしているところで、できる限り新たに不登校になる子をふやさないと。要は、新規の不登校をふやさないと、できるだけ抑えると、そういう方向で今取り組んでおります。そんな中で、今、議員おっしゃったように、いわゆる例えば予算がこれで十分なのかどうかというのは、例えばスクールカウンセラーの回数やスクールソーシャルワーカーの回数とか、当然上限がございます。それがあればあるほど、それはありがたいのはもちろんなんですが、やはりその辺、バランスを考えながら、今の状況で学校のほうで取り組んでいただいているところでございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

学校から上がってくる意見においては、どのような要望が、現場からの要望としては。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

もし可能であれば、例えばスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの回数をもっとふえたらなというのはあります。そこはちょっと予算の範囲内でお願いいたしますということをお願いしています。

以上です。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。わかりました。

あと、去年も同じように質問させてもらったんですけど、生活困窮者自立支援法ですね。生活に困窮する家庭に対しての子どもに対して、平成30年から高校中退者とか中卒者にも拡大して、計画を立てればさまざまな取り組みができるということなんですけど、以前、忠岡でどのようなことかということで、特段そのときには予定はしていないということやったと思うんですけど、その状況から今の忠岡の状況を鑑みていただいて、何かその変化というか、取り組んでいこうみたいな動きとか、検討材料というのはあるもんなんでしょうか。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

今、生活困窮家庭の子どもたちの学習支援につきましては、府の岸和田子ども家庭センターが、文化会館におきまして、日曜日の10時から12時まで学習支援を行っておると

聞いております。

委員（三宅良矢議員）

もう一度。

教育部（立花武彦部長）

日曜日の10時から12時です。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

それは子家センが、何か制度にのっとしてなんですかね、その辺よくわかりませんが。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

制度的にはちょっとわからないんですけども、うちの文化会館のほうで子どもたちの学習支援をしているということで聞いております。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

今、議員お示しの生活困窮者自立支援法の第6条の第4項に、生活困窮世帯の子どもの学習支援の条項がありまして、その生活困窮者というのは、一定の目安、この関係では生活保護世帯という部分がありまして、本町の場合、福祉事務所がございまして、府立の子ども家庭センターがその機能を代替していただいているという形で、そちらがピックアップした上で、就学年齢の子どもとあわせて高校生に対しても学習支援をしていただいているという状況でございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

それは、人数とか、どれぐらいなのかとか、規模はわかるものですか。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

人数はちょっと把握していないんですけども、数名程度だとは聞いております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

それって、例えば町として協力できることとか。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

教育長、どうぞ。

教育長（富本正昭教育長）

就学年齢に関しては、議員ご承知のとおり、あすなろという形で、これは広くやりました、結果的には減免という形で生活困窮世帯に対してもやっております。私ども教育委員会は、就学年齢の子どもたちへの学習支援という形でやっておりますので、そういう意味でいいますと、町単費であすなろを使いまして生活困窮者も含めた全ての子どもたちへの学習支援をやっているという実態があるというふうに考えております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ですので、先ほどその子家センが支援しているという、高校生を含めてですよね。それに町は何か協力していこうとか、そういう動きというのは特段ないものなんですか。かわっていくとか。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

特に今のところは考えておりませんが、窓口でそういうご相談がありましたら、そういうところがありますよということで紹介はさせていただこうかと思っております。

委員（三宅良矢議員）

いいですか。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

忠岡町のその、先ほど言うた生活困窮家庭という、ある程度そういう客観的なデータとか、そういうものはあるんですか。以前、たしか就学援助を受けてる家庭が、前回かの報告のときに、要保護家庭と準要保護家庭で、約1,500人おる中の55人で、約3.7%やみたいなものは僕も書き置きしてるんですけど、それが一番忠岡町の貧困家庭の状況を示すデータとして捉えていいのか、また別にあるのか、お答えいただけますでしょうか。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

小学校、中学校の就学援助の方、要保護ですね、このデータは持っておりますけども、それ以外には持っておりません。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ちなみに、先ほどのあすなろなんですけど、今の現況でいうと、教科数も限られて、対象数もそんな青天井にふやせるわけではない。全員が参加したいというても、一定あるわけじゃないですか。今後、そのあすなろの運用に関して、これまでの実績を踏まえてどのように考えておられますか。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

現在、このあすなろ未来塾ですが、町の文化会館におきまして毎週土曜日午前中に小学生、4年生から6年生対象に、午後からは中学生を対象に展開しているところでございます。そのような中で、小学校のほうは現状今のままでやっていこうと思っておりますが、中学校のほうはなかなか人数の部分も小学校ほどは集まらない状況でございます。部活動等の時間帯と重なりまして、そのあたりがちょっと難しいかなという部分がございますので、そのあたりまた研究してまいりたいと思います。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

そうすると、中学生においては定員よりも全然参加がないということなんですか。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

昨年度ですが、29年度、中学生57名、参加しております。今年度、30年度現段階で33名ほどなんですが、このあたりどれぐらいが定員かというのはなかなか難しいんですけども、希望があればどんどん引き受けていきたいと思っております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ちなみに、その希望が、実際に人数が減っている理由って、部活動とぶつかるという部分もあるかなと思うんですけど、ここまで3割、4割、バーンと減るという理由はほかに何かあると思うんですけど、そこら辺の分析というのはどのように。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

やはり一番の理由が、実際に退会したいという申し出があるお家に一軒一軒確認しますと、やはり部活動との両立、それが一番多い状況でございます。

以上でございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

小学生のニーズとしてはどのようなものなんでしょうか、ちなみに。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

平成29年度は、小学生は118名参加しております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その翌年というか、すみません、今現状で。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

今年度は、9月現在ですけども、95名。若干少な目ですが、全体の子どもの数の減もありますので、小学生は始めたときからこれぐらいが推移状況でございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

あと、ちょっと細かいことになるんですけど、通知表なんですけど、何か機械化されたんですよね、プリントアウト。細かい話なんですけど。平たく言えば、紙質がペラ過ぎる、薄過ぎるのと違うかという。以前は、通知表は判こか何かでやって、しっかりとした厚紙で、何か通知表やという感じなんですけど、その通知表が何か、大学の優良可を示してく

る紙のペラく薄いから、何人かに、ありがたみというか、そういうようなものはどうなんかなという、その辺はちょっと聞いていってくれと言われたんで、どうなんでしょかという事で。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

小学校、中学校におけるいわゆる通知表、通信簿と呼ばれるものですが、これは学校のほうで定めていただいているものでございまして、紙の質とかは、それぞれの学校で判断していただいております。先ほどおっしゃっていただきました手書きとか、そういう判を押しているとか、そういうのが機械化、いわゆるパソコンに入れてプリントアウトしている状況は何っております。

委員（三宅良矢議員）

例えばですけど、今、例えばそれが薄かったら、プリンターの印刷にたえ得るような一番上質な厚紙、レーザーでいけるようなものに変更するとか、もうちょっと何かそういうのをご検討いただけたらなということだけを申し添えさせていただきます。いけますか。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

また学校にも確認しておきます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すみません、次なんですけど、小学校の学級編制なんですけど、下の小学校だけになると思うんですけど、学級編制で2学級制の維持に関して、今の現状として、今の1年生、2年生ですよ。多分、来年新生生で入ってくると思うんですけど、その辺の予測というか、お願いします。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

いわゆる今、平成30年度ですので、31年度以降ですね、新入生の人数の読みなんですけど、忠岡小学校区において平成31年度から向こう5年間は、ほぼ国定数のいわゆる小学校3年生での40人学級ですね、それはほぼ2学級が見込まれる予定でございます。ただ、年度によりましたら、その数字、いわゆる子どもの数ですので、40.56とか、その辺になってきますと、ちょっとどっちに転ぶかわからないという年度もございますが、おおむね2学級を見込んでおります。

以上でございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

今の話でいくと、31年度に入学する子どもたちは、一通りそれはいけるということではないんですね。

教育部（土居正幸理事）

はい。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。

すみません、あともう1点。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

あと、耐震化等に関して、あそこの壁のブロックを取り外してくれたのも、工事を進めていただくのもいいと思うんですけど、やっぱり一番気になるのは東忠岡の体育館ですね。旧体育館。やっぱり一番気になるのが、公共施設でのコンクリートの剥離なんです。それこそ、言い方はすごいひどい言い方をするかもしれないですけど、どこかの地域で大地震が起きて、それこそコンクリートが剥離して落ちてきて、お子さんが1人、2人亡くなったら、それこそ日本が争鳴して、そんなん打ちつけなあかんみたいな、どこの議会でもばんばん起きるようなことやと思うんですけど、最近、東小の旧体育館も何かポールを置いて入れないようにしてたんですけど、この前ちらっと通ったら、何か普通に子どもたちがそこで遊んでいたりとか、普通にやってたんで、今もしそんなんボンと、ここで起こらずとも、そういう危険性だって十分あり得るんで、その辺の1つは旧体育館の取り壊しについて、どういう今後のめどがついてるのかと、公共施設関係のそういう耐震だけでな

く剥離ですよね。コンクリ剥離に関してどのように考えてはるのか、ちょっとお答えいただけたらなと思います。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

31年度事業として、国庫のほうですね、国庫補助金のほうで一応手を挙げさせていただいてます。それが当たれば、解体なりしていきたいとは思っております。確実ではないんですけども、一応手を挙げております。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

子どもたちへの指導についてですが、再度、学校長のほうに、その周辺ですね、危ないということで注意徹底していくようにお伝えしますので。

委員（三宅良矢議員）

お願いします。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

あとは、ほかの例えば文化関係の公共施設のそういうものの、例えば文化会館とか年数たってるじゃないですか。そういう剥離等に対しては安全なものなんですか。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

社会教育施設につきましては、そういう補助はございませんので、財政のほうには中長期計画という形では、したいという形では財政のほうには要望しております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ですので、別に今すぐ何かというわけではなく、要はとりあえず今の現状として、建物として大丈夫なのかどうかという心配のことをお聞きしてるわけなんです。ですので、定期的に例えばコンクリートのそういうのを、目視なり打音なりでチェックしてますとか、そういうのがあるのか、要はそういうのは事実上放置されているのかと、いろんな答えはあると思うんですけど、その辺はどうなのでしょう。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

3年に1回、建物調査ということで、業者のほうには点検していただいております。今すぐにどうこうということでは、文化会館のほうではございません。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

文化会館以外も大丈夫なんですかね、公共施設に関して。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

今すぐに人命にかかわるようなものはございません。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。とりあえず、ちょっと。

委員長（高迫千代司議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ございますでしょうか。是枝委員。スイッチを押してください。

委員（是枝綾子議員）

まず、歳入のところの部分のちょっと報告をいただいた分に関してなんですけれども、雑入ですね、32ページのところの、小中学校太陽光発電の売電収入のところなんです

が、一応確認ですけれども、平成25年度から35年度までの11年間で、それで一応回収ができる。回収というか、補助金とか差し引いて、忠岡町が起債とか、いろいろそういう利子の分で、元利償還の部分で一応35年度から上回ると言うてましたか。どこでちょうど回収が終わると。35年度で回収が終わるのですか。

教育総務課（眞鍋かよ子参事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

眞鍋参事。

教育総務課（眞鍋かよ子参事）

平成35年度末に売電の収入があって、そこで回収が終わるということです。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、その20年間は同じ売電の価格で買い取ってもらえるということは、これは確実なことなんでしょうか。

教育総務課（眞鍋かよ子参事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

眞鍋参事。

教育総務課（眞鍋かよ子参事）

そのとおり、20年間は当初の単価で、20年間、買い取り価格になるということでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ということは、25年度からですから、45年度までということなんですね。そういう契約になってるんですね。

教育総務課（眞鍋かよ子参事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

眞鍋参事。

教育総務課（眞鍋かよ子参事）

そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、今度ちょっと売電価格、買い取り価格の引き下げの影響はないということですね。わかりました。

で、これの耐用年数というのがよくわからないんですが、今後、維持管理とか補修、いろいろそういったものが今後出てくる可能性というのほどの程度見込まれてるんでしょうか。

教育総務課（眞鍋かよ子参事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

眞鍋参事。

教育総務課（眞鍋かよ子参事）

維持管理につきましては、ちょっとまた調べまして、ご報告いたします。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

耐用年数というのがありますので、その基準で修繕なりする可能性はあります。太陽光発電の耐用年数というの、私のほうではちょっとわかりませんので、お答えはちょっとできませんけども。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

教育委員会の事業ということですね、これは。太陽光発電の事業、補助金の関係も考えたら。文科省の何か補助金を受けてると言っていましたね。

教育総務課（眞鍋かよ子参事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

眞鍋参事。

教育総務課（眞鍋かよ子参事）

教育委員会の事業でございます。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、何のために、環境のためとかいろいろあるかと思うんですけども、これから修理費とか、いろいろそういった交換とか、台風でひっくり返ったり、いろいろあるということで、かえって支出がふえることのないように、本来設置したのは、本当に費用がかからないと、忠岡町の財政には迷惑をかけないということで設置をされた分だと思imasuので、そのようにしっかり管理していただきたいと思imasu。

続けてよろしいですか。

委員長（高迫千代司議員）

返事を聞くんですか。

委員（是枝綾子議員）

まあまあ管理されると思imasuけど。

委員長（高迫千代司議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

すみません。そしたら教育費のほうに入っていきます。

まず最初は、順番に行きます。教育総務費のところ、賃金の支援学級の介助員賃金というところなんですけれども、介助員の人数がなかなか忠岡町単費ということですので、人数が全体で小中と合わせて5名ということだったと思imasuが、この年度も5名だったと思imasu。要望というんですかね、やっぱり障がいのいろいろとか、サポート、支援の必要な子どもに対して、十分にこの人数で対応できたのかということをお聞きしたいんですけれども。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

いわゆる支援学級にかかわる介助員なんですけども、本町におきましては、今、議員おっしゃいましたように、5名で29年度も配置させていただいております。ただ、やはり子どもたちの状況を見ながら、メインの一番中心になるのが、それぞれ支援学級の学級担任でございますので、その学級担任を中心にさまざまな助けをいただいているのが介助員でございます。その中で、29年度5名、そして今年度も5名なんですけども、今年度はいわゆる府費負担の教員を府のお金で1名配置することができ、学級を1つふやすことができました。これによって非常に大きな、フルタイムでいろんな、いわゆる行事も全て含めてかかわっていただいているというところで対応できていると考えております。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。支援学級の子どもが最近ふえているということで、その障がいの軽い、重い、いろいろどういった障がいかということで、クラスもいろいろそういった感じで、支援学級の先生がふえたりということがあると思いますが、なかなか発達障がいの子どもさんという分のお子さんが最近ふえているのではないかと。身体介護や知的、そういった方ということよりも、そういう傾向にあるんじゃないでしょうかということで、その辺はどうでしょう。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

いわゆる支援学級の種別の知的、自閉、情緒、肢体、また病弱という種別以外で、今おっしゃいました発達障がい等でございますね。このあたりは、通常学級の中で在籍しておられるお子さんもいらっしゃいます。そのようなお子さん、ちょっと人数は今ないんですけども、その傾向がある子どもたちも実際に今いらっしゃいます。それに対しては、学校、さまざまな、先ほどもお話ししましたが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携しながら、学級担任を中心に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

その後になってくると、またちょっと違った話になってくるので、ちょっと話を戻しまして、すみません。介助員が5名というのは、基本的には支援学級のほうで、在籍というか、いろいろ時間を過ごす授業なり、そういったときの介助員という考え方であって、通常学級のほうにこの時間だけは行くとか、そういったずっと支援学級の中におらずに戻ったりするお子さんについて、ついていける体制にあるのかというところがこれまで問題になってたと思います。支援学級のところは、担任の先生がそのクラスに1人はついていらっしゃると。で、介助員もいると。この体制だとまだみんなの目があっていいんですけど、その子が小学校の3年生、4年生とか、その何組というところに行った際に、ついてきてもらえないということが問題になっているということなんです。

だから、そのところはきちんと伝わってなかったかなと思うんですけども、そういうついてきてもらってフォローを教室で、学級ね、4年2組とか、そこに子どもが戻ったときに、行ったときに、そこでちょっとサポートしてもらおうという、そういうつき方はしてもらえないんだろうかということとはちょっと、そういった希望すれば可能なんではないかと。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

実際に、今、委員おっしゃいましたように、支援学級在籍の子どもがずっと、例えば1時間目から6時間目まで全て支援学級にいるときと、この教科とこの教科は通常学級の子どもたちと一緒にやりましょう、学びましょうというのは分かれております。そんな中で、当然学校のほうで、この子どもについて、この教科は通常学級に戻ったときは、一緒に担任の先生が中心に見ていけば大丈夫だろう。また、この子のときには、ちょっと介助員、一緒に行ってあげてくださいというのは、それぞれ状況に合わせて取り組んでいると伺っております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

なんですけど、そのときによって、その時間割によって重なる場合がございますね。と

いったときに、東小学校は3人、いや介助員さん2人、3人でしたかね。それぞれ介助員、何名、何名というのをお教えいただきたいのと、支援学級の在籍児童の数も一緒にお教えいただきたいんですが。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

平成29年度ですけれども、まず介助員の数ですが、忠岡小学校が1名、東忠岡小学校が3名、忠岡中学校が1名でございました。そして、現在ですけれども、30年度ですが、忠岡小学校1名、東忠岡小学校を2名にしまして、忠岡中学校をふやしまして2名にしております。これは実際に29年度から30年度にかけて、東忠岡小学校のお子さんで中学校のほうに行っていた方が、非常にやっぱり支援を要するという部分で、介助員を動かさせていただいております。

そして、支援学級の在籍の子どもの数ですが、平成29年度、忠岡小学校は15名、東忠岡小学校は34名、忠岡中学校は9名でございます。今年度は、忠岡小学校は21名、東忠岡小学校は37名、忠岡中学校は10名でございます。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

その状況に合わせて中学校のほうをふやされたということですが、東の介助員さんが減らされてしまっているということで、この東のほうが大変になるのではないかと。平成29年度は東小学校の支援学級在籍児童数が34名で、3名の介助員さんで対応していただいたんですけど、今度、今の30年度、今現在は、2名の介助員さんで37名の支援学級の児童ということになるわけで、どれだけその教室のほうについていってあげたほうがいいという要望に、この2名で応え切れているだろうか。応え切れない状況が出てきたこともあるのかどうか、そのことをちょっとお聞きしたいんですけど。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

東忠岡小学校のほうですけども、確かに介助員1名減りましたが、実際にその今年度減った部分ですが、校長とも話をしまして、なかなか子どもの人数だけではなくて、子どもの状態を見て2名で対応できるであろうということやっていたいておりますし、今のところ、特に困ってるということは伺っておりません。

一方、その中学校に行ったお子さんのために、逆に中学校のほうが対応、やはりこれはありがたいということで伺っております。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

やはり介助員がいるとないでは全然違うと思います。そういったことで、東小学校のちょっと人数が多いと。けど、できるだろうという校長の判断であります。もしこれではちょっと対応し切れない、その子どもの状態とかでね。そういったことで、発達障がいから十分な対応が得られなくて、学校で、不登校になるという可能性を持っているという部分もありますので、不登校をふやさないということで取り組まれているんですしたら、やっぱりそこは早目にちゃんとその子には必要であるということ、専門的な方ね、そういう方が学校にいらっしゃったらいいんですけど、担任の先生によってはちょっとなかなかとか、その支援学級の先生が、最近ちょっとそういう資格を持っている先生が配置されてると聞いてるんですけども、そういう資格ですかね、お持ちでない先生も支援学級に配置されてる場合もあるというふうにお聞きしてますので、何かそういうちゃんとそこは見きわめていただく。親も子どものこと、学校のことかわからないと。学校ですつついているわけじゃないので。こういった場面があって子どもがきちんと言えたらいいけど、言えなかったりとか、いろいろそういったことを、ちゃんともっときめ細やかに対応していただくという体制をやっぱりとっていただいているのでしょうかということ。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

支援学級を担当していただく先生方についてですが、どの市町村も、また都道府県もそうなんですけども、教員免許を持っておられる方で対応するように、実際にその支援学級専門の例えば心理的な部分とか、そういう部分ではなくて、いわゆる教員の免許を取れるということが、この支援教育にもしっかりと十分理解を示して、それで受かってきている

ということになってますので、そのあたりはお任せいただいで結構だと思います。ただ、日々さまざまな専門的な方の意見とか聞きながら研修は積んでまいるよう、学校にも再度伝えておきます。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

2名に東小学校は介助員が減りました。しかし、ちゃんと対応していただくと。必要あれば3名、4名とふやすということもすぐ対応できるようになってるのでしょうか。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

実際にすぐに例えば必要なんですと言われて、さっと人が入れるような状況ではないんですけども、常にそのあたりに関しましては、例えば急な子どもの状況の悪化とか出た場合は、いろんな先生でやっぱり取り組んでいただいでますので、そのあたりは必ず共有しながらカバーしていきたいと思います。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

学校の先生も余るほど府から配置していただいでいないと思いますので、先生自体もそれぞれ抱えながらそういったこともするというのは、大変学校の先生の残業時間というんですか、労働時間が問題になっていて、きょうもけさのニュースでも出ていたと思いますけれども、いろいろとやっぱり先生が病気でお休みされているというのが大阪府下でも何千人といらっしゃるって聞いてますので、やっぱりそういう過重な労働の上にまたそれともなりますと大変なので、やはり必要あらば介助員でも何とかふやしてほしいということが現場から上がってくる、父兄、保護者のほうからも上がってくるということであれば、即対応する体制をぜひとっていただきたいということでもよろしくお願ひしたいんですが、いかがでしょうか。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

実際に今、繰り返しになりますが、介助員をふやしていただきたいということで、すぐはちょっとなかなか難しいことでございます。ただ、先ほども申しましたように、学校全体で取り組んで、組織的に対応していきたいということで、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

なかなか、ふやすということについてはお答えいただけないということでもありますね。忠岡は多くはございません、この配置は。熊取や泉大津に比べたら、ものすごく少ないと。それを調べますというふうに去年の決算委員会でちょっとね、周りの状況も調べますということだったんですけれども、泉大津と、まあまあ単純な比較はなかなかできないんですけれども、そういう配置の人数というのは、学校の規模も違いますけれども、忠岡は多いほうなんですか、少ないほうなんですかということ。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

実際にその比較をするというのは非常に難しいと思います。その介助員の置き方や、その配置の仕方もそれぞれの市町村で独自でやってるものがございますので、難しい状況でございます。ですので、本町におきましては、現在この5名で、そしてどうしても例えばさらに支援が必要な部分で人の配置がというときには、府教育委員会とも学級増のことも踏まえてご相談させていただこうと思います。現在、実際に忠岡小学校で1学級増させていただいております。それも非常に助かっております。ですので、できるだけそのあたりで活用しながら。ただ、府のほうも、人を1人配置するには学級の人数というのが1つ基準になりますので、そのあたりはご理解願います。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

今お示しの部分ですけどもね、私どもも強く大阪府のほうへ働きかけまして、それは介助員以上に正規の教員のほうが、泊を伴う行事、また、特に修学旅行であったり自然学習とか、同行できますので、そういう府費負担教職員を獲得するように強く府のほうへ、必要に応じては求めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

教育長のほうからそのように、教員のほうですね、教員のほうの増員ということも求めていただくと同時に、この介助員に対しての府の補助が一切1円もないと、国もないと。町の単費だというところが、これだけなかなか財政状況が厳しい忠岡町ということで、子どもたちは必要としているかもしれない。おったほうがほんとに助かると。さっきも中学校に1人ね、東のを回してもらって、ほんとに助かったわという、ほんとに子どもたち、保護者にとっては、現場にとってもほんとに大変ありがたいなというふうに言われてると最初におっしゃったですね。だから、それについて、やっぱり国・府に対して、この補助の制度ね、これを求めていかないと、子どもたち一人一人に対応できるような、そういう教育が、サポートができるのかといたら、なかなかできない部分もあると。それをみんなが今カバーしているという、これが正常なのか、もうちょっと違う形で、ほんとにサポートできる人がいつでも入ってもらえるという、そういう体制も府として責任持ってしていただくということで、補助の創設もぜひ求めていただきたいと思います、あわせて。その点はいかがでしょうか。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

また、町村教育長会等を通じまして、府並びに国のほうへ働きかけてまいりたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

よろしく願いします。

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ちょっとその支援学級の在籍児童数の関係で、関連してお聞きしたいんですけども、これ、先ほど三宅議員の質問にもありましたように、大阪府は国と同じぐらいしか、小学校2年生までしか35人学級をしていないと。文科省は、すぐにでもずうっと少人数学級をやりますよと言うけれど、もうとまったままなんです。とまって10年近くなるんじゃないでしょうか。ということで、文科省の責任というのは重大なんですけども、大阪府も独自にしないという、そういった冷たい行政でありますけれども、そんな中で、忠岡小学校の今の4年生なんか、29年度でいえば、3年生の学年の子どものところは37名であったので、3年生からは40人学級やから、37名やから1クラスということになってしまったと。そういったことで、非常に大変な、子どもたちも現場もね、学校の先生も大変な思いをされていると。行き届いた教育が1年、2年でできたのに、今度3年生でぱっとできなくなるというところで、やはり少人数学級、35人学級を、こういったところがあらわれて、これ6年生までずうっとこれでいきますね、1クラスということで。ほかの学年はそうではないということで、こういう人数で分けるというのはほんとにひどい話だと思います。

そのところで、支援学級の子どもがね、この教科は戻りましょうと言って戻ったら、全員が戻ったら、この3年生は41名になるというね、本当にダブルカウントしないというところで、せめて大阪府、ちょっとこれダブルカウントしてほしいなということで、大阪府はダブルカウントしなという態度なんです。そこはやっぱり支援学級の子どもには先生を配置してますということを理由に大阪府は言っているんですよ、多分。そちらで配置しているから、そちらですよということやけど、やっぱりその子どもに応じた教育ということで、戻ると。通常学級のほうに行くというときに、また40人を超えてる問題については、やっぱりこれは問題やと思いますので、せめてダブルカウントもしてほしいということを大阪府にも要望もぜひしていただきたいというのとあわせて、忠岡町独自で、この全体を見ると一番問題なのはこの学年、今4年生の学年のそのところの学年だけ町単費で学校の先生を採用して、そして2クラスにすると、1クラスを。といったことを、要望がね、東の小学校のその学年のご父兄の方からも聞いていらっしやると思います。そういったことで、その点について忠岡町のお考えはいかがでしょうか。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

今、東とおっしゃいましたが、忠小でございますね。

委員（是枝綾子議員）

ごめんなさい、忠岡と言ったつもりで、すみません。

教育長（富本正昭教育長）

ただいまお示しの部分ですけれども、まずは1点目、支援学級児童・生徒の数をダブルカウントするということに関しましては、議員お示しのとおり、やはり子どもというのは支援学級のみだけでなく、通常学級の中で教科によっては、場面によっては、その中で同年齢の子どもたちと過ごすということが、ほんとに発達、生育の上で非常に意義があることや私も考えております。ということで、従前から町村教育長会を通じましてダブルカウントするようという要望は毎年上げさせていただいております。

あわせて、町単費の少人数学級の件でございますが、私は特に考えてるのは、市町村、子どもが暮らす市町村の財政力によって、受ける教育の質なり、それが変わるということはやっぱりあってはならんと。北海道だろうが沖縄の離島であろうが、どこでも日本で暮らす子どもは同じような条件で学べると。少なくとも学級編制に関しては、これは標準法で定められてるものですから、国もしくは都道府県というような部分でその辺をしていただかないと、そこで差が出てしまうということに関してはやっぱりおかしいことではないかということで、やはりこれも強く求めていきたいと思っております。

ただ、その現実に町単費でという部分は、ストレートに考えますと非常に財政的に厳しいものがございまして、私どもとしましては、従前のとおり、そういうふうな形で強く働きかけていくということで頑張っただけまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

財政力のある堺市は、小学校の6年生まで、3年から6年までね、やっぱり35人学級を実施されておりますね。それとか、泉佐野市もですけど、そこも小学校の6年生までをされていらっしゃるということは、この泉州地域ではそういうふうに少しずつ広がってきているということもありますので、府下的にも独自に、もう大阪府を待たられないという、そういう状況ですので、やはりそこを、ほんとは1人の先生を採用するというところで財政的な問題があるかもしれないけど、子どもたちにとって大事な小学校の3年生から6年生の間のそのお子さんたちの教育をどうするのかというところでは、それだけのお金、先生1人採用したら幾らかかるかちょっとわかりませんが、やっぱりそれはほかのところを何とかしてでも回していただきたいなど。教育委員会はそう思っているでしょうけど、財政がね、財政課のほうがうんと言うかどうかという問題だということに

なるかと思えます。しかし、それはぜひ財政のほうもそのことを、子どもたちに与える影響ということがどうなるかは即わかりませんが、やっぱりあると思えますので、ぜひ財政のほうもその辺検討していただきたいというふうに思います。教育委員会から強く要望していただきたいと思えます。よろしくお願いします。

いいですか。

委員長（高迫千代司議員）

返事ですか。

委員（是枝綾子議員）

一応お答えいただいたと思えますが、要望していただきたいと思えます、財政のほうに。いいですか、続けて。

委員長（高迫千代司議員）

どうぞ、是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません、そしたら耐震化の決算が出ております。小学校費の屋内運動場の非構造部材の耐震工事のほうですけれども、これで小学校の体育館は、非構造部材の耐震化は100%できたということになるわけでしょうか。

教育総務課（眞鍋かよ子参事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

眞鍋参事。

教育総務課（眞鍋かよ子参事）

そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

避難所になっているということもありますし、子どもたちも危ないということで。今度、中学校についてはどうでしたでしょうか。中学校の体育館ですね、屋内運動場というか、体育館についてはされてましたでしょうか。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

体育館は耐震化になっております。

委員（是枝綾子議員）

中学校はもう既にしてましたね。

教育部（立花武彦部長）

はい。

委員（是枝綾子議員）

ということで、はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

小・中学校の体育館の耐震化率は100%ということになったと。であるということで、そしたら非構造部材についての、あと全体ですね、幼稚園、小学校、中学校ですか、幼稚園も入るんですかね。非構造部材というたら入りますね、についての耐震化率は、全体では何%になったというふうに府のほうに報告されてるのでしょうか。非構造部材の耐震化率はお聞きしたらいいですね。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

100%になっているのは、東忠岡小学校のみでございます。

委員（是枝綾子議員）

東小学校が100%。ということは、委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

中学校と忠岡小学校があと何%かというのはわかりますでしょうか。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

何%という表示はないんですけども、トイレのほう、忠岡中学校の本館西のトイレですね、ここが外装、内装にクラックがあるということになっております。忠岡小学校のほうですけども、これにつきましても普通教室の南トイレ、1階から3階までの外装と内装に

クラックがあるということになっております。

委員（是枝綾子議員）

何があるって。

教育部（立花武彦部長）

クラックです。

委員（是枝綾子議員）

ひび割れがあるということですか。

教育部（立花武彦部長）

はい、そうです。

委員（是枝綾子議員）

非構造部材の耐震化ということで聞いているんですけど。パーセントが出ないということですか。

教育部（立花武彦部長）

この部分についても非構造部材というふうに、内装、外装も非構造部材に入りますので。

委員（是枝綾子議員）

委員長、すみません。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

非構造部材の耐震化率というのは、何%かというのはちょっと出ないということなんです。出ないというか。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

学校自体の何%は出ないんですが、小学校、中学校が全部で3校ありますので、耐震化率33.3%という形になります。

委員（是枝綾子議員）

全体でということでしたら出ると。そしたら、全体のその非構造部材の耐震化率というのは出るということですか。すみません、ちょっと。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

学校数で割りますので、33.3%となります。

委員（是枝綾子議員）

33.3%ということですか。はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

では、引き続き計画的にしないと、補助金の関係もありますので、これについては30年度、今の年度はどこか、それは工事請負でやってるから、今後どういう計画になってるんでしょうか。計画的にされるという予定はあるんでしょうか。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

順次、この部分につきまして、非構造部材につきましては、順次財政と相談しながらやっていきたいと考えております。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。まずはちょっとブロック塀のほうが先というふうな状況になっているかもしれないんですが、こちらのほうも地震が来たら落ちてきた、剥がれてきたということになりますので、計画的にぜひ進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

あと、続けていいですか。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません。ここの扶助費関係のところ、教育振興費、110ページのところに関してなんですけれども、ここは要保護及び準要保護児童就学援助費に関連して、小学校のところ、また中学校のところも含めてですけども、就学援助のもととなる生活保護費の基準というんですか、が10月、今月から引き下げになったんですね。なりました。ということで、忠岡町は、この年度も引き下げがあったのかな、そういった影響が出ないように対

応はしていただいたかなと思うんですけども、その確認と、今度の10月からの引き下げについての対応についてはどのようにお考えでしょうか。

教育総務課（眞鍋かよ子参事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

眞鍋参事。

教育総務課（眞鍋かよ子参事）

ことしの10月の部分については、来年度、就学援助を決定するに当たりまして、他市等の状況も見ながら調査というか、していきたいとは思いますが、極端に下がるようであれば、現状のままというふうには課内では考えてはおりますけれども、ことしの分の保護費が、保護基準が下がったということの影響につきましては、従来どおり旧制度に基づいて、また再度再認定をし、救えるということをしております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そうですね、生活保護基準がどんどんと下がってきているということで、かなり差がね。下がったらその影響で、受けられたはずの人が受けられないということが発生してくるということで、そういう対応をね、生活保護基準が引き下がっても、旧の基準で計算し直して対応していただくということで、ぜひお願いしたいと思います。

忠岡町は、生活保護基準の1.2でしたかね、2ですね。その1.2という分を泉佐野市は1.4でしたか、この近隣でかなり生活保護基準が下がったから上げたというところがあるんですけども、忠岡町もそういった生活保護基準が、急に計算し直して全て対応していただけているのであればまだいいんですけども、そうでない方はないですよ、全員がそういう扱いになっている。そこから外されている、その時期によって外されている方がいらっしゃるちょっと問題だと思うんですが、全員がそういう生活保護基準引き下げの前の基準で全部認定されていらっしゃるんですよ。不認定の方がそんなんで出たということはないですよ。

教育総務課（眞鍋かよ子参事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

眞鍋参事。

教育総務課（眞鍋かよ子参事）

旧の基準で再認定をする場合は、平成25年のときに申請をして、認定を受けた世帯に

対して行っております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

新しくそれ以降に生活保護基準が下がってから新しく新規で申請した方については、新しく引き下げられた分で認定されているということですか、そしたら。すみません、今まで継続の方だけが旧の基準で計算してされているということに聞こえるんですけど。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

生活保護基準の見直しは平成30年の10月に行われておりますので、これが対象になりますのは平成31年度になりますので、今の方については影響はございません。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今回については影響のないようにしていただくということで、していただけるということなんです。その以前にも、この間、3回ぐらいずっと、二、三回ちょっと引き下げがあったんですけども、そこはいつ申請するかによって、この人は旧の計算、この人は新規やから新しい計算、基準、下がった分だというふうなことはしてないですよという、これまで、29年度までの話です。

教育総務課（眞鍋かよ子参事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

眞鍋参事。

教育総務課（眞鍋かよ子参事）

毎年、30年度、ことしの分につきましては、ことしの10月の部分はまだなんですけれども、ことしも一応認定が終わってる分につきましては、そのときの生活保護の基準額で計算しております。仮にそのときに所得オーバーということであった場合、旧基準で見るようにはいたしております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。影響が出ないようにということで、わかりました。よろしくお願ひします。

それで、ちょっと長くなってすみません。進めます。

委員長（高迫千代司議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

高校の奨学金のことが歳入のところで出ていたかと思いますが、私は高校の奨学金のこれは、3,000万円というのは、去年の決算委員会で、300万円と思ったら3,000万円やったというようなことを把握したんですけれども、その分が全然活用がされていないということで、就学援助の中学校に上がる子どもさん、この29年度では就学援助制度ね、入学準備金、中学校に上がるお子さんについて実施がされたという年度でしたね、29年度決算では。この30年度では、今度、この次の春に小学校に入学されるお子さんということでされる予定ですよ、まだこれからですけど。

ということで、その就学援助の対象になるようなお子さんというのは、入学準備金がやっぱり必要な方が多いということで、高校に入学するにもやっぱり準備するお金が要るはずなんですよね。制服がないところやったらいいんですけども、教科書は小・中学校は無償ですけども、高校、授業料は無償になったけど、教育費全体は無償ではないですよ。ちょっと私、そう思ってるんですけど、教科書代も無償になったとは聞いてないんですけども、だからやっぱり体操服から制服から教科書を買ったら、絶対5万円ぐらいは、もう教科書代だけでも数万円は要るか、数万円かちょっとわかりませんが、要るということで、やっぱりこれ入学準備金、高校の、それは必要だというのはちょっと去年も言うたと思うんですけど、それについて、3,000万円も基金があつて、誰も借り手がいませんということであれば、就学援助をもらっているようなお子さんというのは所得がわかっているわけですよ。わかっていますね。出させて、1.2からということで。そういったことで、そういった低所得の方には入学準備金ということで準備をしていくと。で、実際に入学するかどうか、途中で退学したりとか、いろいろあるかと思いますが、入学する際にそういったものが必要な高校ということであれば、高校の入学準備金というものも、原資はその基金、3,000万円ある高校の奨学金のそこを原資にすればいいのではないかと。どのみち7月の21日に何か支給するというものであれば、それをまとめてそちらに回すということも可能ではないかと思いますが、いかがでしょうか。高

校の入学準備金を奨学基金のほうから支出するということについてはいかがお考えでしょうか。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

それは貸し付けではなく、給付という形でございますか。

委員（是枝綾子議員）

貸し付けでも給付でも、それは必要なお金なんでね、そこについてはそれは無償で、それは一番それがいいんですけれども、どのぐらいの方がいるのかと、それとあと、何年その制度を続けていかなければいけないかと。1回きりで終わってしまっただけではいけないので、その辺は金額のこともありましようし、ちょっとそういう、高校に行け行けと言うて、あすなろ塾とか、いろいろ塾とかやってくれて、さあ高校に合格しました。しかし、お金がなくてどうしようという、そこを助け、そこまでやってこそ、やっぱり高校に行かせて、貧困の連鎖を断ち切るということになるんじゃないかと思っておりますので。

私は何で言うかということ、これを言い出したのは昨年、一昨年か、母子家庭の方がね、この入学準備金が高校はないから本当に困っているということのお声があって、預貯金がほんとにないんですよ。預貯金がないという世帯が今全国で25%、4分の1はもう預貯金ないんですよ、世帯は。ということなんで、そういった大変母子家庭の半分以上は貧困の世帯ということになってますので、そういった必要な制度だろうかと、今の時代に応じた。

ということで、こういった形であるかというのは、奨学金の基金であれば、奨学金ということですので、それは貸与か、それは議論の必要があるかと思っておりますが、やはり必要ではないかと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

あくまでも奨学金ですんで、先ほど言うた入学準備金というような形で事前にどうこうということは、これはやっぱり厳しい部分があるかと思っております。必要であるなら、現行制度でもこの町の奨学金制度というのはございますから、それをいわゆる学習を進めるという奨学する意味でお借りいただければ対応できるかと思っておりますので、奨学金として申請いただければ、ただし奨学金ですから、在学期間中はお借りいただいて、お返しいただくと

ということにはなりますが、そういう中でどう使われているというところまでは、詳細までは確認いたしませんので、可能かと思います。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

その時期の問題で、入学までにその奨学金として貸していただく、貸与ですね。いただくという、その点での入学準備金ということで、正規の普通の忠岡町の奨学金であれば、1学期の終わりに手渡しということになっていて、それも1学期分と。学期が終わるごとに分割というのを、それをまとめて、1年分を先にまとめて支給してほしいというところなんです。支給というか貸していただくというところは、ぜひ検討していただきたいということでお願いいたします。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

今、奨学資金の貸し出しにつきましては、委員会のほうでも出すか出さないか決めてる状態でございます。他市の状況も調査研究しながら、ちょっと考えてまいります。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

他市の状況もありますが、借り手が1人もいてないということであれば、拡大して借りやすいようなものにぜひ改善していただくということで、せっかくの将来がね、夢がなくなってしまうことのないように、ぜひよろしくお願いいたします。

あと、ちょっと。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

子どもの貧困対策法ができて、それであるる塾やらいろいろちょっとね、いろんな取

り組みがされていると。府下的にも貧困の連鎖を断ち切るということで、教育ということをつけていくんだということ、大阪府はそういう計画を持って、大阪府も子ども貧困対策の計画ということで、そういう塾みたいな学習支援というところに力を入れてるみたいですが、忠岡町は子どもの貧困対策についての、市町村は義務ではありません、都道府県は義務ですけど、計画をつくる、忠岡町は計画をつくることについてはどのようにお考えでしょうか。

子育て支援課（二重幸生課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

二重課長。

子育て支援課（二重幸生課長）

子どもの貧困対策計画につきましては、本町独自の計画という部分については、今のところはまだ考えておりませんが、何分子どもの貧困と申しましても、要は保護者ですね、家庭の経済的な状況の把握という部分が一番肝心かなということを考えておりますので、その辺を考えると、教育委員会だけではなく全庁的な計画というふうに認識しておりますので、今後、調査研究等を進めてまいりたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ぜひ、日本全国の平均としては6人に1人が貧困ということですが、山形大学の教授によると、計算し直すと、大阪府は24%ぐらいというふうな数字が出てたりとか、1番が沖縄で、2番が大阪と。子どもの貧困が全国で2番目に高いというふうな、そういう数字も出ているということですので、忠岡町は随分10年ぐらい前の、2007年の資料なんですけども、男女共同参画計画に載ってた資料をちょっと見たんですけども、ひとり親家庭、母子家庭が、大阪は全国平均よりも高くて、大阪の中でも、大阪平均よりも忠岡は多いという数字がちょっと出てたんです。これ、ちょっと平成17年の国勢調査に基づいてやから、えらい古いんです。それ以降は、調査項目が変わって出なくなったので、数字がないんです。なので、ちょっと古い国勢調査で言いますけれども、全国は母子家庭は1.5%ですね、世帯の。大阪府は世帯の中の2.0%。忠岡町は2.3%ということ、母子家庭が多いというふうに出ましたので、これがどういうふうになってるのかわかりませんが、母子家庭の半分以上、54%は貧困ということですので、やっぱりここに光を当てていく。他市よりも大変困っている子ども、貧困が多いのではないかと予想できますので、貧困対策の計画を、教育委員会だけでなく、全庁的なもの

でぜひ考えていただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

すみません。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あとは、ちょっと社会教育のほうに移りたいと思います。すみません。

文化会館の費用で125ページのところになるかと思いますが、1,500万かけたこれは、指定避難所防災機能強化事業工事ということなんですが、エレベーターだけでなく何を、どこをどうされたのか、ちょっとお教えいただきたいんですけれども。

生涯学習課（田中成和課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

田中課長。

生涯学習課（田中成和課長）

エレベーターのほかに、軽運動場の照明ですね。それから、防火施設ですね。自動火災警報機とか、そういうもの。それから、一部トイレなど改修を実施しております。あと、防火ダンパーについても改修しております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。指定避難所ということで防災機能を強化するということで、その軽運動室の照明というのは、非構造部材の何か耐震化みたいな、そういう工事をされたということでしょうか。

生涯学習課（田中成和課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

田中課長。

生涯学習課（田中成和課長）

おっしゃるとおりでございます。LED化になっておるんでございますが、今までのものを取りかえて、非構造部材というところでございます。あと、窓も一部、飛散防止、すみません、窓はやっておりませんでした。LEDでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。窓のほうもね、よく飛散防止のフィルムを張ったりとかいう、そういった対応が今後まだ必要になってくるところということですね。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

窓につきましては、遊びがあるということで、今回は飛散防止はやっておりません。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大丈夫なんですかね。

教育部（立花武彦部長）

一応遊びがあるということで、揺れるということで、飛散防止する必要はないということで話をしました。

委員（是枝綾子議員）

ないということで。そうですか、わかりました。

そしたら、文化会館のところの続きで、すみません、126ページの図書館費のところなんですけれども、図書館の貸し出し冊数が忠岡町は2週間で5冊ということなんですけど、これは議会でもちょっと取り上げさせていただいたんですが、他市に比べて少ないのではないかということだったんですが、今年の決算で近隣の状況も調べて対応するということがあったかと思いますが、近隣の状況からして貸し出し冊数は忠岡町は少ないんでしょうか。

生涯学習課（田中成和課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

田中課長。

生涯学習課（田中成和課長）

現在、周りの状況をお調べした部分を報告させていただきます。

忠岡町なんですけども、1人5冊を2週間まで借りられると。それから、泉大津市さんが1人10冊を3週間まで借りられると。和泉市さんも同様でございます。泉大津と一緒にございます。岸和田市さんが1人15冊を3週間まで借りられると、一番多くなっております。次に、貝塚市さんが1人10冊を2週間まで借りられるというところでございます。期間につきましては、忠岡町と同等の部分がございしますが、忠岡町は1人の冊数、これが現在5冊と、他市に比べて低い状況でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

2週間、3週間と期間の違いはありますが、忠岡町だけが5冊と、1回に借りられる分ということですので、やっぱりちょっと少ないというお声がずっとありまして、忠岡町は本があまりないんであれば、足りない、もう貸されへんという、ちょっとしかないんですというんでしたらいいんですけど、もうしゃあないなと思うけど、やっぱりどんどんあるわけやから、5冊を希望する方は10冊まで借りられるとかいうことで、希望しない方は別に5冊でもいいんですよ。だけど、もっと借りたいという人については借りられるようにやっぱりしなければならぬこの状況じゃないかなと思います。いかがでしょうか。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

この分につきましては、現場のほうとも相談させていただきました。実際、5冊以上借りる方の比率もあまり多くないということで聞いておりまして、あと、新刊が出た場合に、2冊、3冊と借りられると、待っておられる方が順番待ちをしないとだめだということで、そういう部分もありまして、現状としても5冊という形でさせていただきました。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

5冊以上借りる、5冊までしか借りられへんから、5冊という方がいてないからいいということで、そういう答弁なんです。けど、やっぱりそういう声はありますし、やっ

ぱりもうちょっと借りたいというお声もあると。そういう方は、もう諦めて、そんなに借りないということやら、他市に行ったりとか、いろいろされていらっしゃるということなので、ほんとに町民のために、やっぱりこれね、図書館協議会がないんですよ、忠岡町。ありましたかね、いや、ないですよ、図書館協議会。やっぱり図書のそういう利用者やら町民の声を、利用状況をやっぱり今までよりももう少しよくしていこうというような、そういう話し合いをするところの場所がないから、窓口のその方、職員さんに聞いて、あまりないわみたいな、そういうことで、そういうお声がちょっと取り上げられないということは非常に残念だと思いますので。ぜひ、今、子どもの読書推進計画というのをつくっておられると思いますので、一気にたくさん読みたいという子が出てきた場合に、それならどうするんやということで、そういったこともありますので、やっぱりそういう制限を設けても、そんなに借りないだろうとは思いますが、たくさん読みたいという方にはそれに応えられるようにしていただきたいというふうに思いますので、ぜひその中で検討していただけたらというふうに思います。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

今現在、意見箱を設置しておりますので、そういう状況も把握しながら、今後、利用者さんのご要望があれば、また変更なりしていきたいと思えます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

意見箱にわざわざ書いて入れるかどうかわかりませんが、話がちょっと移行していったすみませんが、子どもの読書推進計画の中で、この貸し出し冊数なんかも、計画に盛り込む、盛り込まないは別にして、やっぱりそういう子どもに必要な期間、冊数はどうなんだろうというふうな、そういったこともあわせて検討もしていただけたらと。専門家の方々が出てきていらっしゃる、府立の図書館の方も来ていらっしゃったと思えますけれども。あと、学校の先生やいろいろ入ってますので、ぜひいろんな方のね、必要な冊数の、近隣の状況も示していただいて、冊数もぜひ検討していただけたらというふうに思えます。よろしくお願いたします。

生涯学習課（田中成和課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

田中課長。

生涯学習課（田中成和課長）

今現在、議員おっしゃるとおり、計画のほうを進めてまいりまして、専門委員さんの方にも入っていただいております。さまざまなご意見をいただきまして、今後、よりよく図書館の貸し出し事業が運営できるように考慮してまいりたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

よろしく申し上げます。今、子どもの読書推進計画のことを申し上げましたので、その際に、子どもの図書館ですね、子どもが借りたいと思う子どもの本を充実させていくということもあわせてぜひ、子どもの図書館を今後設置するということも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

生涯学習課（田中成和課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

田中課長。

生涯学習課（田中成和課長）

現在、本につきましては、子どもさんのほうも利用、読み聞かせ等、またこの運営委員会のほうで考慮しているところがございますので、ソフト面についてもまた改善できるものと考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ソフト面だけでは改善できないから、子どもの図書館というハード面も申し上げているわけでありまして、なぜこれだけ図書のことにとこだわるかということ、一般質問でも言いましたが、忠岡町の子どもは本を読まない、はっきり言って。そう認識していらっしゃると思います。アンケートの結果を見て、忠岡町の子どもの読書、不読率というのが、ほんとに大阪府の平均よりも、不読率やから高いということは悪いということですね。読まない。60%ぐらい、六、七十%の子どもが中学3年生やったら読まないというふうな結果が出て、小学生でもやっぱり五十数%という、ちょっと数字は忘れちゃったけれども、

それは子どもの読書推進計画の資料で出てたから、私、見てびっくりしたんです。そこで、1回目の資料で傍聴に行ったときに出てましたので。それと、忠岡町の子どもの学力とは、やっぱり「ああ、そうかなあ」というふうに思う部分もありますので、ほんとに忠岡町の子どもの本をもっともっと親んでもらうためには、やっぱり大人の目も気にしないで、ちゃんと子どもの図書館というのがあったらいいなということで、ぜひ検討していただきたいということで、その中で検討していただけますでしょうかということで、子どもの読書推進計画の中では、ハード面の分についても検討の項目にもぜひ加えていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

今、子どもの読書活動の中では、いろんな取り組み、各小学校、幼稚園で取り組みしておりますので、ソフト面を中心にいろんな取り組みができないか、議論させていただいています。そのハード面につきましては、当然、場所、施設が要ることをございますので、今すぐにどうこうというのはここでは回答できませんけれども、できるのであれば、場所があれば、そういうふうなところを使っていければとは思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

よろしく願いいたします。もうあまりお時間をとってはいけないので、あと2点だけちょっと申し上げておきます。質問させていただきます。

委員長（高迫千代司議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

1点は、働く婦人の家のところです。127ページであります。働く婦人の家というもの女性センター化できないかということで何度か質問させていただきましたけれども、働く婦人の家というこの表題というか、そういった施設を持っているところは、大阪府下では忠岡町だけぐらいというふうに聞いておまして、働く婦人の家協議会というんですかね、何かそういう、それももうないと。だから、ないから、そういったところにも行かないし、そしたら女性センターのそういう大阪府下の集まり、協議会みたいなところに行っているのかというたら、行ってないということで聞いておりますので、ほんとにこ

のままでいいのかと。このネーミング自体が時代にそぐわないような、働く婦人、いやもう婦人で働く人は珍しいんかと思われるようなことなので、やっぱり時代に応じて女性センターが忠岡はないので、やはりつくっていく必要があるんじゃないかということで、またその辺も検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

今、働く婦人の家、条例という形で現在残っております。文化会館におきましては、子どもたちから高齢者までのいろんな講座ですね。講座をやったり、あと生涯学習という形でクラブ活動をしていただいています。今現在、議員ご存じのとおり、部屋も飽和状態でありまして、いろんな事業が今後できるかといえば、なかなかできない状態も続いております。教育委員会の生涯学習課としましては、いろんな講座、生涯学習にわたる講座をしていきたいという思いもございますので、女性センターに特化した事業というのは考えておりません。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

女性センターは教育委員会の管轄ではないのでね、なかなか、人権のほうで女性センターというものを言っていらっしゃるので、そちらのほうで言うべきことだと思いますが、まず働く婦人の家というのは、大阪府下ではどのような状況に、各市町村、どうなっているのでしょうか。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

廃止されてるところが多いんですけども、わずか何市町か残ってると思うんですけども、かなり廃止されてるところが多い状況でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

で、働く婦人の家協議会というところは、もうないですね。確認です。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

今、休止という形をとっております。

委員（是枝綾子議員）

休止ですね。はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、他市町村とのそういった交流をする場には行っていないということですね。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

以前、交流していたかどうか、ちょっとわからないですけども、今現在もそういうのはやっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。そういう状況であるということなので、今後検討して考えていただきたいということと、文化会館がもう目いっぱいというふうなのはご存じだと思いますので、もう1日あけたら使える枠が広がるということは申し上げておきます。

これ最後です。スポーツセンターのところで、最後ですけれども、スポーツセンター費のところで、128ページのスポーツセンター民間資金等活用事業導入可能性調査業務委託料ということで1,800万円出ている分で、これによって可能性を調査した結果、来年の春から指定管理者で運営していただくところが決まったということでありまして、で、短くいきます。2,000万から2,500万円ぐらい、将来的には、数年したら節減で

きるということで、数年でなくて、委託料が最初の四百何十万か、何年間かは要るけれども、それ以降は要らなくなるので、1年目から2,000万ぐらいは運営費が改善できるだろうと、効果が出るだろうと。言うたら節減できるという、そういう教育委員会の資料も出されております。これは住民説明会での資料でしたので。そういった、そのお金も活用して、文化会館をもう1日、先ほども手いっぱいやから女性センターできませんと言ったけど、そういうふうに活用すれば、もう1日開館できて、女性センター設置には向かえるのではないかというふうに思いますけれども、もう1日あけていただくということは、この間の9月の議会でも質問させていただきましたが、ほんとにスポーツセンターを追い出されて、なかなか行くところがないという団体もあるということです。そういったところにも、文化会館をもう1日あけていただいて入れるようにということで活用していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

生涯学習課（田中成和課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

田中課長。

生涯学習課（田中成和課長）

スポーツセンターを指定管理にしたことで、財源のほうがというお話でございまして、教育委員会といたしましては、できれば開館日をふやしたいという気持ちはございます。ただ、本町全体といたしましての財政健全化の途上でございますので、各施設、休館日をふやして、さまざまな施策も削減しているという経緯がございます。教育で削減できた財源と申しましても、教育だけで使えるという認識は持ってございませんので、今後、町全体で考えるべきものであると考えてございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

せっかく教育のほうで頑張って節減効果を出して、汗かいてしたのに、よそにその分持っていかれるということで大変なんですけども、やっぱり社会教育で生み出されたお金は社会教育で少しでも、2,500万全部要らないと思うんです、もう1日文化会館を開館するには。約500万円ぐらいで開館できるという、そういうことですので、その一部を使って、全部を使わなくても一部を使って開館するというのも、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

これ、財政課の課長さんがいらっしゃるのでお聞きしますが、このスポーツセンターで2,000万から2,500万円、財政効果が出るということは、財政の5カ年の見通し

の中ではどのようにこれは盛り込まれているのでしょうか。

財政課（村田健次課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

当然、前もってわかっている事実でございますので、財政収支見通しの中には入れてございます。ただ、そこら辺のところなんですけれども、どこまで今回の件でその財政効果があるかというところもちょっと見てみたんですけれども、どうしても今回の分につきましては、耐震化工事を行っております。どの部分まで含めるかという問題は当然あるかとは思いますが、その元利償還が始まりますので、その分になりますと、やはりちょっと浮いたかなというところはかなりきつくなってくるという状況になっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、節減できる分は幾らと見込んでいらっしゃるのでしょうか。指定管理料だけの効果額だけを見ますと。

財政課（村田健次課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

すみません、指定管理の分については、当然上がるんですけれども、あちらの緊急防災でいってるんですけれども、その分が3年据え置き、3年分までは当然プラスにはなるんでございますけれども、元利償還金が始まってくると、そちらのほうの支出分がふえてくると。生み出していただいた分が帳消しになっていくというような形になっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

それに対して、元利償還の何十％を交付税に算入というかね、まあまあ理論上ですけど、何十％入ってくるんですかね。

財政課（村田健次課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

緊急防災で借りられる部分と、一般起債で借りられる部分がございます。ただ、緊急防災につきましては70%入ってくるという形では聞いております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

丸々帳消しになるかどうかは、ちょっとその辺も厳密に突き合わせてみないとわからないですけども、やはり住民の要望に応じていくということで、ぜひそういう声もあるというのは、ちょっと聞いていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

答弁いただいても同じでしたら、もうよろしいです。

委員長（高迫千代司議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

そのスポーツセンターの委託、スポーツセンターの4月以降の内容についての議会への、例えば利用料はどれぐらいかかりますとか、そういうような発表は12月議会になるのでしょうか。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

今、仮協定の交渉中でありまして、11月の初旬に仮協定を締結する予定でございます。その後、12月議会に指定議案と債務負担行為の補正予算を上程させていただきます。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。ありがとうございます。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質問ございますでしょうか。

（なし）

委員長（高迫千代司議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

以上をもちまして一般会計の決算の審査を終了いたします。

ここで15分休憩をとりまして、3時半から再開をしたいと思います。

（「午後3時15分」休憩）

委員長（高迫千代司議員）

それでは、休憩前に引き続いて、委員会を再開いたします。

（「午後3時30分」再開）

委員長（高迫千代司議員）

続きまして、各特別会計の決算審査に入りますが、質疑につきましては、担当課より提出の資料説明後にお受けをいたします。

まず、133ページから155ページの国民健康保険事業勘定特別会計決算について、担当課より資料の説明をお願いいたします。

（大谷保険課長：説明）

委員長（高迫千代司議員）

説明は、以上のおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すみません、ちょっとお伺いします。大阪府のほうに平成30年度から移管されたということなんですけど、29年度のこの報告書から、来年度以降はどのようになっていくん

でしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

予算の項目等でしょうか。

委員（三宅良矢議員）

こういう報告が同じようにされるのか、一般会計の繰出金か何かの部分に全部振り込まれて、そのみの何かそういう報告になるのか。別枠、大阪府から来ることになっているのか、その辺ちょっと詳しいことを教えていただきたいんです。

保険課（大谷貴利課長）

基本的には大きく変わりません。歳入と歳出の項目で、例えば廃止になる項目や新たに設けられた項目が出てきますので、その辺の内くりが若干変わりますが、基本的な仕組みが大きく変わるということはありません。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。ありがとうございます。次に。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すみません、ありがとうございます。あとは健康診断、国保の健康の各種健診等についてなんですけど、特に口腔健診についてちょっとお聞きしたいなんですけど、忠岡町の受診率ってどれぐらいのものなんですか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

口腔健診、本町で行っている歯科健診になるかと思いますが、平成29年度で、20歳以上の住民を対象としておりまして、受診率は2.3%となっております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

それは周辺自治体と比べてそう変わりはない数字なんですか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

必ずしもこの歯科健診は全ての自治体で行っているというものではございません。この周辺では、すみません、今どの自治体が行っているかという、今ちょっと資料を持っておりませんが、30年度から後期高齢者医療がこの歯科健診を始めるに当たりまして、事前にいろいろと打ち合わせとかあった中でも、大阪府下43市町村の中でも恐らく3分の1程度しか実施していなかったという経緯がございます。この近隣につきましては、今数字は持っておりませんので、今数字はわかりません。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

昨日、住民健診ですよ、大阪府のほうのポイント等で主導して参加率を上げようという動きになっているんですけど、こういうのも含まれて、がん検診とかこういう口腔健診も特定検診のそういうインセンティブに含まれていく予定なんですか。またこれはこれで独立独歩でやっていかれる予定なんですかね。方向性として。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

今度、大阪府のプラットフォーム事業として来年度から始まる枠組みの中に入るかということかと思いますが、本町といたしましては、もちろんこれもその対象にしていく方針でございます。

委員（三宅良矢議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

府の予定として。わからなかったらわからんで、別にいいんですけど。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

基本的に今、府のほうでの仕組みの中には、この歯科健診については特段示されておりませんので、今のところちょっとわからないという状況でございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

あと、胃がん検診についてなんですけど、来年僕も40歳なんで、胃がん検診を受ける予定なんですけど、胃がん検診の中にピロリ菌検査とかというのは含まれているものなんですか。

保険課（大谷貴利課長）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

本町といたしましては、胃がん検診とピロリ菌検診ですね、胃の萎縮検査と呼んでおりますが、このを両方を実施しております。で、集団健診の場合、同じ日にこの2つは受診することは可能であります。

委員（三宅良矢議員）

集団でできる。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

これの受診率ってどれぐらいのものなんでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

すみません、率ではなくて受診された数、人数しか出ておりませんが、平成28年度は

集団で75人、個別で26人、平成29年度は集団で38人、個別で21人となっております。

委員（三宅良矢議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すみません、これってどれぐらいの人数、受けてほしいなって大体想定して考えてはるんですか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

一応予算としましては300人で計上しております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

あと5倍弱ですよ。それはそれでまた、啓発じゃないですけど、行動に関してはどのようなものを考えてはりますか。

保険課（大谷貴利課長）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

各種がん検診もそうなんですけども、未受診者に対しまして受診勧奨のはがきを送ったりということはやっております。ただ、胃がん検診と胃の萎縮検診というものは目的がまた違いますので、胃がん検診は、本町の場合はバリウムを飲んでいただいて、胃の状態や腫瘍の有無を確認するというのが胃がん検診であり、胃の萎縮検査というのは胃の中にあるピロリ菌が存在するのか存在しないかということ調べる検査ということになっておりますので、もちろん申し込まれる際にこの違いをこちらの保健センターのほうでも説明いたしまして、その方がより望まれるほうの検診を選んでいただくという形をとっております。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。ありがとうございます。結構です。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

29年度の国保会計の決算は黒字であったということですが、その黒字は、累積赤字の8,838万5,000円も解消した上で、なおかつ黒字が出たということでもあります。その主な要因ということで、前期高齢者の交付金が前年度よりたくさん来た。共同事業交付金というものも前年度よりたくさん来た。共同事業拠出金、出るほうのそれが前年度よりも少なかったということが主な要因ということで、ほかにも要因がありましたらお答えいただいたらいいんですけど、いかがでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

今、議員がおっしゃいましたことがほとんどかぶってくると思いますが、まず、去年は高額な医療を必要とする方が多かったということがございます。去年の12月もちょっと1億円ほどの補正予算を組まさせていただいた経緯もございます。そういったこともありまして、国の支出金でございます療養給付費等負担金が、これが約6,000万円の増、また同様の理由によりまして、より有利に働く保険財政共同安定化事業においても、拠出金よりか交付金のほうが多く入ってきたということで、共同事業で6,500万円の黒字となったということが、この2点がまず一番大きな要因だと考えております。これで1億2,500万円の歳入がふえたということで、ここから8,800万円の累積赤字が解消されて、約2,900万円の最終黒字が出たというふうに見ております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町はレセプトが1円から共同事業化されたという、多くの市町村ではこれが悪いほ

うに働いているところが多くて、非常にそこでマイナス部分になっているけれども、忠岡町についてレセプトが1円から共同事業化されたら、忠岡は本当に助かったというふうなのは、何が原因でしょうか、他市との違いというのは。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

本町はやっぱり所得水準が府内の中でも低いほうでございます。この所得水準が低いということが、この事業の中では有利に働いていたというふうな見方もできるかと思いません。忠岡町はたまたま去年は高額な医療が必要な方がたくさんおられたということが一番の大きな要因でございます。医療費のかかる方がたくさんいれば、この共同事業はより有利に働くというような、そういう仕組みもございますので、所得水準がちょっと低いということと医療費のかかる方が多かったと、この2つの要因が最終的には忠岡町にとってはプラスに転じたのではないかと、そういうふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。

もう1つの要因の、前期高齢者の交付金がたくさん来た。前期高齢者が忠岡町は平均よりも多いということで、その分、それに比例して来たということだと思いますけれども、これは、ずっとこれが続くんでしょうか。続くというか。3年おくれぐらいでずっと来るので、いつかはごっつい減るということで、大変後で困ったという年もあるということになるんでしょうか。これは。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

前期高齢者交付金につきましては、2年後に確定精算がされるというふうな仕組みになっておりますので、まず29年度の分の精算につきましては平成31年度まで、大阪府のほうにおいて市町村ごとに精算される形となっております。その精算された分につきましては、平成30年度から市町村が大阪府のほうに支払うことになっております国民健康保

険事業納付金、この中でそれを差し引きするというふうな仕組みになっております。平成30年度以降につきましては、これは大阪府全体という枠組みの中で前期高齢者の交付金が調整されることになっておりますので、30年度以降につきましては特に忠岡町が交付金が多くなるとか少なくなるということは、直接的には影響は出ないことになっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

都道府県化されたらどうなるかというのは、まだこの1年が済んでいないので、ちょっと予想が私たちもつかないんですけれども、忠岡町、この31年度まではこの前期高齢者交付金という制度が続くと、項目があると。31年度の決算まで。32年度からはもうこの項目がなくなるということですか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

前期高齢者交付金の項目は、もうなくなっております。

委員（是枝綾子議員）

いつからなくなるんですか。

保険課（大谷貴利課長）

30年度から。

委員（是枝綾子議員）

30年度からですか。これはもう29年度の決算、これで最後なんですね。

保険課（大谷貴利課長）

そうですね。

委員（是枝綾子議員）

精算という、そんなんはまた何か別の形で来るわけですね。

保険課（大谷貴利課長）

はい。30年度から新たに組まれました新しい歳出項目でございます国民健康保険事業納付金という項目がございます、そちらの中に。

委員（是枝綾子議員）

その中に含まれて。

保険課（大谷貴利課長）

はい、溶け込むような形になります。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、溶け込むような形ということなので、ちょっとどういう、ちゃんとこのようにはっきりとあらわれる、忠岡町に有利に働くような、今回ここが多かったのが黒字になって助かったと言っているんですけども、それが、これがこのままずっと忠岡町のこれが続けば、前期高齢者が多い間はこれでずっといくでしょうけど、ちょっとあと、これがこういうふうになんかちゃんと加味されるのかどうかというのが、分賦金ですかね、納付金かな。大阪府に納めないといけない分賦金の中にちゃんとこのような正確な数字で入っていればいいんですけど、それはちょっとわからないですね。どういうふうな、計算の根拠とかそういうのはちゃんと示していただいて、納付金ということであるんですけどね。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

30年度のこの事業納付金の予算を組む際に、大阪府のほうから数字の提供を受けました。もうその数字の中には、前段階としまして、こういった分をある程度大阪府のほうで消化した分を数字という形で各市町村におろしてきてるというふうな流れがございましたので、その辺はちょっと直接的にはやはり見にくくなってはございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

「入ってますよ。ちゃんとしてますよ」と言われたら、そうかなあと思わないといけないような状況と。どこかで理論上入ってますよみたいな感じの、そんな感じにされてしまうと、忠岡町の国保の会計はこれで助かってる部分が、府に行ったら、府の中でちょっとどないかされて、全体で薄められて、で、「これだけ入ってますよ」ということで、それで引いてこれだけの請求というか、分賦金を払ってくださいねというふうに来た場合に、ちょっと損な感じがするなあみたいな、ちょっと財政状況、ここで持っているのに、これが

ちょっとそうなる怖いと、住民の負担がまたふえるんでないかと、保険料に影響するんでないかというふうにちょっと考えますが、今の段階ではまだそこまで詳しくわかるかどうかというのは、まだこれからということですね。今の中ではまだわからない。

保険課（大谷貴利課長）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

何分、まだ30年度が始まって半年ほどしかたっておりませんので、どういう結果が出てくるかというのもまだまだこれからのことですので、ちょっと今のところはわからない状況でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。

それと、この29年度の、28と29とですかね、で国のほうが都道府県化というか、統一化前に1,700億円の保険者支援金ですかね。保険者支援制度か何かで、それは忠岡町にも来てるわけですね。ここ、どこに含まれているのかがわからないんですけども、それは入っているんですね。入っているからちょっとよくなっているということが言えるんでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

基盤安定の交付金の中に、その分が入っております。

委員（是枝綾子議員）

幾ら入っているというところは、幾らぐらい入っているというのはちょっと現実にわかるものではないですかね。

保険課（大谷貴利課長）

ちょっとお待ちいただいてよろしいでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

それは28と29、27も入ってるのかな。ちょっとよくわからないですけど。もし数

字がわからなければ後で結構です。

保険課（大谷貴利課長）

ちょっと確認いたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

28年度の決算と29年度の決算に1,700億の分が、全国でね、の分があったんですよね。あった。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

1,700億円につきましては、27年度からの手当てされております。

委員（是枝綾子議員）

27からですか。27、28、29と3カ年、国が特別に。今までそんな国の支出金なんて、削って、なかなかくれなかったものが、だんだんとそういった大きな額でぼんと地方に配ったということもあり、それで国の支出金的なところの部分とか、そういったものがふえてきたということも、実質収支が改善してきた1つの要因とも言えるんでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

まさしくそのところでございます。やっぱり1,700億円の効果というのはそれなりにあったというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

後で結構です。国が1,700億上積みして出してきた、その分の影響額。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

すみません。1,700億円の効果につきまして、29年度の決算の効果額がわかりましたので言わせていただきます。29年度は約1,860万円ぐらいがその1,700億円の効果だというふうに見込んでおります。年間の平均の被保険者が約4,050人です。これで割り戻しますと1人約4,600円ぐらいの効果が出たのではないかと。

委員（是枝綾子議員）

1人4,600円。

保険課（大谷貴利課長）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。ということで、国保の統一化前にそういった手当てを、統一化関係なしに最初からずっとやっておいていただけたらこういう状況になっていたということであると思います。ということで、1人4,600円、平成29年度は1,860万円ということでしたということですね。これはいつまでそうしていただけるんでしょうかという、国は、ずっとこれをしてくれたらいいんですけど。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

平成30年度からはこの規模が全国で3,400億円の規模になりました。

委員（是枝綾子議員）

なりましたね。これまでのシナリオで。

保険課（大谷貴利課長）

これはもう都道府県単位の中で分配されることになりますので、直接忠岡町がどうかというのはちょっと今のところ見えにくい状況ではございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

都道府県化を30年度からどこともするというので、保険料が上がると、「都道府県化したらえらい上がったやないか」ということにならないようにということで、国が1,700億円の財政支出を、保険者支援というのを27、28、29とやってきたから、忠岡町は平成29年の1,860万円、本来だったら国は出せへんのに出したと。で、あと30年度についてはそれに、保険料値上がりしないようにということで、統一化してなったら、またさらに倍入れてきたということでなっていると。これ6年間、いや、いつまでかちょっと。いつまでこれが、3,400億円が6年間もあるとは思えないんですけど、どういう動向でしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

特に期間が決められているわけではございません。平成30年度以降は年間3,400億円を入れていくということになっておりますので、特に期間があるわけではございません。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

非常に大きな話ですけれども、これは非常に大事な、保険料に直接影響する話ということですので、高い保険料を引き下げるというところで国の果たす役割というのが本当に大きいんだなということでありました。なかったら黒字に、こんなになっていかなかったであらうというふうに思います。年間1,860万円ずつ3年間来ただけでも何ぼになるのかな。5,000万かな。そしたら黒字にはなっていないかもしれないということは言えるかなと思いますが、そうですね。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

委員（是枝綾子議員）

単純にざっくり。

保険課（大谷貴利課長）

ちょっと直接的な要因かどうかはあれですけども、原因の1つといいましょうか、黒字化の要因の1つになったというふうには解釈できます。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。27年度が29年度と同じ額だとして5,500万円、3年間で来たということですから、2,900万円の黒字が出たということは、その5,500万円がなかったらちょっと厳しかったであろうというふうにも言えるということがわかりました。そういった国のお金の流れというのがそういうふうになって、こういうふうにつくられてきているということで、わかりました。

あと、忠岡町の国保料、大変高いということでいつも問題になっております。この平成29年度の忠岡町の国保料ですね。いつも比較する世帯が一般的なモデル世帯ということで比べないとちょっとあれなんですけど、モデル世帯、40代夫婦と子ども2人と、所得が200万円でしたかね。モデル世帯というのは。それは大阪府下で忠岡町はどのぐらいの順位になっているのでしょうか、教えてください。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

平成29年度、忠岡町、今の議員おっしゃったモデルケースでは年間39万8,700円の保険料で、一応高いほうから数えまして21番目になろうかと思えます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

一番トップになったところから考えると、21番目になったというところでは、他市が上がったと、忠岡町は引き下げとかそんなんしてなかったと。据え置きでずっと来ているということなので、引き下げはなかったですよ。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

忠岡町はこの数年間、ほぼ据え置きでやってまいりましたので、ほかが保険料を上げていったというふうに見ることができます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。では据え置きで21番目になってきたということですね。そしたら、あと、その据え置いてきた他市は引き上げてきたという状況が起こったということで、まあいろいろとあるんですけど、他市は一般会計から法定外の保険料引き下げのための繰り入れを多くしてきていましたが、それを引き下げているところも結構多くということで、それは統一化に向けて引き上げていった、繰り入れをなくしていくという方向に働いているところも多かったということですが、忠岡町はこの29年度の一般会計からの法定外の繰り入れの金額はお幾らであったのかということと、大阪府下かちょっと近隣か、繰り入れの多い順番から言うて、忠岡町は何番目ぐらいにたくさん、1人当たり入れていただいていたでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

平成29年度の基準外の一般会計からの繰り入れの金額でございますが、1,278万8,018円を繰り入れてございます。

次に、大阪府下での順位なんですけれども、ちょっとこちらのほうではまだ。すみません、ちょっと数字のほう訂正いたします。29年度の法定外の繰り入れ金額は1,529万6,018円でございます。1人当たり直しますと3,902円かな。3,900円程度になります。ただ、これを大阪府の中で何番目という部分につきましては、ちょっとまだ資料のほうがございますので、そちらのほうはちょっと今わからない状態でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

繰り入れの金額を1人当たり3,902円、この年度は入れておられたということで、ちょっと周りの状況がどうなのかということも見てみたいと思いますので、ちょっと資料として、委員長、資料としていただきたいんですが、一般会計から法定外の繰り入れを忠岡町は幾ら、3,902円ですか、これを入れていただいている、それで府下の状況がわかれば府下の、多いもの順でどの辺というのが一覧表でわかるような資料とかね。もし府下が出なければ近隣でも構いませんので、どのぐらい忠岡が入れているのかということも、据え置いてきたということの関係とか、上げた関係がちょっとわかるかと思いますが、そういう資料をいただきたいと思います。

委員長（高迫千代司議員）

以前も出していただいていたことがあると思うんですが、これは出ますね。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

ちょっとまだ最新の資料が出ておりませんでしたので、この決算委員会には間に合わないということでございますので、資料というか情報が出次第、一覧にまとめてまた用意させていただきます。

委員（是枝綾子議員）

よろしく願います。それとですね。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

保険料が大阪府下で21番目ということでありますが、やっぱり大変高いということで、所得の20%ぐらい保険料に消えるということで、大変、軽減世帯の方は2割、7割、5割、軽減世帯の方はそんなにめちゃめちゃ高く、それだけ軽減されるけれども、そうでない方については非常に高いということで、滞納がやはり多くなっているということが言えるんじゃないかと思いますが、滞納の状況については改善されてきているという方向にあるんですけれども、この数字ですね、国保会計の資料の6ページのところの収納状

況ということで出ておりますけれども、25年度は一般の被保険者は83.76%でしたが、29年度は93.34%に上がっていて、全体でも79.21%ということなんですが、滞納を含めてですね、これね。これは金額でいっているのか世帯でいっているのかというたら、金額ですか、これ。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

金額でございます。

委員（是枝綾子議員）

金額ですね。それであと。はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

滞納世帯というのは、全体の世帯のうちの何%ぐらい滞納という扱いになるんでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

約18%でございます。

委員（是枝綾子議員）

18%。はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

18%の滞納世帯があると。金額とはまた別に18%の滞納世帯があつて、この滞納している世帯の方はどういった世帯の方というんですか。所得としては。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

その所得区分での分けたようなものは、ちょっと今資料がございません。中にはもちろん納め忘れ、単純に納め忘れてという方も含まれていますし、もう何年も居住が不明で、どこに行ったかわからないという方、いろんな方が含まれておりますので、ちょっと所得構成で。

委員（是枝綾子議員）

ちょっと難しい。

保険課（大谷貴利課長）

はい。区分けしているのはちょっと難しいでございます。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町の滞納世帯は、府下の他の市町村と比べて多いほうなんですか、少ないほうなんですか、それはわかりませんか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

かつては比較的多いという状況でございましたが、年々滞納世帯数が減ってきてございますので、恐らく、直接確認したわけではございませんが、平均的なところなのかなというふうに認識しております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。この近隣と比べてもどうなのかというぐらいは教えていただけたらというふうに思いますので、資料としてもいただいたほうがいいですかね。滞納世帯って出るんでしょうか。あまり比較の対象に、こんな数字を聞いたことがあまりなかったんですけども、別に耳でも構いませんので、あまり表に出しにくいという数字でありましたら、他市の滞納の状況の世帯がどれだけあるのかという比較をちょっとしてみたいと思います。わかりました。

ちょっと滞納世帯のことをお聞きしたのは、実は忠岡町は資格証明書ですね、発行枚数

が大変府下でも多いということになっております。それが、ちょっとびっくりしたんですけど、これは大阪社会保障推進協議会の資料で、資格証明書を、2018年の3月末ですからこの29年度の決算に直接関係する数字で、45世帯に発行しているということで、お隣の泉大津は2世帯ということなので、岸和田市では95ということなので、岸和田市の半分、岸和田市と人口は10分の1なんですけど、だけど、ちょっと多いということで、高石市で19とか和泉市で85なので、やっぱり比較的多目に発行されているということでもあります。

資格証明書だけでなく短期保険証もかなり多いです。この29年度の末で168世帯に短期保険証をね、168発行ということで、これは岸和田市は1,087ということで、短期保険証はさほどそんなに突出してということではないんですけども、ちょっとそういう数字が出ておりますので、これは資格証明書を発行して、病気の方に資格証明書を発行するということになったら、お医者さんにかかっても10割負担なので、とてもそんなお医者さんかかれない。保険料を払えないのにお医者さんの費用も払えないということで大変なことになるので、その辺で資格証明書を発行されている基準というんですかね。そういう高齢者であったりとか病気療養中の方に発行しているということとはございませんでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

資格証明書を発行するに際しまして、事前に申立書を送るなりしまして、必ずしもいろいろな事情がある世帯もございますので、そういったところはもちろん相談した上で、資格証明書にならないようには持っていく形はとってございます。あくまで資格証明書は、やっぱり滞納されている方との接触を図る1つのツールとしても使用できますので、本町はかなり徴収率が悪い時代が続いてございましたので、その中で少しでも滞納されている方と接触する機会を設けるという1つの方法として活用しているところでございます。ただやみくもに、全く何も資格証明書のほうにしていこうというふうな、そういうドライな対応はしてはございません。今、この資格証になられている方はやっぱりそれなりの理由のある方というか、ばかりでございます。資格証明書になることを事前に文書で送付しますが、けれども、全く何も反応がないというような場合、そういう方々がこの45名の中のほとんどを占めている状況でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

反応がないということで、そこに住んでおられなかったりとかいろいろあるんでしょうけれども、病気で、接触を図られてもお金がないということで、役場のほうに足を運べないと。お金がないから、行ったらお金を払えと言われるからよう行かんとかいう方は、病気やのにというふうな、そういう方はないですよという確認なんです。それは接触していないのに、そういう病気ではないというふうに判断ができるのかどうかというところもあるんですけれども、そこはちゃんとよくよく、高齢者の方ね、65を超えて、高齢者の方には資格証明書は発行しないよというふうな、厚生労働大臣もそういうふうな見解が以前、随分昔に出ておりましたし、やっぱり医療証というのは大変大事なので、いきなり資格証明書にはいってないと思います。短期保険証で対応していて、そういうふうになっていったという、そうでもないんですか。いきなり資格証明書というのもあるんですか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

今、議員が仰せのとおり、いきなり資格証ということはございません。まず短期証からの順番を踏まえて、最終的には納付の協力が得られない、悪質な滞納をされるような方がここまで行き着くものということになってございます。やはり病気されている方は何もそこまで、こちらとしましても資格証に切りかえるというふうなことは、そういったことはしていないつもりでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

よく状況を見ていただいて、そこには、子どもに対してはそういうことは絶対にしてないと、忠岡町はしてないと思いますので、短期保険証があってもこれはないと思いますので、そういった高齢者や病気の方についてもよく状況を見てということで対応していただきたいというふうに思います。

あと、取り立てというんですかね、滞納のことの。税のほうもきのうの質疑で、税はちゃんと法律の手続を踏んでやっているんですけど、国保も給料を全額差し押さえたりとか、そんなむちゃくちゃなことはしていないですよ。とか、子どもの学資保険を押さえるとか、児童扶養手当やら児童手当、子どものために来ているお金が入っている、それを

押さえるということはないですよ。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

主に国保として差し押さえの対象にしているのは、預貯金でございます。あと、生命保険も一部その対象にはしてございます。仮に、給料も差し押さえることはございますが、もちろん生活に必要な部分につきましては、それはもちろん考慮して、差し押さえるの金額も決めている状況でございます。

生命保険等を差し押さえはしても、それを実際換価するというところまでは至らずに、それを1つの交渉の種といたしましょうか、交渉の条件として納付の協力を求めていくというふうな形で、差し押さえという制度は利用してございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

差し押さえるの件数、忠岡はまたこれも他市に比べて多いということでもあります。給料の差し押さえについては全額押さえるということはないと。預貯金、生命保険についても子どもの学資保険とか、あと児童手当、児童扶養手当が振り込まれたら、そこを押さえるということはないですよ。それは残してということですよ。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

それは極力避けるような形で対応してございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

子どもの貧困が、子どもの貧困対策といって子どものお金を押さえては、本当にこれはいけないことなので、それはちゃんとしていただいているということで、安心しました。

もしそういうことがあればちゃんと対応していただくということでお願いいたします。

ということと、あとすみません、続けて。

委員長（高迫千代司議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

あと、都道府県化を30年度からされましたということですが、減免制度が非常にちょっと悪くなったというところで、所得の制限がなくなったということで、高額所得者の方については、所得のようけある方については減免の対象になるということで、大変その辺の方々、所得の多い方についてはいいんですけど、所得の低い方については前年度の所得に比べて、今まででしたら忠岡町は温かく、4分の3以下に下がったらということやったんですけど、そうですね、4分の3、75%。しかし、大阪府は70%以下ということになっているということで、その5%の差というのはやっぱり大きい。そこで外れる方もいらっしゃるということなので、それについては忠岡町独自で何とか救済していただきたいなというふうに思います。

それと、もう1点は災害が、台風の災害で罹災証明をもらったりとかしても、一部損壊という形の方には全く減免制度は適用されません。半壊、全壊についてはどのような対応に大阪府は、府の減免制度ではなっているのでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

減免制度、まず所得減免ですね。確かに昨年度と今年度、大阪府の広域化、大阪府国民健康保険の運営方針に基づいた内容で、本町も改正はいたしました。確かにそのはざまに当てはまってしまうという方は実際おられるのも、もちろん認識してございます。ただ、この制度自体が最終6年後には大阪府共通の基準に持っていくというふうな、最終的な方向がございまして、本町独自の部分は、今まではそんなに本町独自の部分はほとんどなかったんですけども、やはり最終的にはその6年後を見据えた形で忠岡町も対応していく必要がございまして、まずできるところからということで、30年度から減免制度のやり方を大阪府の広域化方針にのっとった形に改めたというところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この減免制度については、町独自で採用しても、統一保険料を採用してても減免制度は別で、府の統一の減免制度を採用しなくても、町独自でも選択できるわけですね。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

平成35年までの6年間に限りましては暫定期間でございますので、本町の場合は30年度から都道府県の標準保険料率、大阪府の標準保険料率のほうに移行させていただきましたが、全て何から何まで大阪府の統一基準に合わせたということではまだございません。先ほどの減免の基準の中でも、大阪府の統一方針の中には定められていない入院した場合の減免の基準というものも、引き続き今残している状態でございますので、急にやはり全て100%変えてしまうということももちろんできたかもしれませんが、ちょっとその辺、多少影響の残る部分につきましては柔軟な対応ということで取り扱いをさせていただいております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

入院した場合という分は残したということですが、6年後はもうないということになるわけですか、そしたら。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

少なくとも今、そういうことになるのかなというふうには考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そういう経過措置という期間ですか、その期間が6年間あるのであれば、入院した場合残していただくというのは、それはいいことやと思います、その減免制度のはざままで、

本当にそこであかんかったねという方が実際には出てきているということであるならば、それもやはり6年間だけでも町独自で救済していくということも必要ではないかというふうに思います。

本当に所得が、最初ね、忠岡町が何で共同事業交付金でこんなに助かったんやろうというの、医療費が高かったというのもあるんですけども、所得水準が低いというところがあって、だからよその市町村よりも所得水準が低いから、このレセプト1円化の効果が出たというところがあるというのであれば、全体に所得が低いんで、減免制度を活用したいという方はやっぱり所得が下がっている、少ないという方だと思いますので、6年間また復活していただきたいと。これは条例ですか要綱ですか、何で減免制度がされているのでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

もちろん条例からの規則、最終的には要綱という形で定めております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら減免制度については、入院の分は要綱なり規則なりか、そういった条例というところではないわけですかね。条例は大阪府の統一の減免制度が条例ということになっていて、それ以外の細かい部分について、入院した場合は減免するという要綱なりがあるということですね。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

はい、そうでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

条例の読みかえというか経過措置というふうな形で、4分の3というのが70%に下げられた、その基準のところについても、ぜひ考慮もしていただきたいというふうに思います。それは要望しておきます。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

もう1点。

委員長（高迫千代司議員）

どうぞ、是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

総括で聞くよりも、国保のことなんで、国保のほうでちょっとお聞きいたしますということ。

今度、30年度ね、予算の審議がちょっとわからない、議会のほうもわからないと、この都道府県化されたというところの部分で、初めて決算を打った段階でどんなものかというのが議会のほうもわかるということなんですが、この納付金ですかね。大阪府への納付金のそれというのは、当初の予算と、実際これだけというのが確定するというのはいつ確定するのでしょうか。もう予算の段階だけでいいんですかね、確定ということでは。すみません。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

国民健康保険事業納付金でございますが、これにつきましてはもう既に大阪府のほうから納付のスケジュールが示されておりますので、1年間にわたって、例えば10月幾ら、11月幾らというふうな金額を納めていく形になりますので、基本的には歳出の予算の金額の中で執行できる分だけを今確保してございますので、これが急にふえるということは今のところないのかなと考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

国保というのは最初に予算を決めますけれども、そのとおりにいかない。医療費がどれ

だけ皆さんお使いになるかがわからないので、結局予算を組んでも決算は違う数字になるという場合がありますね。その医療費の見込みというのが。だから、今度はその納付金というのと同じように、最初の当初予算で組んだこのぐらいあるだろうという分が変化していつ、いつごろそれが確定してとなるんでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

事業納付金に関しましては、もう既に30年度の予算を組む時点で、大阪府のほうから忠岡町は1年間にわたってこの金額を納めてくださいよというのが示されておりますので、その数字がその年度の途中で変わるということが実際に起こるのかどうかというのもちょうと今わかりません。ただ、議員がおっしゃっております医療費が仮にたくさんうちが負担しなければいけないというふうなことになった場合は、その分につきましては大阪府の保険給付費交付金という、これは歳入のほうでございませけれども、そちらのほうで必要な分、全て賄ってもらえることとなりますので、医療費のそういったふえる分に関しましては、忠岡町として特に何も心配をすることはなく、昨年がちょっといろいろと、1億円補正しなければいけないというふうなこともありましたけれども、もし仮にそういうふうなことになったとしても、その分はちゃんと大阪府のほうから全額お金を出してくれるということになりますので、急に高い医療費を払わなあかんという部分に関しては全く心配することはありません。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。そしたら当初予算の納付金というものを納めていくということで、大きな変化はないということで見ているということですね。わかりました。

ちょっとそれで、1年後、その分で全体の大阪府下で足らなくなったりとかした場合は、また全体で来年度の納付金が上がっていくということになるわけですね。忠岡町が頑張っても医療費を抑えても、よそがいっぱい使ったら、全体でとなるとそうなるわけですね。

保険課（大谷貴利課長）

大阪府としまして30年度のこの予算、国保の予算を組む際には、かなり緻密なシミュレーション等を行ってございます。とはいうものの、やはり何がどうなるかというのはわ

からない世界でございますので。ただ、事業納付金が大阪府下から集めるお金だけじゃ到底回らないというふうなことが仮にあったとしても、まず大阪府としましては新たに基金を設けておりますので、その基金を一時的に使うなりして対応はしてもらえるものなのかなというふうには考えております。

例えば、30年度の納付金、仮に余ったとすれば、それはまた来年度に繰り越して、また何らかの調整はしてもらえるようになるのかなというふうにも、こちらのほうは考えてございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

1年間やってみないとちょっとわからない部分がありますけれども、今回の決算という、29年度の決算というのは忠岡独自の国保の決算ですので、きっちりここを見ておかないといけないというのは、30年度になったらもうちょっとそんなんでもわからない部分が出てくるということですので、きちんと忠岡町がどうであったのかという最終の決算だと思います。そうですね。忠岡町独自の最終決算だということがあるので、きちっと見させていただきました。

何でも物事、いい面もあれば悪い面もあるというのが、オールオーケーという、都道府県化されてオールオーケーやというふうに思ったら、登ったはしごを外されるという国のやり方もありますし、医療費がいっぱいやっぱりこれだけ、最初は小さく産んで大きく育てるという、大変負担がふえていく場合もあるでしょうし、そういったこともあるので、今後また大阪府がどういうふうに納付金を言ってくるか、府の基金をどのようにして活用するか。府自体がもっと努力をしていかなければいけないということになるか。いろいろあるかと思いますが、今後ちょっと注意して見ていきたいというふうに思います。

あと、すみません、この29年度、賦課限度額、引き上げましたか。すみません、引き上げましたか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

医療分につきましては、国は4万円の引き上げ、54万円を58万円に引き上げることになりましたが、ただ、大阪府としましては限度額は、最終的には市町村の判断ということになるんですけども、大阪府の統一の方針としては限度額は54万円のままでいくとい

う見解になっております。

委員（是枝綾子議員）

何ぼのままですか。

保険課（大谷貴利課長）

54万円。医療費が54万円。で、後期高齢者支援金が19万円、介護分が16万円。これは平成29年度の本町の賦課限度額と同額でございますので、忠岡町にとっては29年度と30年度は賦課限度額は同額ということになります。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

同額に、1年早目に引き上げたということがあった年だったと思うんですけれども、29年度は、28年度から29年度になるときに幾ら、医療分、介護分、後期高齢者の支援金分で何ぼずつ引き上げになったのでしょうか。その影響額を。対象人数と影響額だけお教えいただきたいと思います。じゃあ、また後で結構です。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

すみません、28年度から29年度の。

委員（是枝綾子議員）

いえいえ、29年度は上がりましたね。28年度に上げて、上げた、そのままでいってましたか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

どうぞ。

保険課（大谷貴利課長）

28年度の限度額を言います。28年度は医療分が52万円、支援金分が17万円、介護分が14万円の、合計83万円でした。これが平成29年度に、医療分を54万円、支援金分を19万円、介護分を16万円、合計89万円なので、平成29年度のときに6万円上げてございます。で、平成30年度でございますが、まず。

委員（是枝綾子議員）

30年度はいいです。同じですよ。合わせたから、府の基準にね。その影響を受けた人数と影響額とわかれば。出なかったら後で結構です。

保険課（大谷貴利課長）

はい。それはまた調べておきます。

委員（是枝綾子議員）

そういう値上げもあったということで、その引き上げには私たち反対させていただきましたので、一応お聞きしました。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（なし）

委員長（高迫千代司議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（高迫千代司議員）

次に、157ページから181ページの介護保険特別会計決算について、担当課より提出資料の説明をお願いいたします。

（泉元いきがい支援課長：説明）

委員長（高迫千代司議員）

説明は、以上のとおりです。

委員長（高迫千代司議員）

ご質疑をお受けする前に、お諮りしたいと思います。本日の議事の都合により、委員会を延長したいと思います。よろしいでしょうか。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

はい、どうぞ。

委員（三宅良矢議員）

水道事業まで、とりあえずは行く予定でしょうか。めどとしてはどの辺を考えておりますでしょうか。

委員長（高迫千代司議員）

めどは、本来であれば水道企業までいきたいなとは思っておったんですけど、去年の実績を聞くと下水道と水道で2時間ぐらいを使っているようです。ですから、このままいけば水道までいったら大変やなど。下水と水道とを切り離してできないかと言ったら、これは一体のものであるということなんで、今の三宅さんの質問に対する回答で言えば、この会計で一たん切って、残りをあすにするというのが時間的に言えば妥当なところかなという

ふうには思っています。この辺は皆さんで論議していただければいいと思いますが、ただ、あと2分ほどなんでね。当面延長するという事だけは先にお決めいただいたらありがたいというふうに思っています。

そしたら延長はよろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

委員長(高迫千代司議員)

その上で。

委員(三宅良矢議員)

後期までいく予定なんですか。

委員長(高迫千代司議員)

そうです。介護保険と後期高齢者ぐらまでは、まあ同じ範疇のものですから、そこまではいくように考えていきたいなと思っています。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(高迫千代司議員)

そしたら、異議なければ、すみません、先ほどご説明いただいた介護保険のご質疑を賜ります。

委員(三宅良矢議員)

委員長。

委員長(高迫千代司議員)

三宅委員。

委員(三宅良矢議員)

すみません、介護保険の総合事業についてお尋ねします。もう始まって2年目となるんですが、総合的に、忠岡町だけでなく日本全体の喫緊の課題として介護人材の不足の現状というのがあると思います。それが如実に多分あらわれていると思うんですけど、現在、ピープルさんとか特別養護老人ホームとか、そういったところでフロアが閉鎖されているようなうわさも聞くんですけど、要はそういうような実態としてはどのようなものになっていますでしょうか。

いきがい支援課(泉元喜則課長)

委員長。

委員長(高迫千代司議員)

泉元課長。

いきがい支援課(泉元喜則課長)

私、公式的には聞いてないんですけども、ピープルさんとかでしたら大阪府が管轄になってくるんですけども、広域特養と言ったらいいんですかね、法人さんがいろいろ忠岡町以外にも取り組んでますので、大阪府さんなんですけども、大阪府さんに確認しまし

たら、人材不足でユニットを開くことができないような施設があつて、そのときには人材確保計画なり立てていただいて、一部閉鎖に関する申立書なりを提出していただいていると、そんな状況は聞いております。

委員（三宅良矢議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すると、今現在はそこに支障は出てないということでもいいんですね。忠岡町のほうに支障ないという。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そうですね。

委員（三宅良矢議員）

3老人施設に関してはないということですね。わかりました。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

どうぞ。

委員（三宅良矢議員）

それでお伺いしたいんですけど、人材確保について今、平均求人倍率、介護でいうたら何倍どころか何千でも、1人の人数に対して10数件、計算上来てるわけなんですけど、忠岡町の事業所さんの寄合とか会合とか話し合いで、そういったところに対しての、何かこういう解決策をお互い足並みそろえてやっていこうとか、こういうようなのを打ち出していこうとかいう声が上がっていないのかということと、そういうような仕組みに対して町の施策として何らかの考えというのはおありなんですか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

町内の事業所さんからそういった、人材確保についてどうのこうのという話はいただいておりますが、ただ全体的として、三宅議員がおっしゃるように介護人材が不足しているという状況は、大阪だけじゃなく全国的に起こっていることかなと思っております。基本的に世の中が景気が悪いと介護人材につく方が多くなりまして、今はそんなに景気が悪くなくて、ほかに職がいろいろあつて、そちらのほうを選ばれていると。介護の職というとやっぱり3Kというんですかね、そんなような部類に入ると思いますので、少し敬遠されている分があるのかなと思っております。

あと、ほか、その研修制度も、以前はヘルパー２級で、初任者研修というんですけども、国の法定時間が１３０時間ぐらいですかね、が必要やったんですが、生活援助中心型サービスで行う場合は、大分研修時間が減らされたりとか、ことしからなのかな、全国的に介護の介護助手の研修を実施しておりまして、大阪府でも２１時間程度の研修で介護助手として働けるような資格の研修を各地でしております。

あと、忠岡町が総合事業の緩和型サービスの従事者として働けるような研修を、高石市さんと共同で開催する予定でございまして、それも１０月広報に載せて、１１月から実施するんですけども、少しでも介護職についていただけるような研修を開催している状況でございます。

以上でございます。

委員（三宅良矢議員）

すみません。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その高石市さんと共同に研修を開催するというのは、総合事業の緩和型のヘルパー養成研修をするということなんですか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そのとおりでございます。２日間の研修になります。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

それって、大体どれぐらいのキャパと、どれぐらいの応募状況、キャパを見込んでいるんですか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

副委員長（和田善臣議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

人数的には20名を予定しております。

委員（三宅良矢議員）

忠岡だけで。合わせて。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

高石市さんを合わせてです。去年もやったんですけれども、忠岡町からも数名の参加者がありました。ただ、その方らは現行のデイサービスの送迎の方であったりとか、そういった方が緩和型のサービスにつけるような。

委員（三宅良矢議員）

ちょっと汎用的に。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

動けるようにという形で、事業所さんからの応募と言ったらいいんですかね、がありました。

委員（三宅良矢議員）

はい。委員長。

副委員長（和田善臣議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

特段、人材確保に関して事業所サイドから役場に対して、何かもっと高齢以外でやってよとか一緒に検討して行ってよみたいな動きはないということでもいいんですね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

副委員長（和田善臣議員）

どうぞ。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そうですね。動きはないですけれども、ただ我々も、去年もふれあい大会のときに、大阪府の社会福祉協議会のほうから人材確保についてのビラまきであるとか、そんなんを各市町のイベント事に参加させてほしいということで依頼がありましたので、去年も実施いたしました。ことしも一応そういう方も来ていただいて、人材確保にはしていきたいとは思っております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

副委員長（和田善臣議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

それは大阪の社会福祉協議会からの依頼というということですね。そのお願いは、だから

忠岡町の事業所さんという目線ではないということですね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そうですね。昨今の人材不足から、各市町で、そういう人材確保に対するイベントはありませんかということがあったので、忠岡町としましたら、ふれあい大会はどうですかということで手を挙げさせていただきました。

委員（三宅良矢議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

別に、要は事業所さんからそういう、事業所って社協、そういうのを抜きとして、要は一般的な地域のデイサービスなりヘルパーステーションなり、いっぱいあるわけじゃないですか。そういったところからそういう要望みたいなのは上がってきてないということいいんですね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

はい、そういうことになります。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

次に、介護予防についてでなんですけど、去年から推奨したインターバルウォーキングでしたっけね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

インターバル速歩。

委員（三宅良矢議員）

インターバル速歩、すみません。その今、その現状の運用状況等はどのような感じに

なっていますか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

去年の、29年度の秋ぐらいから始めまして、20数名程度の参加者をいただいております。一応6カ月サイクルではしてるんですけども、効果が出るのはやっぱり6カ月じゃなくて1年ぐらいしてから効果が出てくるということですので、1年間継続でさせていただきます。

で、この秋からまた2年目が始まるんですけども、ちょっと機器自体がですね、レンタル料というんですか、借り上げ料が高くというのがありますので、1月当たり1コイン、500円の使用料で、2年目以降は継続される方はそれでお願いしたいなと思っています。ただ代替、機器じゃなくて、かわりのものといいますと、今携帯のiPhoneであればそういうアプリがありますので、そういったものをダウンロードしていただいて使うか、あとは、簡単に行くのであればストップウォッチで3分間はかって、3分間早歩き、3分間ゆっくり歩いて、それを何回か繰り返していただくと、そういったことも可能かと思っていますので、もし2年目でやめるという方があれば、そういった方にそういったものを紹介させていただいて、半年ぐらいの感じではフォローアップで、体力測定なりはそういう方にはしていきたいなと考えております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

レンタル料が高いというんですけど、どれぐらいのものなんですか。どこの予算を見たらいいんですか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

1個当たり、半年間で3万3,000円になります。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

どうぞ。

委員（三宅良矢議員）

1本当たり、1個。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

1人です。

委員（三宅良矢議員）

1人分当たりですね。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すみません、先ほどその後、これの効果とおっしゃったんですけど、効果というのは例えばどういう形で。多分前提となるエビデンスの研究があって、これが導入されることになったと思いますけど、その効果としてはどういう効果があらわれて、どういう形で効果としてあらわれてくる予定なんですかね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

まず最初に、筋力をはからせていただきます。足の蹴り上げと、引く力。それで6カ月後にその測定であるとか、あと血液検査もさせていただいて、健康状態がどうなのかというのは確認させていただいています。その中で毎月そのデータを吸い上げて、その方に対して個別に、まあ言うたら「よくできています」であるとか、その日々の活動のグラフが出ますので、「もうちょっと頑張りましょう」であるとか、そういった感じて、目でわかるような形でそういうペーパーを月1回、データを吸い上げて提供していると、そういう形になっています。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すみません。ということは今、要はある意味、そういうインターバル速歩を共同で研究しているような感じなんですか。ある前提となったエビデンスを持った、要は運動方法を取り入れたというわけじゃなく、ある程度の研究が前提の、これのまたデータも含めて、

要は研究として進めていくものなんですかね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

実績としましたら、信州大学のほうで進めているものなんで、松本市であるとか東北の由利本荘市とかも積極的に進めている状況で、そういったデータが蓄積された状態で忠岡町も参加しておりますので、ある程度運動をすることによって、ある程度負荷をかけて運動することによって、筋肉の増強であるとか健康状態の改善が見られるというのも検証されているところでございますので、そういったもので参加させていただいております。まだまだこれから普及もされていくのかもわからないですし、府下でも他市も何か採用するとか、そんな情報も聞いておりますので、広まっていくのかなという感じはしております。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。ありがとうございます。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この29年度の一番大きなお聞きする点というか、大きく変わった点からお聞きしたいと思います。

まずは、先ほども三宅委員が言っていましたけれども、介護予防・日常生活支援総合事業というものが始まったということで、その影響というか動向についてという点がお聞きしたい点と、あと、それと同時に、それは以前から、ここ数年前からですが、要介護認定の訪問調査の際の認定の基準が厳密に厳しくなって、軽くなるということになったという点と、あと、要介護1の人が次の見直しの際は要支援のほうに、現状維持であれば移されていくという、そういった軽くなるということが本格的に実施されて、影響が出てきているという、そういったところであります。

まず1点目の新総合事業に、認定の方はそれぞれ期間が、期限というんですかね、それがその人によって、年度の何月というのはまちまちですので、その方が、更新の方から随時、年度途中からどんどん移行していくということなので、それが完全に12カ月まだ実

施されていないという方がほとんどなので、その金額が、全体像がちょっとこの29年度ではまだわからないということだと思いますが、平成28年度と平成29年度の、これは歳出のところの5ページのところですね、この資料で。地域支援事業のところでは金額がふえております。そして、保険給付費の要支援のところは、28年度と29年度と比べますと若干減っているということもその影響があるということですが、どのぐらいの方が移行していったのかということで、29年度決算においては、全体の何%ぐらいの方が移行しましたでしょうか。29年度で。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

全体の何%といいますとちょっと難しいんですけども、現時点で認定審査会に行かず、事業対象者として認定された方は15名いらっしゃいます。その方のうち訪問型サービスを使っている方が、現行相当ですね、が4人です。緩和型が4人です。通所型なんですけれども、通所型の現行相当が7名で、緩和型が2名という状況です。ですので、認定者全体から見たら事業対象者として認定されて、なおかつ緩和型を使われている方は数名程度というような状況です。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今のは認定審査会を通さずという方でしたので、15名の内訳を今お答えいただいたんですけども、認定審査会を通しての方では、こちらのほうには移行はしていないわけですかね。要支援の方ですね。もともと要支援の方とか要支援になった方、要介護1から要支援になった方、もともと認定を受けていた方が要支援という認定をこの29年度中に受けたと、その方はこちらの地域支援事業費のほうの支給ということにはならないんですか。支出の項目が要支援の方は。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

29年度中に要支援の認定を受けましたら、そこから総合事業に移行しますので、訪問

型でも現行相当を使われる方と緩和型を使われる方が、今いらっしゃると思います。

委員（是枝綾子議員）

現行相当と緩和型、両方にしてもお金の出どころ、項目としては地域支援事業費の中から出るということですね。保険給付費ではないですね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

はい、そうです。

委員（是枝綾子議員）

その人数ですね。移行がほぼ、29年度中に全員が移行したわけですか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そうですね。全員が地域支援事業のほうに。

委員（是枝綾子議員）

移ったということで。はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

3月、年度末にぎりぎり移られた方はいらっしゃるかと思いますので、金額については30年度を見ないと全体で、1年間トータルでどのぐらいというのはまだ出ないわけですよ。その地域支援。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

すみません、29年度の総合事業の実績になるんですけども、訪問介護相当サービスを使われた方で、金額は1,166万円強ございました。

委員（是枝綾子議員）

質問の趣旨をもうちょっと、すみません、もう一遍説明します。

委員長（高迫千代司議員）

泉元課長、ちょっと待ってな。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この地域支援事業費という項目ですね、歳出決算額の状況の、この地域支援事業費の

6, 297万1, 000円というのは、人数とか、そのまま移行するんであれば大体30年度も同じ金額かということ、そうじゃないですよということですよ。だって、8月からなった人は、4、5、6、7は保険給付費から支給されていたということの、そういうことになるんですね。8月から移行したら8月からこの地域支援事業費のほうからいくという考え方でいいんでしょうか。お金の出どころね、項目の。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ということで、だからこの29年度は、要支援の方であってもこちらの保険給付費のほうから支給を受けていたという方と、年度の途中からこっちに、地域支援事業費に移っていったと、途中から。その金額というのは、現行相当サービスであれば一緒なんですか、金額は。給付費というのは。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そのとおりです。一緒の額であります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

100%ということですかね。同じ、丸々ね。地域支援事業費に移ったとしてもということですね。委員長。

ということで、まだちょっとどのぐらい地域支援事業費が、30年度はどうなるかというのはわからんけど、この金額に29年度ということで、わかりました。

で、要介護の1の方が、要支援の1と2、どちらかに落とされるという問題は、これ3月の議会で質問させていただいたかなと思うんですけども、3月やったかな。6カ月、半年後に悪化するというおそれがある方とか認知症がある方以外は、みんな要支援に落とされるという、そういうことだと、厚生労働省はそういう振り分けというんですか認定の方法をとりなさいということであったわけですね。それで、そういった方は何名ぐらい、29年度ですからいらっしゃったんでしょうか。本来は要介護のままの方やけど、そうなったという方ですね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

年度のまとめた表があったんですけど、ちょっと今、手元にないもので、申しわけないです。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そういう、本当に状況が変わってなかったら同じ判定が出るのが本来であるのに、非常に矛盾したことが起こっていたという年度であったと。これは国のほうが悪いんですけども、やっぱりそういうふうな、だんだん厳しくなっていると、判定方法がひどいということはちょっと申し上げておきます。また数字も、どのぐらいの方かというのはまたちょっと教えていただきたいと思います。

あと、要介護の1から要支援に、そういった状況は変わってないのに自動的に落とされた方々はたくさんいらっちゃって、その方からは困ったという声が出てきています。状況は変わっていないのに、今までどおりサービスを使えないってね。限度額が違いますものね。要介護1と要支援の2では6万円ぐらい違いまして、4万円かな、金額の差は古いのしか見てなくて、すみません。要介護1が16万7,000円ぐらいですね、1カ月の限度額が。それが要支援の2になったとしましょう。2になったら何ぼになるやろ。10万円ぐらいだったと思いますけれども、6万円の差というのは大きくて、デイサービスを3回行っていたのが2回に減らされたという、そういった方が何とかしてほしいということで、そういったお声もあつたりとかいうことで、一番そこにあらわれているところです。

本当にそれを何とか救済してもらえないだろうかということですが、忠岡町ではどうもできませんということになっておりますが、やはりこういう状態にしたら、かえってまた

悪くなっていくということになるので、本当に予防をするのであればそういったことをせずに、きちんとケアするということが本当の予防になるのではないかと。介護予防と言いながら全然予防になってないなという点がありますので、その点について忠岡町独自で、そういった方々は別のメニューで、そういったデイサービスとか、あと短時間でも何かできるというものでフォローするということはできませんでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

介護予防の事業としまして、今、大阪体育大学と共同でというんですかね、で介護予防の教室を秋から冬にかけて実施しておりますので、そういったものに参加していただくのがいいかなと思ったりしています。

あと、またこれから来年度に向けてになろうかと思うんですけれども、予算の許す限りではあるんかと思うんですが、新しいスポーツセンターもできますので、何かそれを活用できないかなというので、ちょっと考えてみたいなと思っているところです。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

要介護の1の方というのは、すたすたと自分で歩ける方は要介護の1にはとてもならず、何か支えがないと歩けないような方という方が多い。手押し車を押したりとかされたり、そういう方なんですけど、そういう方が週に3回から2回にデイサービスが減らされた場合に、やっぱり生きがいもなく、そしてどうしたらいいんだろうということで、そういったところに行く方、週1回ね、そういったところに行くところが週1回でもあると。あまり遠くないところですね。「来なさい」言うても行けないと。福祉バスに乗って。要介護1のほんと判定が出ている方が、福祉センターね。介護保険でサービスを受けている人が、元気な方が行く福祉センターへ行ってどうするんだろう、十分なことができるのか。何か違うんじゃないかなという部分もあるんですけれども、福祉センターのほうでそういった要介護1から要支援に落とされて困ったという方を引き受けてくれるという、何かそういったメニューというんですか、そういうのはないんでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

福祉センターのほうでは月1回、いきいき健康体操という名称でしたかな、そんなんをやっています。それ自体も奉仕の方が無償でやってくれているような形ですので、そういうのは教室は開いております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

月1回ということなので、週1回行くところはないでしょうかとお聞きしてるんですけども、そういった外れて受けられなくなってしまった方々の受け皿というものも考えておかないと悪化するよということなんで、週1回、何かそういった役所のほうでとか福祉センター、こういう状況が起こっているの、それをやっぱりフォローする、1人や2人ということじゃないんですね。すごい単位で落とされて、半分以上は多分要支援に落とされていたと思うんです。多くの方が。要介護1の方の大分の割合でね。ちょっと数字が今手元にないんですけど、だからそこを何かフォローするというのをしなければ大変なことが起こりますよと、今後、悪化していきますよということがちょっと言えるんじゃないかと。だから、その予防するための、本当の予防というところの取り組みを、福祉センターなり保健センターなり考えていかないといけないんじゃないかというふうに思うんですが、そういったことについてはお考えございませんでしょうか。週1。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

我々がするものについてはフォーマルサービスといいまして、そういった法的なサービスは決められたものがあるんですが、地域においていろいろサロン活動も活発になってきております。そういったインフォーマルなサービスもお使いいただいて何とか活動を続けてもらいたいなというところが、今の全体的な流れかなというふうに感じております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

インフォーマルな、そういう地域の活動ということですが、あるところはいいんですけど、ないところのほうが多いので、その点についてはケアマネジメントは、新総合事業に移された方々のケアマネジメントは地域包括支援センターで全部受けていらっしゃるのでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

全部ではなく、委託もございます。

委員（是枝綾子議員）

委託もありますね。はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そういった方々に対してのケアマネジメントの中で、ケアマネジメントとしては入れられないと思いますけれども、限度額、決まっていますので。そういった方々のその減らされた分について何らかのそういう、こういったことをしたほうがいいんじゃないかというふうな支援なりアドバイスなり、そういった促しというんでしょうか、そういった希望に応えられるような計画じゃない、そういう援助というのがね、こういうのがありますよ、こういうのがありますよということ。

高齢者の方で介護が必要な方というのは、自分で調べて、てきばきと、こんなんがあるわというふうな、人と話しして、そういう情報を得るとというのが難しい方が多いと思うので、ケアマネジャーさんであったり地域包括支援センターのケアプランを立ててくれる職員の方がちゃんと「こういうのがありますよ。こういうので、その分行きなさいよ」というふうにしないと、なかなか自分ではどうしたらいいんだろうということでお困りだと思います。そういった配慮ということもあわせて、地域包括支援センターであれば町の職員さんですので、そういうことはできるんじゃないでしょうか。民間の事業所のケアマネジャーさんにちょっとそこまで徹底するというのは難しいかもしれないけど、せめて地域包括支援センター直営で、忠岡町の職員が丸ごとその人たちをケアするということは可能だと思いますので、その点についてその人に必要な、減らされた分を補う何かというのはちょっと検討していただくということは可能でしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

ケアプランにつきましては、フォーマルサービス以外のインフォーマルサービスについてもケアプランに位置づけることは可能でございますので、その辺は町の包括のケアマネジャーさんにもきちっと、そういうほかのインフォーマルサービスについてもこちらもお知らせするとともに計画の中に組み込めていけたらなと思っております。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員、すみません。この後まだ少し質問残っていますか。

委員（是枝綾子議員）

いや、あまりないです。

委員長（高迫千代司議員）

あまりというのは。

委員（是枝綾子議員）

ちょっと2つぐらいあるかなと思います。

委員長（高迫千代司議員）

そしたら、さっきの休憩から2時間ほどたっていますんで、今から10分間、45分間で休憩をさせていただいて、引き続き、この介護保険の質疑を続けたいと思いますので、よろしくをお願いします。

（「午後5時34分」休憩）

委員長（高迫千代司議員）

それでは、休憩前に引き続いて再開をさせていただきます。

（「午後5時45分」再開）

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

介護保険料についてお尋ねをいたします。29年度は、第何期やったかな、6期ですかね。だから前年度と同じ、3年間同じ保険料ということで最終年度でありましたが、その29年度の決算の見込みで、次の第7期の保険料、3年間の保険料を決めるということで、この決算見込みが保険料を決める大きなポイントになったということですが、24%値上げというのは大阪府下でも突出していて、その忠岡町の次に大きな引き上げをしたのが大阪市で11.何%かということで、あとはそんなん1桁というところなんですけど、忠岡町だけがやっぱり2桁で突出して、20%を超えて24%ということなんです。この主な値上げの要因については何だったんでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

第6期の計画期間中の給付の状況ですけれども、全体を通して事業計画どおりの給付でございました。一応3年間トータルで計画の給付費に対する給付割合なんですけれども、101.2%でございましたので、先ほど言うたとおり、ほぼ計画どおりの推移で第6期は推移したという形です。

ですので、6期においては、基金が当初6,300万円強あったんですけれども、それを取り崩しての保険料設定でございましたので、6期終了時には基金がなくなるという予定でございましたので、7期は基金がゼロの段階での保険料設定となりましたので、大幅な保険料増という形になった次第でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

第6期、29年度までの給付が、6,300万円の基金を取り崩しても101.2、100を超えているということで、この1.2%の部分が赤になるという、そういう見込みだったわけですかね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そういうことになります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、その分が、しかし第7期に移る際に、第6期の基金の繰り越しできる部分というのは幾ら出ましたでしょうか、この決算で。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

前年度の剰余金の分での基金の積立金が約1,983万円になります。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

1,983万円、約2,000万円が、赤字になるであろうと思った分が黒字ということですか、繰り越せると、2,000万円繰り越せるぐらいだったということになったわけですね。そしたら、この見通しでいきますと、24%の値上げをしたということですが、そこまで赤字ではなかった、黒字になった。そしたら、24%というのはちょっと取り過ぎる形で余ってくるということになりませんかでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

その2,000万円を基金として積めてれば、多少の減額要素にはなったと思います。ですので、第7期も計画どおり推移すれば、この2,000万円は余る予定であるというふうに感じております。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

第7期の計画どおりでいけば、2,000万円はそのまま残っていくであろうという見込みであるということですので、この2,000万円というものを活用して、もう少し保険料の引き下げ、または減免制度の拡充ということに回してもいいのではないかと、いうふうに思いますが、いかがでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

この残金というんですかね、繰り越しの分については、第7期の保険料の軽減材料として置いときたいと思っております。で、減免制度につきましては、近隣の市町と同程度とは感じておりますので、減免制度につきましても現状維持では思っております。ただ、消費税が来年10月には10%になる予定ということで世の中動き出しておりますので、もしその10%になるのであれば、来年10月からは低所得に対しての保険料減免がさらに強化されるような状態というふうに予定をされております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

その消費税の話はちょっと後に起きますが、近隣市と同じような減免制度であるから、今のところ変える予定はないというふうに、そういう答弁だったと思います。ですが、忠岡町の保険料は他市に比べて同じ、同程度の保険料でしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

第7期の保険料は、大阪府下で上から7番目という状況でしたので、他市でいいますと、うちがトップになるのかなという。ちょっと順番がわかってないんですけども、上位にはなっていると思います。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

減免制度は、段階がね、この段階の人をこの段階にしますという、でも段階が忠岡町は他市に比べてトップクラスで高いということですから、同じではないと思いますね。もうちょっとよくしないと、ほかの市にお住まいの方々の保険料と比べたら高いわけですから、減免制度もいいものにしておかないと、ほんとに同じ所得で同じ収入の方やのに、住

んでるところで保険料が高い安い、段階は同じであっても保険料が違ふと。そしたら、減免制度も当然そこに合わせて、低所得の方々にはやっぱり減免していくということが必要ではないかと言えるんじゃないでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

減免の要件は、収入要件と預貯金とございます。その辺でいいますと、軽減内容はちょっと高石さんは4段階ぐらいいまででしてるといふような状況も把握はしております。この辺も、近隣市さんもどのような状況で動いていくのかも、またこの辺は近隣市の状況も確認しながら忠岡町の水準がどうなのかというのは、調査研究してまいりたいと考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

保険料が違ふので、高いので、やっぱり同じ段階の分で同じですということにはならないと思いますので、ぜひ忠岡の低所得の方とか、あと、矛盾しているんですけど、この第5段階の基準額の方というのは、収入が全くゼロであっても、同居の家族に課税者がいたら、本人はゼロなのに第5段階にされて、自分よりも収入が多い方が第4段階、自分より収入の多い方のほうが保険料が安いという逆転現象が起きていると。これもほんとに矛盾なんですよ。同居というか、同じ世帯に課税の人がいたら、ゼロなのに年間7万8,680円払わないといけないと。ゼロなのに。ゼロの人やったら第1段階でしょうといふような逆転現象が起きているといふ、こういう介護保険の矛盾もありますし、それもものすごく忠岡町は高いと。第5段階が泉大津のように安ければまだしも、高いということですので、ぜひその点は考慮もしていただいて、第5段階まで含めて、第4段階もそうですが、第5段階の方についてもやっぱり含めて検討して、この24%の値上げがその方々の負担にならないように、影響が出ないように減免制度も拡充していただきたいといふふうに思いますので、よろしく願いいたします。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

また、いろいろ調査研究してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（高迫千代司議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（高迫千代司議員）

次に、183ページから190ページの後期高齢者医療特別会計決算につきまして、担当課よりの提出資料の説明をお願いいたします。

（大谷保険課長：説明）

委員長（高迫千代司議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すみません、ちょっとわからない部分があるので説明願いたいんですが、この資料の3ページの保険料収納状況なんですけど、現年分が99.77%で、滞納繰り越しが11.32%ということなんですけど、これは0.23%の収納できてない分のうちの滞納繰り越しが11.32%なんですかね。その辺の数字の読み方がわからないので、お願いします。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

まず、現年度分は、平成29年度に賦課をいたしました分の保険料の収納率となっております。滞納繰り越し分につきましては、平成28年度以前のまだ納めていただいていた保険料ですね。その金額の中で納めていただいた分の割合が11.32%ということになっております。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。ありがとうございます。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

保険料のことについてお尋ねをいたします。後期高齢者保険が始まる時に、被用者保険というんでしょうか、健康保険の扶養家族に入っていた後期高齢者の方は、強制的に後期高齢者のほうに移行されたということで、その際に9割軽減だったと思うんですけども、あと低所得の方は8.5割軽減とか、国保の方とかでしたらね。そういうふうな保険料の軽減措置がとられてきました。

ところが、国のほうはこれを段階的に削減して行って、廃止してしまう。ということは、保険料がどんどん上がっていくと。1割の保険料であった方が、だんだんそれがほかの方と同じように措置がなくなっていくというふうなことにされてしまうという、そういうことになっておりますが、この年度はまだそういったことがされていないわけなんですけれども、今後近いうちに、何年度からそれはされるんですか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

今の議員の質問の件でございますが、この見直しはもう平成29年度から始まっております。被扶養者軽減でございますが、平成28年度までは9割軽減、所得割の課税はないという内容でございましたが、均等割の軽減幅が平成29年度はまずこれが7割軽減になってございます。で、平成30年度が、これが5割軽減と。平成31年度以降は軽減がなくなるという形になってございます。

今後ですが、平成30年度以降に後期高齢になられました元被扶養者の方につきましては、2年間に限り5割軽減を適用し、3年目以降は軽減がなくなる本来の均等割の賦課が始まるというふうな形に改められております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

実施が29年度と違ってなく、30年度だろうと思ってたら、もう既に始まっていたということがちょっとわかりました。この会計にそのことがあらわれているということでありますね、影響が出ているということですね。そしたら、その影響額と影響の人数ということをお知らせしていただきたいと思いますんですけども。保険料の軽減措置が。もし出なければ、後で資料でペーパーでいただいてもいいですけど。

保険課（大谷貴利課長）

すみません、ちょっとお待ちください。

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

平成30年度の7月の本算定の時点で、元被扶養者に該当される方が239名おられました。その中で、もともと所得が少ないことによって適用される9割軽減や7割軽減のほうに流れる方もおられます。例えば、9割軽減に流れる方は、239人のうちの94人。7割軽減、実際はこれ8.5割軽減になりますが、この方が72人。で、あと5割軽減というのがございまして、ここに7人の方がおられました。残りの66人の方が被扶養者軽減、昨年までは7割軽減だった分が今年度は5割軽減ということになりましたので、ここに66人の方が今当てはまっているということになっております。

金額につきましては約170万円。これは5割軽減で軽減額です。実際5割軽減された額が約170万円ということになっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

いろいろと制度が非常に複雑な軽減の措置のあり方になるんですが、結局は3年間で軽減措置がもうなくなってしまうということですね。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

元被扶養者軽減の軽減措置がなくなるというわけではございません。3年目から本則どおりになると。

委員（是枝綾子議員）

軽減ではなく普通どおり適用されるから、その中で軽減になる方もいらっしゃるということ。

保険課（大谷貴利課長）

所得のもともとない方であれば、9割軽減、8.5割軽減のほうに行かれる方ももちろんございますので。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

ちょっと今、制度の説明から影響額というか、影響人数について、資料として後日で結構ですので、複雑なので理解がちょっとしにくいということなので、資料としていただけますでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

はい。

委員（是枝綾子議員）

私だけがわからないということではないと思いますが、委員会にちょっと。

委員長（高迫千代司議員）

できれば委員会に提出していただいて、皆さんにお渡しできるようにしてください。

保険課（大谷貴利課長）

はい。

委員長（高迫千代司議員）

よろしくお願いします。

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ということで、こういうことが29年度にもう起こっていたという、そういう決算であったということで、わかりました。

影響額が170万円が5割軽減とか、ちょっと影響額、29年度のこの軽減措置が段階的に削減されてしまった影響額というのが、わかればいいけど、わからなければ後日で結構です。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

去年の本算定の時点で、元被扶養者の方の軽減額が約246万円ございました。なので、単純に246万円から170万円を引きますと、76万円軽減額が減ったということになります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

何名の方に影響が出てますか。

保険課（大谷貴利課長）

昨年も、68名の方がこの元被扶養者というところに該当しておりましたので、ことしも66人なので、もちろん中の人入りくりはあると思いますが、単純に66人で76万円程度ということだと思います。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

単純に計算すると、お1人1万円影響が出たということですね。1万円以上、平均です。76万円割る66人でということですね。わかりました。1人当たり1万円ちょっと保険料が上がりましたということだということですね、計算上は。えらい上がった。えらいこっちゃ。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

そうですね。月額ベースで考えますと、平成30年度の月額は2,145円、29年度の月額は1,291円になっております。ですので、この差分が854円なので、1.2倍すると、ちょうど1万248円という金額が出てまいりますので、ほぼほぼ1万円上がっているというふうになるかと思えます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これは大阪府の広域のほうじゃなく、失礼、国のほうでそれが決まったということで、それに従ってということだと思いますので、大阪府の広域連合ではそのまま、別に大阪府が補助を出してくれるわけもなく、そのまま適用されて影響が出たということで、わかりました。そしたら、大変な負担増になったという計算がわかりました。

あと、保険料の引き下げになった年でしたか、これは。引き上げになった年でしたか。どの2年間でしたか。すみません、29年度、保険料改定があったのでしょうか。これで最後です。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

平成28、平成29年度が第5期ということで、均等割が年間5万1,649円、所得割の率が10.41%で、賦課限度額が57万円でした。これが平成30、31年度、第6期になりますけども、まず均等割が5万1,491円、所得割が9.90%、賦課限度額が62万円ということになってございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

29年度は28年度と同じであるということで、第6期、30年度は、5期と6期と比べたら上がったか下がったかだけちょっと教えてください。平均で。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

均等割が、年間158円減少しました。

委員（是枝綾子議員）

年間。

保険課（大谷貴利課長）

はい、年間158円です。次に、所得割の率が10.41%だったのが9.9%になり

ましたので、0.51%下がってございます。

委員（是枝綾子議員）

年間ですね、わかりました。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。わずかですけど、その6期は下がったということですね。ちょっと大変なことが起こっているということがわかりまして、これが引き続き、まただんだん段階的にそれが大きな影響が出ていく、平成30年度はね、なるだろうということがわかりました。ありがとうございます。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（なし）

委員長（高迫千代司議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議事の都合により本日の委員会をとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（高迫千代司議員）

それでは、異議なしと認めて、延会することに決定いたしました。

なお、あすの朝10時より再開いたします。あすは、下水道事業から始めますので、よろしく願いをいたします。

委員また理事者の皆さん、大変お疲れでございました。ただし、あしたは総括質疑もありますので、自主的にこうした問題を取り上げたいということがあれば、理事者の側にお伝えいただければ、審議はスムーズに行くかなと思いますので、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

（「午後6時15分」延会）